

9 産業

21
1
22

②

| | |
|--------|---------------|
| 国立公文書館 | |
| 分類 | 内閣府 平成17年度 |
| 排架番号 | 4E |
| | 34 |
| | 457 |



裏面白紙

企業の再建整備

(1)



企
業
の
再
建
整
備

(1)

経済企画庁

(1号・23行)

裏面白紙

(1号・23行)

4

企 業 の再建整備 (1)

| 20年 | | |
|-----|----|---|
| 11月 | 1日 | ○ 産業の再組織計画に関する報告 |
| 21年 | | |
| 3月 | 未 | ○ 運用資本金別会社数 株主数 資本金額 運用資本金額 社債金額 |
| 5 | 25 | ○ 商業振興方策(案) |
| 4 | 8 | ○ 戦後企業の再建の促進に関する件 |
| 7 | 30 | ○ 企業再建整備法案 |
| 7 | 29 | ○ 企業経理に関する応急措置法案要綱 |
| 8 | 1 | ○ 日本産業復興の為輸入に因り連合閣最高司令部に対し特に懇請すべき事項 |
| 8 | 6 | ○ 企業再建整備資産評価基準案 |
| 8 | 6 | ○ Enterprises' Reconstruction and Reorganization Bill |
| 9 | | ○ 会社経理応急措置法関係法令集 |
| 11 | 12 | ○ 主要企業生産実態調査実施要領 |
| 12 | 21 | ○ 製造工業原価計算要綱改正方針及び草案送付の件 |

めくれず

裏面白紙

片画全 (17・23行)

5

22年

12月 22日
12 24

- 日本に於ける将来の企業規模 — 米國學者の考察 —
- 同業者団体法(産業団体法)
- 企業再建の基準(仮訳)
- 企業再建整備資産評価基準(案)
- 企業再建整備計画についての經理に関する認可基準
- 企業再建整備法の整備計画についての認可基準
- 企業再建整備法に基づく資産評価基準に関する件
- 中小企業対策に関する行政機構案
- 法人留保所得は次の推計について
- 木材企業の統制
- 工場一覽表
- 経営者実態調査報告

めくれず

裏面白紙

21
大日本帝國政府

産業ノ再組織計畫ニ關スル報告
一九四五一一、一
商工省橋井連絡部長

第一基本方針

日本ニ於テハ商工業者ノ組合、商工會議所、營業上ノ協定等ハ相當古クカラ發生シ之ニ關係スル法律モ整備サレテ來タ
支那事變ト第二次世界戰爭中ニ於テ之等ノ産業上ノ協力組織ハ主トシテ戰爭遂行ニ貢獻セシメル爲メ統制ニ當ラシメル目的ヲ以テ變更サレルト共ニ相當多數ノ組織ガ新ニ追加サレタ、戰爭ノ終了シタ今日之等ノ戰爭遂行ニ關係スル機能ハ不必要トナツタガ反面國民生活ノ安定ヲ目的トスル物資ノ生産ノ確保ト、公正ナル分配ノ實施トノ爲ニスル機能トハ之ヲ保持シテ行クコトガ必要ナル從ツテ産業組織ヲ平和時ニ適スル様ニ變更スルニ方ツテハ不必要ナ混亂ヲ避ケルコトガ何ヨリモ注意スベキ點デア
商工省ニ於テハ十月初メカラ此ノ問題ヲ研究シテ來タガ大体次ノ様ナ諸項ガソノ基本デアアル

裏面白紙

大日本帝國政府

- (一) 戰爭ノ遂行ニ資スルコトヲ目的トシテ設立シタ産業團體其ノ他ノ統制組織ハ解休スル
- (二) 平時ニ於ケル産業ノ改善、國民生活ノ確保ヘノ貢獻ヲ目的トシタ産業團體テ、戰爭中ノ必要ニヨツテ機能ヲ擴張シタモノニ付テハ、從前ノ組織ニ依歸セシメル
- (三) 國民生活必需品ノ生産ノ促進ト公正ナ配給トヲ確保スル爲ニ必要ナ組織ヲ機能ト確立、維持スル但シ其ノ經營ハ業界ノ自治ニヨリ業界ノ公平ナル意見ヲ反映スルモノトスル
- (四) 獨占ノ發生其ノ他公正ナ競爭ヲ阻害スル事實ノ發生ヲ産業組織ノ經營上ニ於テ防止スルト共ニ廣ク産業界一般ニ同様ナ阻害ノ發生ヲ防止シ又ハ發生シタ場合之ヲ是正スル爲ニ必要ナ團體關係企業間ノ相互扶助ニヨル企業能率ノ向上ノ爲必要ナ團體ノ發達ヲ助長スル
- (五) 産業界ニ於ケル團體ノ組織協定及ソノ經營ハ原則トシテ當該業者ノ自主ニ委テ、國家ハ公益ノ保護ト當該産業ノ全般の發達ノ爲必要ナ場合以外ニ之ニ干渉シナイコトトスル
- (六) 以上ノ目的ヲ達成スル爲、現存ノ統制會、商工業組合、商工經濟會等ノ全般のニ互ツテ、ソノ廢止又ハ根本的ナ組織者ヘテ斷行スル

裏面白紙

大日本帝國政府

(四) 新ナル組織ヘノ移行ハ直ニ實施出來ルモノカラ之ニ着手シ
一九三六年五月末迄ニ大体完了ナシメル

第二實施計畫

商工省ニ於テ現ニ研究ガ進行中ノ實施計畫ノ概要ハ左ノ通りデ
アル然シ計畫ガ確定スル迄ニハ、今後商工省以外ノ關係者ノ同
意ヲ得ルノ外、關係ニ於テ決定シタ後法律ヲ要スルモノハ、法
案ニ付議會ノ協議ヲ得ル等ノ手續ヲ必要トスル、從ツテ今後
多少ノ變更ハ起ルコト思ヘレル

一 統制會

重要産業團體會(年 月立法ヲラル)ヘ之ヲ廢止シ之ニ
基イテ設立ヲラレタ統制會ヘ之ヲ解散スル、統制會ノ機能ノ中
重要原材料及製品ノ公正適當ナ配給ノ統制ノ爲必要ナモノハ、
今後設ケラレル同業會(*carpenter*)ニ移スヲ定テアルガ右ニ關
スル法律ノ成立迄ノ間ハ商工組合法ニヨル組合又ハ斯ル統制ヲ
目的トスル任意的ナ團體ニ之ヲ移管スル

二 商工組合

商工組合法(年工業組合法 年商學組合^考法ヲ基礎ト
シ 年立法ヲラル)ニ基ク多數ノ組合ノ機能ハソノ職時色

裏面白紙

7/2

大日本帝國政府

ヲ拂拭シテ存置スルコトヲ必要トスル
 從來ノ組合ハ事業者ノ相互扶助及共同利益ノ促進トイフ目的ト
 當該業界ヲ組織化シテ國家統制ノ單位トナルトイフ目的トノ兩
 者ヲ兼ヘル「統制組合」(Union for control)ノ形ニヨルモノガ大部
 分ニアツテ前者ノ目的ノミヲ達成スル「株式組合」(Union for
Shareholding)ハ充分ヲ發達ヲ遂ゲテキナカツタ、統制組合ニ於テモ國
 家統制ノ單位トナルコトガ戰時中ニ於テハ第一ノ要請ニアツタ
 爲前者ノ目的ノ達成ハ十分ナカツタ今後ニ於テハ專ラ專ラ當
 事者間ノ鞏固ナ相相互結合ニヨル共同利益ノ促進ヲ圖ルコトヲ
 組合制度ノ使命トシテ特ニ中小企業ノ多イ我國ヲハ此ノ目的ノ達
 成ヲ國家トシテ充分ニ助長シタイト考ヘル從ツテ今後ノ組合ハ
 各稱モ「協同組合」(Co-operative Association)ト改メ全ク當業者ノ自
 由ナ發意ニヨル結合トシ、加入者ノ範圍モ企業ノ大小、業種ノ
 差異ヲ問ヘナイ自由ナモノトシタイ方針ヲアル 從ツテ協同組
 合ニハ各種ノ事業ヲ營ム企業ガ参加スルニ至ルコトトナルノテ或
 ル一定ノ業種ノミヲ從斷的ニ統制スル場合ノ業界自治的統制組
 織トシテハ適當テナイシ、又此ノ機能ヲ兼ホササル場合ニハ從
 來ノ統制組合ト同様ニ異ツタニツノ目的ヲ追求スル爲其ノ何レ

裏面白紙

大日本帝國政府

モ十分ナ效果ヲ期待出来ナイトイフ缺點モ生スル虞レガア
ルノテ上ニ述ベタ「同業會」ニ統制機能ヲ集中シ協同組
合ハ専ラ當事者間ノ共同利益ヲ圖ル爲ノ自由ヲ結合ノ組織
ニ對イト考ヘテキルガ此ノ點ニ付テハ協同組合ニ統制機關
タル使命モ兼ネザナルコトヲ主張スル議論モアガノテ尙決
定ニハ至ツテキナイ

何レニヤヨ現在ノ組合ハ平和的ナ相互扶助ノ精神ヲ其ノ使命
ノ基礎トシテキルモノデアリ、又其ノ數モ甚ダ多數ニ上ル
コトヲ考慮スレハ適當リノ業界ノ混亂ヲ避ケル必要カラ見
テモ一應新法律ノ成立迄現在ノ形ヲ存置スルコトガ必要且
適當ト考ヘラレル但シ戰時中全ク統制ノ必要ダケカラ設立
ラレタモノハ之ヲ速ニ廢止スルシ又其ノ運営ニ付テ戰時色
ヲ拂拭スルコトニ努メルコトハ勿論デアル

三 商工經濟會

商工經濟會ハ古クカラ存在シテキタ各都市ノ自治的ナ綜合
經濟機關タル「商工會」ヲ戰時ノ必要ニ基イテ改組シ
都道府縣ヲ地區トシ政府ノ命令ニ基イテ設立セラレ政府ノ
任命ニヨル役員ノ下ニ地區的ニ各産業ノ橫斷的ナ連絡ヲ圖

裏面白紙

大日本帝國政府

ルトイフ使命ノ下ニ活動ヤシメタモノアル 然シ乍ラ自發的ニ
各都市ヲ發生シタ組織ヲ無意ニ都道府縣ノ地區ニ擴張シタ爲ニ
會員ニトツテ親シミノ薄イモノトナフタコトト積極的ナ權限
ヲ與ヘラレナカツタ爲大シタ統制機能モ持タナカツタコトノ
ニツノ理由ノ爲ニ性格的ニ中途半端ナモノトナリ現在ニ於テ
ハ存置ヲ必要トシナイ存在トナフテキル

之ノ改組ノ方針トシテハ

- (一) 第一ニハ眞ニ業界カヲ生ミ出サレル親密ナ結合感情ヲ基礎ト
スル各産業間ノ連絡機關ヲ自由ニ設置ヤシメ且之ヲ保護ス
ル爲ニ以前ノ商工會議所ト同様ノ性格ヲ持ツ「商工會議所」
ヲ各都市ニ復活ヤシメル

裏面白紙

大日本帝國政府

(二) 第二ニハ業界ニ於ケル各種ノ産業上ノ紛争ノ調停ヤ、獨占其他公正競争ヲ阻害スル虞アリ、事項ノ發生ヲ防止スル仕事ヲ、産業界ノ自主的ナ責任トシテ、經驗ニヨリ妥當ナ判斷トニ基イテ處理セ、爲ニ各種道府縣ニ新ニ「經濟會議所」(Chamber of Economy)ヲ設置ス、經濟會議所ハ各都市ノ商工會議所ヲ稱成員トシテ設立セラレ、役員モ稱成員ノ選舉ニツテ決定セラレ、經濟會議所ハ紛争ノ解決ニ必要ナ範圍ヲ資料ヲ要求シ又ハ人ヲ召喚ス、權限ヲ國家カラ賦與セラレ、公正競争ノ阻害ニ依リ國家ノ禁止法令ニ違反シタ事件ニ付テノ經濟會議所ノ裁決ハ司法裁判ニ於テ明白ナ證據トシテ取扱ヘレ、權限ヲ有セシメ、但シ右ノ裁決ニ對シ、當事者ニ於テ異議アリ、場合ハ、後ニ述ベ、
「全國經濟會議所」(The national Chamber of Economy)ニ再審査ヲ出願出來、シ、又當該地區ノ地、長官ガ公堂上重大ナ異議ヲ有ストキハ裁決後一定期間内ニ理由ヲ附シテ再審査ヲ要求ス、コトヲ認メラレ、

中央經濟團體

現在法制的ニ認めラレテキ、中央經濟團體ハ「商工組合中央會」ダケデアツテ、先般ノ「國際カ、テル其ノ他ノ法令ニ關ス、調査」ニ於テ報告シタ様ニ、任意團體トシテ「日本經濟聯盟會」ヤ「重要産業協同會」ヤ「全國商工經濟會議協同會」ガアルガ、何レモ其ノ性格

裏面白紙

大日本帝國政府

方産業界ノ一面ニ配ラレテキルシ又強力ナ全産業代表ノ機能ヲ持ツ
 テキナイ。今後ノ狀勢ニ於テハ諸外國ニ對スル關係ニ於テモ、國內
 ノ勞働團體ヤ農業者團體ニ對スル關係ニ於テモ、更ニ政府ニ對スル關
 係ニ於テモ、強力ニ全産業ヲ公正ニ代表シ且産業分野ニ於ケル指導
 ノ中心トナル團體ガ必要ナルノデ、新シキ法律ニ基イテ「全日經
 濟會議所」(The national chamber of commerce)ヲ設立スル方針デアラガ、
 其ノ設立ヲ見ル迄ハ現在ノ機關ヲ存置シテ儘クコトヲ適當ト考ヘル、
 尙現在ノ「商工組合」ヲ上ニ述べタ如ク「協同組合」ニ改組スルニ
 伴ツテ、現在ノ「商工組合中央會」ハ「協同組合中央會」ニ改組シ、
 協同組合ノ指導、改善、發達ヲ圖ラシメル方針デアアル。
 「全日經濟會議所」ハ「都道府縣ノ「經濟會議所」、全日ラ地區トス
 ル「同業會」及「施設組合」其他ノ必要ナ者ヲ以テ構成セシメ、全産
 業ノ利益ヲ外ニ對シテ代表セシメルト共ニ、産業界ニ於ケル紛争ノ
 調停、公正競争ノ阻害ニ對スル監督ニ付テハ經濟會議所ノ上級機關
 トシテ其ノ最終決定ヲ爲サシメル。資料要求及關係者召喚ノ權限並
 ニ裁決ノ效力ニ付テハ經濟會議所ト同様デアアル。其ノ裁決ニ對シテ
 ハ中央政府ノ再審査要求ヲ認メル。
 五 獨占ノ禁止其他公正競争ノ確保
 現ニ存在スル財團ノ解體ニ付テハ政府ノ事實上ノ行政指導ニ依リ遂

裏面白紙

大日本帝國政府

大實現ヲ見ツツアリ、其ノ細部ノ決定ニ付テハ尙研究ガ難ク
レツツアルガ將來ニ於ケル獨占ノ發生ヲ禁止シ其ノ他公正競争
ヲ確保スルニ必要ナ熟指圖ニ付テモ法律ヲ以テ明確ナ規定ヲ
ク方針ヲ詳細ハ目下研究中デアル

裏面白紙

○ 運用資本金額（拂込資本金額に積立金額を加え、繰越
 欠損額を控除した額）別会社数、株主（社員）数、資
 本金額、運用資本金額、社債金額（昭二一、三、末現在）

| 会社数 | 株主(社員)数 | 資本金総額 千円 | 運用資本金額 千円 | 社債金額 千円 |
|--------|----------|-------------|--------------|------------|
| 五九、六六四 | 六四、五、六四一 | 三、〇三〇、六五〇 | 二、四二六、三五七 | 五、一 |
| 二、五八二 | 三、三五、五五一 | 三、五九七、四四七 | 三、三二九、七四八 | 二、二 |
| 六、一三四 | 一、四七、八四三 | 二、〇九二、五八二 | 一、九二六、一一一 | 一 |
| 二、八三一 | 一、六〇、四〇五 | 二、二〇三、三〇一 | 二、一〇五、〇一九 | 一 |
| 二、七七七 | 八、六七、二八一 | 六、三三六、七五二 | 五、九七〇、四六五 | 一〇、一六七 |
| 五、〇二 | 二、六六、六四六 | 三、六四六、六八五 | 三、五五七、五四九 | 二〇、三八〇 |
| 五、〇〇 | 一、〇四、四五二 | 一、〇〇七、八八二 | 一、〇四五、八三六 | 三、九五、三七四 |

| 五、〇〇〇、〇〇〇円 | 運用資本金額 | 合計 |
|------------|-------------|-----------|
| 一、四二 | 一、九七〇、二二五 | 九、五七七一 |
| 六、三七 | 八、九八七 | 五、四七〇、一三 |
| 七、三五〇、八 | 二、〇、五八八、九一〇 | 五、四七七、四一七 |
| 二、八七六、六〇二 | 二、二、八七六、六〇二 | 五、二六五、〇五三 |
| 二、九三三、六九七 | 二、九三三、六九七 | 一、九七三、三三六 |

裏面白紙

○業種別会社数、株主(社員)数、資本金総額、社債金額(昭二三年現在)

| 業種 | 会社数 | | | | 株主(社員)数 | 資本金総額 | 社債金額 |
|---------------|-------|----|--------|--------|---------|--------|------|
| | 合名 | 有限 | 株式 | 合計 | | | |
| 農業 | 一三六 | 二四 | 一四二 | 三〇二 | 一八〇 | 三三、七〇〇 | |
| 水産業 | 二四 | 一 | 二六二 | 二八七 | 四、〇八一 | 三、七〇〇 | |
| 鉱業 | 四〇 | 一 | 一、〇七八 | 一、一二九 | 一、五八四 | 一、五八四 | |
| 工業 | 三〇六 | 二〇 | 三、五〇五 | 三、八三一 | 一、〇三三 | 一、〇三三 | |
| 商業 | 五八二 | 一六 | 二、四七九 | 三、〇七六 | 一、五〇〇 | 一、五〇〇 | |
| 金融及 信託業 | 二四八 | 一 | 七九二 | 一、〇四〇 | 三、六九七 | 三、六九七 | |
| 交通業 | 二五四 | 三 | 三三九 | 六九六 | 二、七九〇 | 二、七九〇 | |
| 其他 | 五一四 | 三 | 一、二二三 | 一、七四〇 | 八、五七二 | 八、五七二 | |
| 合計 | 二、二五八 | 四三 | 一〇、〇四二 | 一二、三四三 | 一、七五八 | 一、七五八 | |
| 合計(内 同業会社) | 八、四九五 | 一 | 九、七〇六 | 一〇、五五二 | 一、七五八 | 一、七五八 | |

○ 年別会社数 株主(社員)数 資本金総額 社債金額

(十二月末日現在。但し昭和十九年度以降は昭和二十年三月末日現在に示す。)
 本表の計は揚子株式会社及び外資会社の支辨を含まず。

| 会社数 | 昭和十七年 | | | | 昭和十八年 | | | | 昭和十九年 | | | | 昭和二十年 | | | |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 合名 | 合資 | 株式 | 株主合資 | 合名 | 合資 | 株式 | 株主合資 | 合名 | 合資 | 株式 | 株主合資 | 合名 | 合資 | 株式 | 株主合資 |
| 株主(株主)数 (株主(株主)数) 資本金総額 | 一三、五七九 | 三二、〇四三 | 四〇、九四九 | 二二 | 一三、二六七 | 二八、二四二 | 四二、九八八 | 二二 | 一〇、三五九 | 二五、三三八 | 四七、〇九二 | 一七 | 九、三五八 | 二一、六〇六 | 四六、〇四二 | 四三 |
| 有価証券 | 一五、三四二 | | | | 一九、三八六 | | | | 一九、五〇七 | | | | 一八、七二二 | | | |
| 合計 | 一〇、一九三九 | | | | 一〇、八一九 | | | | 一〇、二、三二六 | | | | 九、五七三 | | | |
| 株主(株主)数 (株主(株主)数) 資本金総額 | 九、五三六 内、二、七七〇 | 二、五〇七 内、二、七七〇 | 二、九一〇 内、二、七七〇 | 二、九一〇 内、二、七七〇 | 八、五九七 内、二、七七〇 | 二、五〇七 内、二、七七〇 | 二、九一〇 内、二、七七〇 | 二、九一〇 内、二、七七〇 | 八、五九七 内、二、七七〇 | 二、五〇七 内、二、七七〇 | 二、九一〇 内、二、七七〇 | 二、九一〇 内、二、七七〇 | 八、五九七 内、二、七七〇 | 二、五〇七 内、二、七七〇 | 二、九一〇 内、二、七七〇 | 二、九一〇 内、二、七七〇 |
| 資本金総額 | 四、九八七、三三六 | | | | 四、六六五、六五一 | | | | 四、九四九、五五五 | | | | 五、一四八、四四四 | | | |

| 株式会社 | 昭和十七年 | | 昭和十八年 | | 昭和十九年 | | 昭和二十年 | |
|----------------------|----------------------|-------|----------------------|-------|----------------------|-------|----------------------|-------|
| | 株主(株主)数 (株主(株主)数) | 資本金総額 | 株主(株主)数 (株主(株主)数) | 資本金総額 | 株主(株主)数 (株主(株主)数) | 資本金総額 | 株主(株主)数 (株主(株主)数) | 資本金総額 |
| 株主(株主)数 (株主(株主)数) | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |
| 資本金総額 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |

商業振興方策(案)

(三二五課)

一 基本方針

日本経済の恒久的再建方策の一環としての商業の振興方策として、

(一) 商業者の存在理由を再確認すること。

資本主義経済組織及社会主義経済組織の何れの下においても、商業者の職能は、需給の調節と必要欠くことのできないものであり、特に資本主義経済組織の下では、更に金融及危険負担といふ重要な職能を併せ有するものであつて、商業者の職能は、何れの社会でも之を否定し得ず、商業者の存在理由を肯定すること。

(二) 商業者の人口構成上の地位を合理化すること。
日本に於ては、今後、

(1) 財閥の解体、單需企業の消滅に伴ひ必然的に産業の中小企業化が行はれる関係上、中小工業の小規模生産による製品の多様性、

(2) 生産財に比し消費財の生産の大々いこと、

(3) 消費者住宅形式の平面性

(4) 通過貿易形態は戦前と全様に將來の日本の特質でもあり、従つて生産と消費の間の距離が隔絶してゐること。

等の諸理由から、諸外國に比して、中小商業の多数の存在が必然的であるが、しかも工業生産の増大を期せねばならぬ関係から、商業面が單なる半失業者リブートルと化する様をこは警戒せねばならない。

以上の二つの観念を主軸として、將來の商業を再建振興することとしたい。

二 対策

(一) 商業者の組織化

(1) 現行商工組合法を改正し、民主的組織を運営により商業者の組織化を促進すること。この場合、戦後の臨時措置として重要基礎物資、国民生活用品等で、生産及配給の統制を実施するものについては、すべて組合を組織せしめ、その他の物資についてもできる限り組合を組織せしめて、共同仕入、共同販売、共同保管、金融等の経済事業を促進し、経営の合理化を図ると共に、統制上必要なものは、組合の自治統制力によつて、組合員及アントサイダートの規正を行ふこと。

(2) 新しい商工組合の構成については、次の通とする。

(イ) 従来組合組織は、中小工業、卸、小売等の各段階別に横断的に組織され、従て相互に排除する結果を生じ、かへつて業界の健全な発展を阻害した場合は、今後、今後、横断的に利害関係密接な業者及場合によつては消費

者も共に、同一の組合に包容して、有機的に單個の企業体のやうな運営を促進すること。

(ロ) 同屋についても、できる限り中小工業者と同一組合に加入せしめ、同屋を中心として中小工業者を直結するやうに組織し、原材料の配給を同屋に集中し、製品の出荷も之に行はせると共に、同屋の金融機能を活用することにより、同屋をむしろ生産者として、又は生産者のための機関としての性格を明確にすること。

(ハ) 地方卸売業は之を小売業者と直結し、小売の組合へ包容することを経極的に認めること。

(ニ) グローカーの存在は、できる限り排除し、悪質のものは警察取締を強化すること。

(三) 自由連鎖店(チェーン・システム)の促進

日本における中小商業者の特質を考慮し、小規模大経営組織

である自由連鎖店の活用を大いに促進したい。即ち

(1)多数の小規模業者が集つて、大規模の仕入を行ひ、小規模の販売をまづために、

(2)一人又は数人の卸売業者が中心となり、多数の小売業者を糾合して組合又は会社組織により、小売業者はこの卸売業者を通じて、共同仕入を行ふ組織

(3)多数の小売業者が協同組合組織に依り、自由連鎖店を組織し、或は卸売業者をその中に加へ、或は直接に工業者から共同仕入を行ふ組織

(4)多数の小売業者が生活必需品配給会社の如きものを作り、場合により卸売業者を加へて全国的に倉庫配分を行ふ組織等により経営の合理化を行はしめらうのである。

(5)自由連鎖店は組合契約の内容により、様々の形態を採らしめる。即ち單に共同仕入を行ひ他の経営方策は各店舗の自由に

放任するもの、進んで共同広告、共通商号を用ふるもの、更に進んで店舗の設備、裝飾、看板、陳列、販売方法等一切を共通に統一するもの等があり得る。

(6)自由連鎖店の発達により、商品の規格を標準化し、価格の表示を簡明とし、経営方法についても店舗の相互的向上を期す。

(三)消費組合対策

(1)消費組合については、これを配給機関の一形態と觀念し、専ら消費者の利便の見地から対策を決定するを要する。即ち専門商業者によるべきが、消費組合によるべきかは、主として消費者の選擇にまかせ、消費者の選擇による自由競争を根幹とすべきである。

従て二つの見地から消費組合によるを適當とする條件としては、

(2)配給価格が一般小売業者と同一又はそれより低廉であること

(3)商品の送荷能力が相当にあること

(1) 保管設備、輸送手段が整備してあること

(2) 資金的に事業の基礎が着実であること

(3) 商品の配給が迅速適正であること

(2) 消費組合の中、地域的消費組合については、前号の諸条件が相当地に具備せられることが必要であるが、官庁、会社等の地域的消費組合には、一部の条件のみで充分である場合が多い。又鉦山地方或は商店街から隔絶した大工場地帯等の地域的職域的消費組合は、むしろ積極的にこれを活用する。

(3) 農村地方に於ける消費組合は、農業生産資材の配給に限定すべきであるが、農家の作業用物資等は、其の配給割当系統と現物の取扱とを区分して考へ、現物の配給機関としては消費者たる農家の選擇に任せるべきである。

(四) 商業道德及信用の確立

(1) 戦時中における商業者の不信任は、今日も尚一般化してゐるから、速に商業者自体の反省により商業道德の確立を図ると共に、消費者の声を反映する組織として生活必需品については、配給本員会を設け、消費者代表の意見を採り入れるべきである。

(2) 対生産者、対消費者の關係において、相互に信用組織を確立し掛賣制、月賦販賣制の復活を速に図ると共に、労力の突足と関係し配給制をも復活したい。

(五) 金融対策

中小業者に対する政府の補助金、低利資金の融通等の対策は、國家財政の事情から困難なうて、企業整備共助金等の戦時中の負担は速に整理を完了すると共に、金融対策として、商工組合中央金庫の活用と共に、市街地信用組合を中小商工業者の為の金

融機関として、其の預金の吸収力を活用し事業資金貸出の圓滑化を期したい。これがために必要に應じ、市街地信用組合と商工組合中央金庫との合体を促進したい。

(以上)



21.22-2
(20)

戰後企業ノ再建ノ促進ニ關スル件(ボツ勅要綱案)

二一、四、八

第一 本法ハ終戦後ニ於ケル民需産業ノ急速ナル再開並ニ之ガ健全ナル發達ヲ圖ル爲企業ノ簡

易ニ進ムル機轉及整理ヲ促進スルコトヲ目的トスルコト

第二 民需産業ノ急速ナル再開又ハ事業ノ轉換及整理ノ爲本法ニ依リ會社ヲ設立セントスル者

ハ之ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキコト

第三 民需産業ノ急速ナル再開又ハ事業ノ轉換及整理ノ爲事業ノ經營ノ委任又ハ重要ナル設備

ノ賃貸、設備ノ出賃又ハ譲渡ヲ爲セントスル者(以下認可申請者ト稱ス)ハ之ニ付命令ノ定

ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキコト

第四 認可申請事業ノ經營ノ委任又ハ重要ナル設備ノ賃貸ニ付第三ノ認可ヲ受ケントスルト

キハ株主總會ノ招集ニ代ヘ株主ニ對シ又ハ他ノ法令ノ規定若ハ既在ノ契約ノ條項ニ依リ其ノ

同意ヲ得ベキ債權者ニ對シ事業ノ經營ノ委任又ハ重要ナル設備ノ賃貸ニ付異議アラバ二週間

以內ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得ルコト

前項ノ期間內ニ異議ヲ述ベタル株主及債權者ノ議決權ノ數又ハ債權ノ額ガ議決權ノ總數又ハ

同意ヲ得ベキ債權者ノ債權ノ總額ノ三分ノ一以上ナルトキハ認可申請者ハ命令ノ定ムル所ニ

ヨリ主務大臣ノ決定ヲ申請スルコトヲ得ルコト

第一項ノ期間內ニ異議ヲ述ベタル株主及債權者ノ議決權ノ數又ハ債權ノ額ガ議決權ノ總數又

ハ同意ヲ得ベキ債權者ノ債權ノ總額ノ三分ノ一ニ減タザルトキ又ハ前項ノ規定アリタルトキ

ハ認可申請者ハ他ノ法令ノ規定又ハ既在ノ契約ノ條項ニ拘ラズ事業ノ經營ノ委任又ハ設備ノ

賃貸ヲ爲スコトヲ得ルコト

第五 認可申請者設備ノ出賃又ハ譲渡ニ付第三ノ認可ヲ受ケントスルトキハ株主總會ノ招集ニ

代ヘ株主ニ對シ又ハ他ノ法令ノ規定若ハ既在ノ契約ノ條項ニ依リ其ノ同意ヲ得ベキ債權者ニ

對シ設備ノ出賃又ハ譲渡ニ付異議アラバ二週間以內ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得ル

コト

前項ノ期限内ニ交渉ヲ成セタル株主及債権者ノ議決權ノ數又ハ債權ノ額ガ議決權ノ總數又ハ
同項ヲ得ベキ債権者ノ債權ノ總額ノ五分ノ一以上ナルトキハ認可申請者ハ命令ヲ定ムル所ニ
依リ事務大臣ノ決定ヲ申請スルコトヲ得ルコト

前項ノ期限内ニ交渉ヲ成セタル株主及債権者ノ議決權ノ數又ハ債權ノ額ガ議決權ノ總數又
ハ債權者ノ債權ノ總額ノ五分ノ一ニ滿タザルトキ又ハ前項ノ規定アリタルトキ
ハ認可申請者ハ他ノ法令ノ規定又ハ既存ノ契約ノ條項ニ拘ラズ設備ノ出資又ハ譲渡ヲ爲スコ
トヲ得ルコト

前項ノ設備ニシテ工場財庫ニ屬スルモノハ出資又ハ譲渡ニ依リ移轉シタル後ト雖モ仍原財庫
ニ屬スルモノトスルコト但シ抵當權者ハ設備ノ出資又ハ譲渡ヲ受ケタル者ノ同意ヲ得ルニ非
ザレバ右ノ設備ニ屬スル設備ノ處分ヲ爲スコトヲ得ザルコト

第六 第四及第五ノ規定ニ依リ認可申請者ヨリ事業ノ經營ヲ委任又ハ設備ノ貸貸、出資又ハ讓
渡ヲ受ケタル者資本増加又ハ合併ヲ爲サントスルトキハ命令ヲ定ムル所ニ依リ事務大臣ノ認
可ヲ得クベキコト

第七 本法ニ依リ會計ノ設立、設備ノ全部若ハ一部ノ譲渡若ハ讓受、合併又ハ資本増加ニ關シ
事務大臣ノ認可アリタルトキハ命令ヲ定ムル所ニ依リ商法第百七十三條、第百八十一條及第
三百五十三條ノ規定ハ之ヲ適用セザルモノトスルコト此ノ時ニ於テ同法第百八十八條中第百
七十三條ノ手續終了ノ日トアルハ主務大臣ノ認可アリタル日トスルコト

第八 主務大臣ハ本法ノ規定ニ依リ設立セラレタル會計又ハ本法ノ規定ニ依リ事業ノ經營、委
任又ハ設備ノ貸貸、出資又ハ讓渡ヲ受ケタル者ニ對シ必要アリト認ムルトキハ監督上必
ル命令ヲ爲スコトヲ得ルコト

第九 第三、第四及第五ノ規定ニシテ事業ノ重要ナルモノニ付テハ企業

再建委員會（假稱）ノ議ヲ經ベキコト

第十 本法ハ施行後一年ヲ限リ其ノ效力ヲ有スルモノトスルコト

裏面白紙

戰後產業臨時調整令ノ施行ニ依ル産業ノ統制ニ關スル
期限ノ管轄區分及相互ノ關係ニ關スル本要綱

三一四六 商務局

第一 内閣ト商工省トノ關係

(1) 内閣(經濟安定本部第二部)ハ綜合的ナル經濟安定施策ノ視點ヨリ資材ノ産業別配分ニ
關ケル優先順位ノ決定ニ關スル基本方針ヲ策定シ之ヲ商工省(臨時需給調整局)ニ連絡
ス

(2) 商工省(臨時需給調整局)ハ内閣ヨリ連絡ヲ受ケタル基本原則ニ基キ各省及各需要團體
ノ要求ヲ調整シ全國的統制ヲ行フ物資(以下甲號物資ト稱ス)ニ關スル具體的ナル需給
計畫ヲ決定シ之ヲ地方方面ニ指示スルト共ニ内閣ニ報告ス

(3) 商工省(臨時需給調整局)ハ生産需給ノ狀況ニ關スル重要ナル事項ヲ内閣ニ通報スルト
共ニ之ニ關シテ意見ヲ内閣ニ提出シ内閣ニ於ケル事務ノ調整ニ力ス

第二 臨時需給調整局ト原局及各省トノ關係

(1) 甲號物資ノ産業別配分計畫ノ認可及産業別甲號物資配當計畫ノ決定ハ臨時需給調整局之
ヲ行フ

(2) 全國ヲ地區トシテ生産統制團體及全國ヲ地區トスル配給統制機關(配給協議會ヲ含ム以
下同ジ)並ニ二以上ノ地方商工局ノ地區ニ亘ル生産統制團體及配給統制機關(以下甲號
生産統制團體トシテ甲號配給統制機關ト稱ス)ニ對スル指定及認可其他ノ監督或ニ企業
全體ニ對シテノ監督指導ハ原局之ヲ行フ

原局ハ甲號生産統制團體ノ提出セル生産計畫ニ關スル意見ヲ臨時需給調整局ニ連絡スル
ト共ニ其ノ審議ニ參與ス

臨時需給調整局ハ於テ認可シタル甲號物資ノ産業別生産計畫及其ノ決定シタル産業別甲
號物資配當計畫ハ原局ヲ經由シテ之ヲ各省商工局及地方甲號配給統制機關ニ指
示ス

(5) 前號ノ産業別生産計畫ニ基キ甲號生産統制團體ニ於テ爲ス具體的ニ地區別、企業別、品
種別等)生産計畫及具體的資材配當計畫ノ認可ハ原局之ヲ行ヒ其ノ内容ヲ臨時需給調整
局ニ報告ス

(6) 甲號配給統制團體ニ對スル具體的配給計畫ノ指示ハ原局之ヲ行ヒ其ノ内容ヲ臨時需給調
整局ニ報告ス

(7) 臨時需給調整局ニ生産配給ノ實情ヲ考査スルト共ニ生産配給ノ詳細ノ方法、機關等ニ關シ需給ノ圓滑ヲ圖ル爲必キナル改善意見ヲ原局ニ連絡ス

(8) 甲種生産統制團體及甲種配給統制機關ト企業其ノ他ノ者トノ間ニ於ケル紛争ノ決定ハ事ノ輕易ナルモノハ原局之ヲ行ヒ事ノ重要ナルモノハ臨時需給調整局之ヲ行フモノトス

(9) 原局ハ所管産業ニ於ケル生産配給ノ狀況ニ關スル重要事項ヲ臨時需給調整局ニ連絡ス

第三 地方商工局ト商工省トノ關係

(1) 地方商工局ハ其ノ管轄區域ノ全部又ハ一部(但シ二府縣以上ニ亘ルモノ)ノ地區トスル生産統制團體、甲種生産統制團體ノ下部統制團體ヲ除ク)及配給統制機關(以下乙種生産統制團體又ハ乙種配給統制機關ト稱ス)ニ對スル指定及認可其ノ他監督ヲ行フ但シ乙種生産統制團體ハ乙種配給統制機關ニシテ全國的統制機關ニ密接ナル關係アルモノノ指定又ハ指定ノ取消ニ付テハ豫メ關係原局ニ協議スルコトヲ要ス

(2) 臨時需給調整局ハ其ノ認可セル甲種物産ノ産業別生産計畫及其ノ決定セル産業別甲種物産配給計畫ヲ、原局ハ其ノ認可セル甲種生産統制團體ノ具體的生產計畫及具體的甲種物産配給計畫以テ甲種配給統制機關ニ指示シタル具體的配給計畫ヲ地方商工局ニ通報ス

(3) 原局ハ甲種生産統制團體ノ具體的生產計畫及具體的甲種物産配當計畫ニ付物産ノ實情ニ應ジ其ノ一部ノ認可ヲ地方商工局ヲシテ行ハシメ又ハ其ノ認可ニ當リ地方商工局ノ意見ヲ受スルモノトス

(4) 原局ハ甲種配給統制機關ニ對シ指示スル具體的配給計畫ニ於テ事情ノ許マズ地方商工局ニ對シ一定ノ基準保留分ヲ配當シ及細部ノ配給計畫ヲ地方商工局ヲシテ決定セシムル如ク措置スルモノトス

(5) 地方商工局ハ甲種物産以外ノ物産ニシテ其ノ管轄區域内ニ於テ需給ノ調整ヲ爲スニ必要トスルモノ、以下乙種物産ト稱ス)ニ關スル需給計畫及前號ニ依リ地方商工局ヲシテ其ノ具體的配給計畫ヲ決定スルモノ、以下レアル甲種物産ニ關スル配給計畫ヲ策定ス

(6) 地方商工局ハ商工省ヨリ通告ヲ受ケタル諸計畫及其ノ策定セル諸計畫ニ進級シ下部統制團體又ハ乙種生産統制團體ノ具體的生產計畫及資材配當計畫ヲ認可シ及甲種又ハ乙種配給統制機關ニ對スル具體的配給計畫ヲ指示ス

(7) 地方商工局ハ其ノ管轄區域内ニ在ル甲號生産統制團體若ハ甲號配給統制機關ノ支部、支店、若ハ出張所、下級配給指定商又ハ企業特ニ重要工場事業場ノ活動ノ狀況ヲ監督シ原局ヲ佐ケテ生産増進ニ努ムル協力、諸般ノ困難ノ是正、紛争ノ調停等ノ現場ニ於ケル事務ヲ處理スルト共ニ其ノ重要事項ヲ關係原局ニ報告ス

(8) 乙號生産統制團體又ハ乙號配給統制機關ト企業其ノ他ノ者トノ間ニ於ケル紛争及(3)又ハ(4)ニ依リ委任セラレタル範圍ニ於ケル甲號生産統制團體又ハ甲號配給統制機關ト企業其ノ他ノ者トノ間ニ於ケル紛争ノ裁定ハ地方商工局之ヲ行フ但シ事ノ重要ナルモノハ關係原局ニ之ヲ報告スルモノトス

(9) 原局ハ口號生産統制團體ヲシテ下部統制團體ニ對スル諸般ノ指示及下部統制團體ガ其ノ會員ニ對シテ爲ス生産指示、資材配當等ノ内容ヲ常時關係地方商工局及關係地方商工局ニ對シテ報告セシムル如ク監督スルモノトス

(10) 商工省ニ於テ口號物資ノ生産及配給ニ關スル府縣別計畫ヲ決定スル場合ハ關係地方商工局ニ對シテモ同時ニ之ヲ通報スルモノトス

(11) 地方商工局ハ管轄區域内ニ於ケル生産及配給ノ狀況ニ關スル重要事項ヲ常時關係原局ニ報告ス

第四 地方商工省及地方商工局トノ關係

(1) 地方商工局ハ其ノ管轄區域ノ全部又ハ一部ヲ地區トスル生産統制團體(甲號生産統制團體又ハ乙號生産統制團體ノ下部統制團體ヲ除ク)及配給統制機關(以下丙號生産統制團體又ハ丙號配給統制機關ト稱ス)ニ對スル指定及認可其ノ他ノ監督ヲ行フ但シ丙號生産統制團體若ハ丙號配給統制機關ニシテ全額統制機關ト密接ナル關係アルモノ又ハ乙號生産統制團體若ハ乙號配給統制機關ト密接ナル關係アルモノノ指定又ハ指定ノ取消ニ付テハ關係原局又ハ地方商工局ニ協議スルコトヲ要ス

(2) 地方商工局ハ臨時需給調整局及原局ヨリ通報アリタル諸計畫其ノ指定セル甲號又ハ乙號物資需給計畫ニ進捗シ管轄區域内ノ地方商工局ニ對シテ當該府縣ニ於ケル生産及配給ノ諸計畫ヲ通報ス

(3) 原局又ハ地方商工局ハ甲號又ハ乙號生産統制團體ノ具體的生產計畫及其具體的資材配當計畫ニ付物資ノ實情ニ應ジ其ノ一部ノ認可ヲ地方商工局ニ行ハシメ又ハ其ノ認可ニ當リ地方商工局ノ意見ヲ徵スルモノトス

(4) 原局又ハ地方商工局ハ甲號又ハ乙號配給統制機關ニ對シテ指示スル具體的配給計畫ニ於テ事情ノ許ス限リ地方商工局ニ對シテ一定緊急保留分ヲ配當シ及細部ノ配給計畫ヲ地方商工局ニ決定セシムル如ク措置スルモノトス

(5) 地方商工局ハ甲號物資及乙號物資以外ノ物資ニシテ其ノ管轄區域内ニ於テ需給ノ調整ヲ爲スル必要トスルモノ(以下丙號物資ト稱ス)ニ關スル需給計畫及商工省又ハ地方商工局ノ決定セル配給計畫ニ於テ地方商工局ヲシテ其ノ具體的配給計畫ヲ決定スルモノトセラレアル甲號又ハ乙號物資ニ關スル配給計畫ヲ決定ス

(6) 地方官ハ(2)ニ依リ建設ヲ受ケタル諸般事業ノノ管轄セル諸ニ準ジテ下ニ建設費又ハ
建設費ノ總額ノ内ニ建設費ヲ計用シ及甲種乙種又ハ丙種建設費ノ内ニ建設費ノ内
設計ヲ指示ス

(7) 地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ハ乙種建設費ノ内ニハ甲種又ハ乙種建設費
ノ又或、支店ニハ建設費、下部建設費、特種又ハ企業費ニ重畳工費ノ内ニ在ルル
況ラシキ建設費ヲ建設費ニ付テハ建設費ニ付テハ建設費ノ内ニ在ルル建設費
建設費ニ付テハ建設費ノ内ニ在ルル建設費ニ付テハ建設費ノ内ニ在ルル建設費

(8) 丙種建設費又ハ丙種建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
万ノ之ヲ行フ位シキノ重要ナルモノハ地方官ニ之ヲ連絡セルモノトス
丙種建設費ハ乙種建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
丙種建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費

(9) 地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費

第五ノ他

(1) 地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費

(2) 地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費

(3) 地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費

(4) 地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費

(5) 地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費
地方官ハ其ノ管轄区域内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費ノ内ニ在ルル建設費

極秘

企業再建整備法案
第一章 總則

二一、三〇

21.22
161

第一條 この法律は、戦時補償特別税の徴収等により生じた企業損失を合理的に処理し、企業速やかな整備及び再建を促進し、以て産業經濟の健全な回復及び振興を圖ることを目的とする。

第二條 この法律で、金融機關、指定期日、整理會社、舊勸定、新勸定又は特別管理人といふのは、一企業經理應急措置法による金融機關、整理會社、舊勸定、新勸定又は特別管理人をいひ、適用會社といふのは、金融機關以外の株式會社で戦時補償特別税を課せられる者をいひ、外地といふのは、本州、北海道、四國、九州及びこれらの附屬島嶼（命令で定めるものを除く）

第二章 特別決算及び特別損失

第三條 適用會社は、指定期日現在で、左の方法により、特別決算を行はなければならない。

- 一 左に掲げる損失
 - (一) 戦時補償特別税を課せられたことにより生ずる損失
 - (二) 外地にある資産、外地において事業を営む會社の株式若くは債権又は外地において事業を営む者に對する債權について生じた戰爭に起因する價值の變動により生ずる損失
 - (三) 金融緊急措置令施行規則第〇條の規定によりその金融機關に對する預金等が第二封鎖勸定に移されることにより生ずる損失
 - (四) 前號によるものの外、財産目錄に記載された營業用の固定資産及び取引所の相場のある有價證券について、商法第二〇二條の規定に拘はらず、勸令で定める基準に従つて再評價を行ひ、これによ

り生ずる利益又は損失を算定する。

三 前二號に係はるもの以外の資産については、物價統制令第四條の規定により指定された額、同令第五條第一項の規定により認可された額又は同令第三條第一項但書の規定により許可された額（以下公定價格と總稱する。）のあるものは公定價格により、公定價格のないものは時價により再評價を行ひ、これにより生ずる利益又は損失を算定する。

四 前各號により算定された損失に、最近の決算における利益又は損失及び最近の決算の日以後指定期日までに生じた利益又は損失を合算した損失を、左の方法で償却する。

（一）先づ諸準備金で、その全額に達するまでこれを償却する。この場合には、任意準備金その他の諸準備金を先（こ）し、法定準備金を後にするものとする。

（二）次に第二號及び第三號により算定された利益で、その全額に達するまでこれを償却する。

五 前號の規定による償却の結果、なほ損失が残るときは、その残額を特別損失として決算に計上する。

前號の規定による償却の結果、第二號及び第三號により算定された利益が残るときは、その残額を以て、前號（一）の規定により損失の償却に充てられた諸準備金を補填するものとし、なほ残額があるときは、これを準備金として決算に計上する。

第四條 前條の特別決算の作成については、整理會社である適用會社はこれを特別管理人の議に付さなければならず、整理會社でない適用會社は、これをその債權者の中最も多量の債權を行ふべきものとする。

「この名を定めた債権者代表」以下債権者代表と稱する。一に協議しなければならぬ。

前項後段の場合において、適用會社を債権者代表との議がまことまらぬときは、命令で定める所により主務大臣がこれを決定する。

第五條 第一項の特別決算については、商法第二百八十三條の規定は、これを適用しない。特別損失を生じた會社の損失は、他の法令の規定に拘はらず、左の原則によりこれを負擔せしめる。

一 先づ株主にその拂込んだ株金（第六條第一項但書の規定により未拂込株金の全部又は一部を拂込ませる場合には、新に拂込まれる金額を加算する。）の額の十分の九に達するまでこれを負擔せしめる。この場合においては、當該會社が條件の異なる數種の株式を發行した場合においても、各株主の負擔の比率は平等とする。

二 次に社債権者に、その拂込んだ社債（外國において募集された社債を除く。）の額の十分の七に達するまでこれを負擔せしめる。この場合においては、當該適用會社が條件の異なる數種の社債を發行した場合においても、各社債権者の負擔の比率は平等とする。

三 次に左に掲げる債権以外の債権（社債権者の債権を除く。）を有する債権者に、その債權の額の十分の五に達するまでこれを負擔せしめる。この場合には、留置權、先取特權、質權及び抵當權の有無に拘はらず、すべての債權の負擔の比率は平等とする。

(一) 「企業經理應急措置法」第〇條に掲げる優先支拂を受ける債權
(二) (一)に該當するものの外民法第三百六條又は商法第二百九十五條に掲げる先取特權のある債權

四 前三號の規定によりなほ負擔することのできない損失は、第一號

の規定による繰込まれた株金の残額、第二項の規定による繰込まれた社債の残額及び前項の規定による損失を負擔する債権の残額でこれを按分した額を、夫々株主、債権者及び債権者及び債権者並びに債権者に負擔せしめる。

第六條 適用會社は、商法第二百條の規定に拘はらず、その損失を償却するために未拂込株金の拂込を請求することはできない。但し、該請求が会社の經營の責任に歸すべき損失が尠くない場合に主務大臣が特別管理人又は債権者代表の申立に基いてその損失の額の範圍内未拂込株金の全部又は一部の拂込の請求をなすべし旨の決定をこの限でない。

前項の決定は、文書によることを要する。

第一項の決定があつたときは、當該適用會社は、速かにその旨を公告しなればならない。

第七條 適用會社は、この法律施行の日から四十日以内、命令で定める所により、特別決算を主務大臣及び關係金融機關に報告し、且つ命令で定める所によりこれを公告しなればならない。

前項の規定により報告する場合には、特別管理人の職に附したること又は債権者代表と協議したことを證明する書類並びに第三條の規定による算定の明細及び負擔の内訳を明かにする書類を添付しなればならない。

第一項の規定により特別決算を報告した後において、特別決算作成の際の算定と異なる算定をしなければならぬ事項のあることが明らかとなつたときは、適用會社は、第一項の場合に準じて、遅滞なくこれを主務大臣及び關係金融機關に報告しなればならない。

第八條 整理會社でも、適用會社で特別決算に特別損失を計上しない者

は、前條第1項の規定による報告と同時に、「企業経理應急措置法」
の主務大臣に對して同法の適用解除の認可を申請しなければならぬ。
「企業経理應急措置法」第0條の規定は、前項の認可のあつた場合
にこれを準用する。

第三章 整備計費の立案

第九條 資本金百萬圓以上の適用会社及び昭和二十年勅令第六百五十七號第一條の二の規定により大藏大臣から指定された適用会社で特別決算に特別損失を計上した者（以下指定適用会社と總稱する。）の特別管理人（整理会社でない指定適用会社については當該適用会社とする。但し當該適用会社は、債権者代表と協議しなければならぬ。以下同じである。）は、その特別損失を適正に處理し、その事業を速かに整備又は再建するために、當該指定適用会社の整備の方針を定めた整備計畫を立案し、命令で定める所により、その法律施行の日から二月以内に、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

但し、已むを得ない事情がある場合には、主務大臣は、特別管理人の申請により、その期限の延長を認めることが出来る。

第十條 整備計畫には、命令で定める所により、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 会社の存続又は解散の區別
- 二 特別損失を繰越欠損として處理する方針により現状の繰越欠損とする場合は、その繰越欠損の償却の計畫
- 三 資本を減少して存続する場合には、その償却の方法及び期限
- 四 他の会社を合併して存続する場合には、その相手方、方法及び期限
- 五 存続する場合に整理の申立をするか、否か
- 六 存続後の事業計畫及び資金計畫
- 七 解散する場合には、清算又は特別清算の何れの手続によるか
- 八 存続又は解散する場合に、その資産の全部又は一部を譲渡又は出資すべき会社を新たに設立するときは、その計畫の概要

九前記に掲げるものの外資の属分の方針

十従業者の整理方針

第十一條 指定適用し社以外の者は、前條第二號に掲げる整備を行ふこと
はできない。

適用し社が前條第三號に掲げる整備を行ふ場合には、第六條第一項の
規定により拂込を請求することのできない未拂込株金の額に相當する資
本を併せて減少しなければならぬ。

第十二條 特別管理人は、従業者の整理方針については、豫め労働組合そ
の他従業者の意見を公正に代表するものの意見を徴する義務があり、整
備計畫に記載した方針と一致しない意見の中主要なものは、これを整備
計畫に附記しなければならぬ。

第十三條 特別管理人は、第九條の規定により整備計畫の認可を申請しな
ければならぬ。

前項の公告には、株主及び債権者に対して、當該整備計畫に異議があれ
ば、公告の日から三週間以内に理由を附して主務大臣にその旨を申し出
るべき旨を附記しなければならぬ。

第十四條 第九條の認可は、文書によりこれを行ふことを要する。

主務大臣は、第十二條の規定により整備計畫に附記された意見又は第十
三條第二項の規定により甲し出た異議を適當と認めるときは、整備計
畫を変更してこれを認可することができる。

主務大臣は、前項の規定により整備計畫を変更し認可したとき又は第十
三條第二項
三條の規定により整備計畫に附記された意見又は第十三條の第二項の規
定による異議の甲出を採用しなかつたときは、第一項の認可の文書に、
その理由を附記することを要する。

第十五條 已を得ない事由により、整備計書を變更する必要を生じたときは、特別管理人は、主務大臣に對して、整備計書變更の認可を申請しなければならない。

第十二條乃至前條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第十六條 指定適用会社以外の適用会社で主務大臣の指定するものの特別管理人は、その立案した整備計書につき、主務大臣の認可を申請することができる。

第九條 第十條及び第十二條乃至前條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第四章 整備計書の實行

第十七條 第九條、第十五條第一項（前條第二項において準用する場合を含む。）又は前條第一項の規定による認可（以下整備計書の認可と稱す

る。）があつたときは、特別管理人は、命令で定める所により、直ちに當該整備計書（以下決定整備計書と稱する。）を公告しなければならない。

第十八條 主務大臣が整備計書の認可をなした場合において、その内容が整理又は特別清算の手續によるべき旨を定めてゐるときは、主務大臣は、當該決定整備計書を裁判所に通告することを要する。

前項の規定による通告があつたときは、決定整備計書の内容に従ひ、整理又は特別清算の開始の通告があつたものとみなされ、裁判所は、直ちにこれに関する裁判をなすことを要する。

第十九條 適用会社は、その決定整備計書に従はなければならない。

第二十條 適用会社は、決定整備計書に定められた事項については、工場抵當法第十三條第二項、第十四條若しくは第十五條（債権抵當法第三條

及び該法第四條若しくは第二十條（明治四十二年法律第二十八號第一條）の規定

道抵當法第四條若しくは第二十條（明治四十二年法律第二十八號第一條）の規定、自動車交通事案法第四十條の規定、物資の配給の統制を規定する法令の規定、定款の定め又は既存の契約の條項に拘はらず、その資産の處分を行ふことができる。

第二十一條 適用會社は、決定整備計畫に定められた事項については、主務官廳の認可又は許可を規定する他の法令の規定に拘はらず、その認可又は許可を受けないでこれを行ふことができる。

第二十二條 適用會社は、決定整備計畫において決定されてある事項については、法令の規定又は定款の定め拘はらず、株主總會の議を経ることを要しない

第二十三條 整備計畫の認可があつたときは、「企業經理應急措置法」

第〇條の規定によつて中止した當該適用會社に係はる整理手續その他、の手續は、決定整備計畫の實行の關係においては、その效力を失ふ。

第二十四條 第十八條第二項の規定により、整理又は特別清算の開始の命令をなした場合に於ては、裁判所は、商法第三百九十一條の整理委員、商法第三百九十七條の監督員又は商法第三百九十八條の管理人は、已むを得ない事情がない限り、當該適用會社の特別管理人の中から、これを選任することを要する。

第二十五條 適用會社の整備實行に際しては、留置權、先取特權、質權又は抵當權を有する者は、その目的である資産について、當該留置權、先取特權、質權又は抵當權を實行することはできない。但し、適用會社が當該留置權、先取特權、質權又は抵當權の目的である資産を處分しようとするときは、當該留置權又はその處分によつて適用會社が取得

他の者に優先して辨済を受けることができる。

前項但書の規定による辨済は、第五條第二號及び第三號の規定に反することはできない。

第二十六條 適用会社が、決定整備計畫に従つて、第十一條第七號の規定による会社（以下第二〇條と稱する。）を設立する場合には、商法第六十五條、第七十三條、第八十一條、第八十四條第二項及び第八十五條乃至第八十七條の規定は、これを適用しない。但し、決定整備計畫に定められた方針を變更しない範圍の定款の變更についてはこの限りでない。

第二〇條が、決定整備計畫に定められた方針に従つて、その設立後二年以内にその資本を増加する場合には、商法第三百五十三條、第三百五十四條第二項及び第三百五十五條の規定は、これを適用しない。

第二十七條 適用会社を解散させる旨を定めた整備計畫の認可があつたときは、當該適用会社は、これによつて解散する。

第二十八條 決定整備計畫に従つてなす適用会社の行為については、民法第四百二十四條の規定は、これを適用しない。

第二十九條 整理会社である適用会社の合併は、第三十九條乃至第四十四條の規定により新舊勘定の合併をする前においては、決定整備計畫に定められてゐる場合の外は、これをなすことができない。

第三十條 整理会社である適用会社は、その整備計畫の實行のためには、「企業經理緊急措置法」第〇條の規定に拘はらず、金銭債務を辨済することができる。

第三十一條 指定適用会社が整備計畫の認可を受けないで整備を實行した場合又は適用会社が決定整備計畫に違背して整備を實行した場合に於いて、その實行のために行はれた行爲が、公益を害し又は産業経済の再建に著るしく支障を與へるものと認めるときは、主務大臣はその行爲を取消すことができる。

第三十二條 決定整備計畫に従つて第二会社が設立され、その株式の過半数を當該適用会社が取得したときは、當該適用会社は、その取締役の一人、その債権者の中最も多い額の債権を有する者及びその株主で最も多い株式を有する者の三人で株式管印委員會を組織し、これにその議決權の行使を委任しなければならない。

第三十三條 適用会社の有する第二会社の株式が、債権者その他の者に譲渡された場合において、第二会社に對する獨占的支配の生ずる虞があると思つたときは、主務大臣は、當該株式の所有者に對して、必要な事項を指定して株式の譲渡を命じ、又は當該株式の議決權の行使を前條の規定によつて組織される當該適用会社の株式管印委員會に委任すべきことを命ずることができる。

第三十四條 適用会社の資産の中、産業経済の再建のために必要な債権又は物資が、適用会社の整備の實行により散逸するのを防ぐため特に必要があると認められる場合には、主務大臣は、適用会社に對して、その譲渡、引渡、貸與、出資その他の處分を命ずることができる。

前項の規定による命令による處分が決定整備計畫に定められた所と異なるときは、當該決定整備計畫は、その異なる範圍において變更されたものとみなす。

第三十五條 適用會社の設備で、産業経済の再建のためにこれを良好な
状態に保全しておく必要があるもので、現状ではその保全の経費を企
業に負擔させることが困難なものについては、主務大臣は、命令で定
める所により、當該適用會社・第二會社その他適當な者に對してその
保有を命じ、これに要する経費に相當する金額を補助金として交付す
ることができる。

第三十六條 整理會社である適用會社が第三條第二號の規定により資産の再評價を行つたときは、企業經理應急措置法第〇條の規定によつて當該適用會社の舊勘定から新勘定に振替へられた資産の償額は、指定期日に滿つて、再評價の結果當該資産に附された償額に改められるものとする。

第三十七條 「企業經理應急措置法」第〇條の規定により、整理會社である適用會社に對する指定期日に既に存在する債權につき弁済を受けた者は、當該適用會社の損失を第五條第二號乃至第四號の規定により負擔しなければならぬ場合には、その場合に受けるべき辨済の額と既に受けた辨済の額との差額に相當する金額を、當該適用會社に支拂はなければならぬ。

第三十八條 第八條第二項の規定により「企業經理應急措置法」の適用解除の認可を受けた適用會社は、指定期日（註）つてその舊勘定と新勘定とを合併しなければならぬ。

第三十九條 整理會社である適用會社がその特別損失を繰越缺損として處理する方針により現狀の儘存続する場合において、その旨の整備計画の認可を受けたときは、その認可を受けた日において、その舊勘定と新勘定とを合併しなければならぬ。

前項の場合においては、「企業經理應急措置法」第〇條の規定により消滅した先取特權、置留權、質權又は抵當權は、前項の認可を受けた日に新に發生又は設定せられたものとする。

第一項の規定により新舊勘定の合併をした適用會社又は前項の規定により先取特權、質權又は抵當權を設定せられた者は、その旨を登記を

した資を本ければこれを以て善意の債三者に對抗することはできな
50

第四十條 整理會社である適用會社が、その資本を減少して存続する場
合においては、當該適用會社は、資本減少の登記をした日において、
その舊勘定と新勘定とを合併しなければならぬ。

第四十一條 整理會社である適用會社が合併をなす場合においては、商
法第四百十四條の規定による登記をした日において、その舊勘定と新
勘定とを合併しなければならぬ。

第四十二條 整理會社である適用會社が、解散して清算手続に入る場合
においては、解散の日においてその舊勘定と新勘定とを合併しなけれ
ばならぬ。

第三十九條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。
第四十三條 整理會社である適用會社が第二會社を設立する場合におい
ては、第二會社（第二會社）を設立するときはその最後の第二會社（
の設立の登記のあつた日において、その舊勘定と新勘定とを合併しな
ければならぬ。

第四十四條 整理會社である適用會社が整理又は特別清算の手続に入る
場合においては、整理又は特別清算の開始の登記のあつた日において
その舊勘定と新勘定とを合併しなければならぬ。

第四十五條 第三十九條乃至前條の規定により新舊勘定の合併をなした場
合においては、「業務臨時應急措置法」の規定は、その日から、當該適
用會社に對してこれを適用しない。

第四十六條 第三十九條乃至第四十四條の規定により新舊勘定の合併を
なした場合においては、従前の新勘定の債權者は、従前の新勘定に關

する債権又はこれに相当する額の當該適用會社の資産から、他に優先してその債權の辨済を受けることができる。

前項の場合において、當該適用會社が第五條第二號乃至第四號の規定により損失を償却しなければならぬものであるときは、従前の新勘定に對する債權は、これを第五條第三號に掲げる損失を負担しない債權として取扱ふものとする。但しこの場合において當該債權者が従前の新勘定に屬する資産の上に有する先取特權、留置權、質權又は抵當權はこれを行使することはできない。

第六章 雜 則

第四十七條 この法律の圓滑な運用を図るために、企業再建整備委員會を置く。

企業再建整備委員會は中央企業再建整備委員會及び地方企業再建整備委員會とする。

中央企業再建整備委員會は、内閣に、地方企業再建整備委員會は、地方行政事務局にこれを置く。

第四十八條 主務大臣が左に掲げる處分を行ふ場合には、企業再建整備委員會の議に諮ることを要する。

一 整備計画の認可

二 第三十一條の規定による取消

三 第三十三條、第三十四條又は第三十五條の規定による命令

第四十九條 この法律に定めるものの外、企業再建整備委員會に關して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第三十條 主務大臣は、この法律の運用に關して必要ある事項につき、關係者から報告を取り、又は當該官吏に必要な場所に出席し、業務の

状況若

前項の規定により、官該官吏に該検査させる場合には、その身分を示す証券を携帯させなければならぬ。

第五十一條 主務大臣は、この法律に規定する職權の一部を地方行政官の長に行はせることができる。

第五十二條 この法律の規定は、勅令で定める所により左に掲げる者にこれを準用することができる。

一 戦時補償特別税を賦せられる會社その他の法人で株式會社以外の者

二 戦時補償特別税を賦せられない會社その他の法人で第三條第二號又は第三條に掲げる損失を生ずる者

三 前二條に掲げる者の外勅令で指定する者

第五十三條 決定並計算書に基いて設立された第二會社がその設立の日から一年以内に、前條適用會社から譲受ける不動産、有價證券その他の資産については不動産取得税、有價證券移轉税、印紙税及び登録税はこれを賦さない。

第九章 罰 則

第五十四條 左の各號の一に該當する者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 第三十三條の規定による命令に違反した者

二 第三十四條の規定による命令に違反した者

三 第三十五條の規定による命令により保有する設備につき、善良な

る者も注意を怠つた者

第五十五條 左の各號の一に該當する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一 第三條の規定による特別決算を行はず、又は第三條の規定に違反して特別決算を行つた者

二 第五條の規定に違反して特別損失を償却した者

三 第七條第一項又は第三項の規定による報告を怠つた者

四 第九條又は第十五條の規定による認可の申請を怠つた者

五 第三十條の規定に違反し、認可を受けないで合併した者

六 第三十一條の規定による命令に違反した者

七 第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

者

八 第四十七條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

者

第五十六條 左の各號の一に該當する者はこれを三千圓以下の罰金に處する。

一

一 第四條第八條の規定に違反した者

二 第十三條又は第十七條の規定による公告を怠つた者

第五十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十四條又は第五十五條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人

に對して各本條の罰金刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起し、これを施行する。

この法律は、公布の日から起し、これを施行する。

第一左に掲げる者一整理會社と稱す、以下同じ。一は昭和二十一年
 ○月○日一以下指定期日といふ。一現在に於ける財産目録、貸借
 対照表及び動産、不動産、債権其の他の財産及び債務に關する明
 細暨並に指定期日を含む事業年度開始の日より指定期日に至る迄
 の期間の損益計算書を作成しなればならぬ。

一資本金二十萬圓以上の會社一金融機關及び附屬機關を除く。一
 但し左の各號に該當する會社であつてこの法律施行後三十日以
 内に會社より主務大臣に申請し、その認可を得たものに付いて
 は、この法律を適用しない。

①軍需補償、戰爭保險、其の他政府に對する戰爭に起因する
 請求權及び在外資産一政府補償請求權等と稱す一を有せず、
 又はこれ等の請求權に若き保險金、補償金等の交付を受けたる
 ことのない會社であつて、債務超過又は支払不能の虞のないも

②命令を以て定むる積立金及び指定期日に於ける資産の評價
 の合算額が政府補償請求權等及びこの請求權に對して受償し
 た保險金、補償金等の合計額より多い會社。一この場合資產
 の評價に關しては、流動資産に付いては公定價格又は時價に
 依り、營業用の固定財産及取引所の相場ある有價證券に付て
 は商法第二百八十五條の定むる價額を起えないものとする。一
 指定期日に於て整理會社に對し債権を有する者は、その債權が
 前項の又は何に該當すること認められたときは、この法律施行後三十
 日以内に、會社に對し前項但書の規定に依る適用除外の申請を
 爲すべきことを請求することができる。この請求があつたとき
 は會社は必ず適用除外の申請をしなければならぬ。
 主務大臣は適用除外の認可したときは、これを裁判所に通知
 し、その旨の登記を委託しなればならぬ。

この法律の適用解除の認可があつたときは、當初よりこの法律の適用がなかつたものとみなす。

但し会社に對する債權の實行に關する制限、時効、民事手續の中止に關しては、適用解除は登記の日から効力を生ずるものとする。

三左の各號に該當する資本金二十萬圓未満の会社に於て、この法律施行後三十日以内に会社より主務大臣に申請し、主務大臣の指定を受けたもの。

(イ) 政府補償請求權等を有し、又はこの請求權に基き保證金、補償金等の交付を受けたことのある会社。

(ロ) この法律施行後債權の回収が困難となり、又はその所有する株式、出資證券若しくは債權の價值が著しく下落し若しくはこれを處分することか困難となつた爲に、債務超過又は支払不能に陥る傾のある会社。

会社の債權者が会社に對し前項の申請を爲すべきことを請求し得ること及び主務大臣が前項の指定を爲した場合の登記の轉託に對しては一に準ずる。

第一項の規定に依つて指定せられたる会社は、この法律施行の日に逆つてこの法律を適用せらる。但し時効、民事手續の中止その他逆及を不適當とするものについては特別の措置を講ずるものとする。

第三指定日に於て整理会社に對して債權を有する者はこの法律施行後三十日以内に指定期日に於ける当該整理会社に對する債權の額を当該整理会社に申出てなければならぬ。

第三整理會社は指定期日を以て新勘定及び舊勘定を設け、一に依つて財産目録に記載した勘定、不動産、債權その他の財産、以下舊財産と稱する。のうち舊財産の目的たる現に行つてゐる事業の繼續及び戦後廢棄の回復振興に必要なものをその財産目録に記載した債權を以て新勘定に振替へなければならぬ。但し新勘定に振替へべき舊財産のない場合には新勘定及び舊勘定を設けないでよい。前項によつて舊財産を新勘定に振替へた後に於て舊勘定に屬する舊財産のうち舊財産の目的たる現に行つてゐる事業の繼續及戦後廢棄の回復振興のため新に新勘定に振替へることを必要とするものを生じたときはこれを新勘定に移すこと出来る。前二項の規定に依つて舊財産の一部を新勘定に振替へた場合に於ては、舊勘定に於ては振替へた舊財産の價額に相當する金額を新勘定に對する未整理支拂勘定として貸借科目に計上し、新勘定に於ては同額の舊勘定に對する未整理支拂勘定を貸借科目に計上する。

第四第三の規定に依つて新勘定に振替へる舊財産の範圍は、第十四の規定に依つて特別管理人がこれを決定する特別管理人が新勘定に振替へる舊財産を決定したときは、當該舊財産は指定期日に於て新勘定に振替へられたものとみなす。第三の第二項の場合に於ては現に振替へられた日に於て新勘定に屬せしめられたものとする。新勘定に振替へられたものを除き、他の舊財産は舊勘定に屬するものとする。

第五整理會社は第三の規定に依つて舊財産を新勘定に振替へた場合には、毎月新勘定の未整理支拂勘定に計上した金額に自分の〇四を乘じて得た金額に相當する金額を新勘定により舊勘定に繰入れなければならぬ。

第六整理會社は指定期日から四〇日以内に舊勘定の財産目録を作成し公證人の認證を受けなければならぬ。又舊勘定に屬する財産であつて登記又は登記をなすべきものに付ては舊勘定に屬する旨の登記又は登録をしなければならぬ。特別管理人は舊勘定に屬する財産

に付ては新勘定に属することを認るに足る表示をしなればならぬ。

第七 指定期日以後の原因に基いて生じた譲渡会社の収入及び支出は、これを新勘定の収入及び支出として、指定期日以前の原因に基いて生じた収入及び支出は旧勘定の収入及び支出として通算しなればならぬ。但し旧勘定に属する会社財産の保全管理の爲に生じた収入及び支出は、指定期日以後の原因に基くものであつても、指定期日の収入及び支出として通算するものとする。

第八 譲渡会社は指定期日に現に存する会社の債権の履行を怠すことが出来ない。但し金銭債権以外の債権の履行であつて会社の通常の業務の範圍に屬し且新勘定に於てその履行の可能性のあるもの、新勘定に基へられた流動資産の買入代金の支払、新勘定の業務遂行の爲必要なる物品、設備若しくは不動産の賃借料の支払及び第十一に規定する場合はこの限でない。

前項但書の債権の履行に關しては第十一に規定するものを除くの外債権者は債権財産に對して強制執行假差押又は假処分を怠すことができない。

第九 新勘定に基へた会社財産の上に存する譲渡債の先取特權、質權又は抵當權は、その會社財産を新勘定に譲渡へた日に於て消滅する。新勘定に譲渡へた会社財産が工場設備等に關してある場合には指定期日に於てその会社財産は舊勘定に關せざるに至りたるものとみなし舊勘定よりこれを分離する。

第十 新勘定に於る業務遂行に關し指定期日以後の原因に基いて生じた財産上の請求權（新債權）は舊勘定に屬する会社財産に對して強制執行、假差押又は假処分を爲すことができなものとす。

第十一 指定期日以前の原因に基いて生じた財産上の請求權の内で左に掲げるもの及び指定期日後に生じた舊勘定に屬する会社財産の管理の爲に生じた債權は舊勘定から優先權を受ける權利を有するものとするが、舊勘定に於てこれを支拂ふことができなるときは、新勘定に於て、これを代つて支拂ひ、新勘定は舊勘定に對してこの立替勘定に相當する金額だけ舊勘定に對する未償還支払勘定を繰越する

ものとする。但し、定期日以後に生じた債務定に因する会社財産の管理のために生じた費用に付いては、主務大臣の認める場合の外、新勘定の立書簿を認めない。

(1) 又は、地方公共団体に對する公租公課その他これに準ずる債務の支拂

(2) 本令で訂行の確定した負債、社債、債權、債權に對する定期貯蓄金の支拂

(3) 社債募集金の預り金その他これに準ずる債務の支拂

(4) この法律の施行の日に存する負債に對する退職金の支拂

(5) 一口千圓未満の小額債の支拂

第八の規定に拘らず、同項及び同例の債權及債務定に因する官廳事務の管理のために債務は債務定に因する官廳事務に對して強制執行後、債務又は債權分を為すことができ。但し、立書支拂を支けるため、新勘定に對する債權定に對しては、強制執行、債權分又は債權分をなすことができな

同又は、地方公共団体の管理官廳に對して有する公租公課その他これに準ずる債務に付ては、新勘定又は新勘定に對する会社財産に對し、前稅收法による滞納處分をなすことができる。

第十二 監理官廳は、新勘定及び新勘定各別に資産負債の状況を記し、一簿に記す。收支計算を行はなければならぬ。

新勘定に對ける債權定金の結果生じた場合には、これを設立して、損失を生じたときはこれを繰越し監理するものとする。

第十三 監理官廳は、特別管理人を選任しなければならぬ。

特別管理人は、特別の職務を執行する外、取締役より二名、債權者代表二名、新勘定とする。

監理官廳は、特別管理人を選任し、各該特別管理人の住所氏名、法人の場合には本籍又は主たる事務所のある所在地、商號又は名稱、及び代表者の住所氏名、並びに官廳との關係を登記しなければならぬ。

第十四 特別管理人の職務は左の通りとする。

(1) 新勘定より新勘定に移すべき資産の決定

(2) 新勘定に對する資産の管理方針の決定及び其の實行に對し、監督に當る会社の業務執行機關に對する監督

イ 新制定に對する特許の處分に對する異議の申立

(二) 舊制定に對する債務に對する新制定よりの立替切の承認
特別管理人に於て意見の一致を見ないときは主務大臣がこれを決定する。

第十五 特別管理人は公正なる見地に立つて職務を遂行するものとし、財産の保全及び處分に關し故意又は燒失によつて会社又は債權者に損害を蒙らせた場合には嚴重なる罰則を設くの外その損害を賠償せしめるものとする。

第十六 会社の業務執行範圍は舊制定に關する会社財産の處分に行つては特別管理人の承認を得なければならぬ。

新制定に對する会社財産の處分は業務の執行に必要な限度に於て相當なる對價を以てする場合に制限を加へない。但し特別管理人が異議を述べたときはその處分を爲し得ない。新制定に對する会社財産の處分であつて、業務執行の範圍に於しなものは特別管理人の同意を要するものとする。
前二項の規定に違反して爲された財産の處分は無効とする。

第十七 整理会社の株式の名稱變更及び取引は原則としてこれを禁止する。但し主務大臣が定めたる場合又は会社がこれを承認したるときはこの限りでない。

第十八 この法律施行期間中は整理会社に對するこの法律施行の日以前に生じた舊債權の時効期間は進行しない。

第十九 整理会社に對しては整理若しくは、破産又は和議の申立を爲し得ない。尙現に清算中の会社、破産宣告を受けた会社及び和議手續中の会社に對してはこの法律の適用につき適當なる特例を設ける。現に整理中の整理及び既になした強制執行、假差持及假處分はこれを一時中止する。

第二十 第四その他のもの及この法律施行地外に本店を有する会社のこの法律施行地内に本店を有する会社に準じて適當の方法を認ずること。

日本産業復興の爲に輸出入率下し聯合會下最高司令部
に對し特に懸念を有すべし
三、ハ、一
商、省

21-72-2
22

終戦後の我が國の産業活動は終戦後の経済界の混亂、領土の喪失、戦災に依る産業設備の破壊、食糧の不足、其の他戦戦に伴ふ各種の患、條件の累積に依つて、極度の不振に陥り、其の後聯合軍の援助と各方面の努力に依り、漸次回復に向ひつつあるも到底不況産業の由來し、國民生計の安定を期し得るには遙かに及ばない情況である。

即ち我が國産業復興の要人の隘路となつて居る石炭の生産は炭鑛を戦時中の過剰に依り、極度に荒廢して居る爲、本年三月以降殆んど停頓の情況に在り、今後急速なる回復は之を期待し得ない情況である。

従つて鐵鋼を始め、非鐵金屬類、ゴム、セメント等、重要資材の生産も著しく不振であつて、資材の配當に當つては、海陸軍の需要を優先

先從にするとして、食糧、石炭、運輸、通信等緊急部門に極度の優先的に配當して居るのであるが、此等の部門に於ても、最中、最度、の需要を充足することは至難であつて、爾余の部門に於ては、大巾な短縮を待たざるを得ない情勢である。

特に今後戦時中の生産の過剰に依り、資材の供給は一段と逼迫すべし、今後縮小生産の過程に陥る懼か多分に存するものと思はれる。

今回の軍需補償の打切等一層、先急を以て依り、経済界は従来戦時中に擁じた規制資本の切捨、其の他、資本的整理と斷行の必要とを有するのであるが、之が爲、一時的には或る程度の生産の減退を不可避と豫想され、其に之に伴つて、更に失業群を生ずることは必至の情勢と思はれる。然るに、當面失業問題を解決し、更にインフレ対策として、物資の増産を行ふことは、前述の如き石炭、其の他の重要物資の極度の不足の現状を以てしては到底

不可能と思はれる。

従つて産業の再建、民生の安定を圖ることは至難であつて、此の儘に推移したならば、我が國の經濟は遠からず破局に逢着するものは必至の情況であつて、今回多大の犠牲を拂つて断行する整理も其の意義の大半を失ふに至ると悞れる次第である。

仍つて今回の經濟界の整理を契機として来るべき經濟的危機を克服し、除々ながら經濟の復興を期し得る様聯合軍最高司令部の格段の御援助を得度、特に左記資料の輸入に付いて特別の御配慮を賜はらんことを懇請する次第である。

人造ゴム

四〇〇〇〇 担

米

国

銅 (ワイヤーバー)

一〇〇〇〇〇 担

米

国

鉛

二〇〇〇〇 担

濠洲
米
国

終戦後相当あつたストックもその後

の消費と輸出に依り現在は相ま

減少し而も上級品のストックは皆無

と成つた為産業復興上必要なら

イヤー、バルト等の生産に困難を

来たし居る為、(目下申請中)

産業復興上必要なる電線は國

内生産を以て或程度充足しつつある

が燃料不足の為尙相当量不足す

るのでこの際ワイヤーバーの輸入を

お願ひする尙現在電線と十二月

二五〇〇〇 担先輸出して居るが今後

輸出はこの程度に止むる様お願ひする

現在ストックは相当減少し國內生

産も微々たる状態であり輸出も完

子の曉には國內ストックは極めて極

少となるが上記数量の輸入を希望

します。もし今後の輸出は豫定一〇〇

〇〇 担を急速に変更し得るなら

曉に一〇〇〇 担の國內消費への転

換を認められたい。

終戦後相当あつたストックもその

後の消費と輸出に依り激減

し輸出完了の曉に於ては殆んど

皆無となり産業復興上重大なる支

障も来すので六月分と一と三〇〇〇

担の輸入を希望します。もし輸出

解除が可能ならば未積せ七

〇〇〇 担中三〇〇〇 担の輸出を解

除を認められたい。

錫

三〇〇〇 担

馬

米

第一 總 則

一、企業再建整備法第三條の特別決算を行ふ時の資産の評価方法は別に定むる場合を除くの外本基準に依るものとする

二、評價に當りその算定の基礎となるべき時期は企業經理應急措置法第一條第一項第一號及企業再建整備法第二條に掲ぐる指定期日とする

三、資産の評価は原則として時價によるものとする

四、時價の判明しない資産の評価は複成式評價法によるものとする

五、複成評價法は各設備に付之を現在其の儘取得又は再製作するものとして幾何を要するを計算した價格(以下複成價格と稱する)より減價償却額を控除した額により評價する方法とある

減價償却は定額法によるものとし複成價格より當該設備の残存價格を控除したる額を基準として同標準設備の耐久年数より當該設備の現状より見た今後の耐久見込年数を差引いた年数に相當する償却を爲すものとする

耐久年数はその種類に従ひ大蔵省主税局に於て決定した固定資産耐久年数表(昭和十二年五月改正)によるものとする

耐久見込年数は昭和四年以前に建設又は取得した資産に付てはその補修良好なものであつても耐久年数より經過年数を控除した残存年数に耐久年数の二割に相當する年数を加算した年数を

を認めることが出来ない昭和五年以降に建設又は取得した資産に付てはその補修状況良好なものであつても残存耐久年数に耐久年数の五割に相當する年数を加算した年数を認めることが出来ない

特別の事情のあるものに付ては主務大臣の認可を得て耐久見込年数を定めることが出来る

六、複成價格の算定著しく困難なときは各資産の建設又は取得時期及建設費又は取得價格を調査し

た上建設又は取得當時と現在との物價の変動割合その他を別に定める

換算率により斟酌して推定するものとする 但し物價の変動割合には昭和二十一年四月以降に

於ける急激に奔騰した物價を斟酌しないものとする

建設又は取得價格が建設又は取得當時の物價水準を著しく超える課税に多額なものである場

合には企業經理應急措置法第三條により設けられた特別管理人(以下特別管理人と稱する)

の承認を経て特別管理人の判断に従ひ其の事情を斟酌して予めその建設費又は取得費を減じし

た上前項の換算を行ふものとする

21.22
162

七、前各號の許付法による許付額に付特別管入が今後の移転負担に及ぼすことと認められたる場合にはその許付額と収益還元式許付法との同率平均に依り許付するものと出来る。

八、収益還元式許付法は今後三ヶ年間に實現を豫想される平常の營業状態に於ける繰り得べき純益金を豫想の上之を年六分の利率を以て還元した額を各設備に按分した額により許付する方法とする。

今後三ヶ年間に實現を豫想される平常の營業状態に於ける繰り得べき純益金は當該設備の性能及過去に於ける生産実績より判断して今後三ヶ年間に實現を豫想される平常の營業状態に於ける生産高及販賣額より算定した後過渡營業額収入より増進及販賣に要した原価（所謂繰原価である）を差引いた額とする。

九、前各號に於て直ちに使用出來ない資産の許付は前各號に於ける外左の部分により許付するものとする。

（一）前各號に於ては使用しなむが他の企業に於ては適當に使用されるものは前各號の許付法と同様に許付するものとする。

（二）前各號企業又は他の企業に於て直ちに使用しなむが將來確實に使用されるものは前各號の許付法と同様に許付した額より指定期日より使用開始迄の期間の保有経費（償却費及金利息を含む）を控除するものとする。但し差引額は許付額の二割を超えないことが出来ない。

（三）利用の可能性はあるが確實性の乏しいものは前各號の許付法と同様に許付した額より三割以上

を控除するものとする。

（四）前各號の可能に及ぶものは處分出來る價格による但し原則として建設又は取得價格の一割に差引いた額とする。これは出来ない。

（五）在外各號に其の價値の如何に拘はらず無償と許付しなければならぬ。

十一、事業の範圍により生産能力單位當り建設費に關する一律的標準ある場合は統制團體その他は主務大臣の認可を得て、之を以て複販價格と看做すことが出来る。

十二、特定の業種に付特定の許付法を必要とする場合は別の許付法を定め又は統制團體その他は特別の許付標準を定め主務大臣の認可を得て、之を許付標準とすることが出来る。

第二 土地及建物の許付

十三、土地及建物の許付は左の方法を標準として算出するものとする。

（一）土地に在つては地籍法に基く賃貸價格を年四分二厘の利率を以て還元するものとする。

（二）建物に在つては家屋税法に基く賃貸價格を附表に掲ぐる利率を以て還元するものとする。

前項の許付の算出に當つては左の事項に斟酌するものとする。

（一）土地又は建物の現狀

（二）土地又は建物の近隣建物又は同種土地若しくは同種建物の賣買又は取引の實例

（三）土地又は建物の許付法に依る許付額

(1) 近隣地又は近隣建物より生ずる賃貸料
 (2) 不動産銀行又は信託會社等の評價額
 (3) 當該土地又は當該建物の取得原價又は製作原價

| 別表 | 率 (百分率) |
|----------------------------------|---------|
| 木造 (木骨造、鋼骨造、モルタル塗其の他木骨造家を 含む) | 一三・六八 |
| 煉瓦造石造、コンクリート造、土造 | 一一・〇〇 |
| 鐵骨造 (鐵骨石造及鐵骨煉瓦造を含む) | 九・九六 |

十四 土地又は建物が當該營業にとり特に有利なるに於ては其の他當該營業の繼續を前提とする有利な條件を有するときは此等の條件は其の盡存とするものとして前號の評價に當り之を斟酌するものとする

十五 宅地建物等價格統制令第二條の規定に依り價格の制限を受ける土地及建物に付ては右の制限價格を以て時價と爲すものとする
 同令第五條又は第六條の規定により認可を受けた土地に付ては其の認可價格を以て時價と爲すものとする

十六 當該營業の爲めに土地又は建物に加へた加工費、改良費又は工作費等は新築に加工、改良又は工作等を爲すに要すべき原價より減額評價を認めたものを以て其の評價額とし第二條又は前號のものを加算するものとする

號の評價額に加算することが出来るものとする

前項の場合に於て土地又は建物が他人の所有に歸するときは加工費、改良費又は工作費等は單獨に之を評價することが出来るものとする

轉用の目的を以て建物のみを買取る場合に於て其の内部に在る機械、装置等を移設するが爲めに多額の費用を要するときは建物の評價に當り之を斟酌することを爲すものとする

十七 土地區畫整理又は新築地整理施行中の土地に付ては假使地を整理して評價するものとする

十八 土地又は建物の付所有權者の負擔に屬す金額中未償額あるときは之を控除して評價するものとする

十九 借地上の權利に基く有利なる條件は別項に之を評價し建物の評價額を加算するものと爲すものとする

建物の賃借に當り權利金を支拂ひたる場合は其の相當額を以て評價額とする

第三 機械、装置、工具、物品の評價

二十 公定價格又は鑑定價格の存するものに付てはその價格より減額評価額を控除したる額とする

二十一 公定價格又は鑑定價格のないものは取得價格に加工率を割じたる額又は複成式評價法による額とする

二十二耐久年数一年未満又は原價小なる工具備品に付ては其の損耗の程度に従ひ適當に評價するものとする

第四 工業所有權其他の評價

二十三工業所有權の時價算定に當りては左の各點を考慮に加ふるものとする

(一) 當該工業所の時價算定に當り齎らざるべき收益増加の程度

(二) 同種工業所有權との關係

(三) 今後の存續期間

(四) 尙有價に取得したるものは其の取得價格

二十四電話加入權は時價を以て之を評價するものとする

| 年次 | 物價指數 | 換算率 |
|-------|--------|-------|
| 大正14年 | 266,8 | 421,1 |
| 昭和1 | 236,7 | 478,1 |
| 2 | 224,7 | 503,6 |
| 3 | 226,1 | 500,9 |
| 4 | 219,8 | 518,1 |
| 5 | 181,0 | 625,2 |
| 6 | 153,0 | 732,7 |
| 7 | 161,1 | 702,4 |
| 8 | 179,5 | 630,4 |
| 9 | 177,5 | 637,2 |
| 10 | 185,5 | 603,0 |
| 11 | 197,5 | 574,0 |
| 12 | 234,2 | 475,1 |
| 13 | 251,5 | 450,3 |
| 14 | 274,5 | 404,8 |
| 15 | 311,3 | 363,5 |
| 16 | 350,2 | 342,7 |
| 17 | 355,0 | 318,7 |
| 18 | 370,4 | 302,0 |
| 19 | 419,3 | 271,1 |
| 20 | 535,8 | 211,2 |
| 21 | 1133,7 | 100,0 |

(昭和21年1-3月の平均)

| 年次 | 物價指數 | 換算率 |
|-------|-------|---------|
| 明治33年 | 100,0 | 1131,7 |
| 34 | 96,0 | 1179,4 |
| 35 | 96,9 | 1167,9 |
| 36 | 103,1 | 1097,7 |
| 37 | 108,4 | 1044,0 |
| 38 | 116,4 | 972,2 |
| 39 | 119,8 | 944,9 |
| 40 | 129,3 | 877,5,2 |
| 41 | 124,0 | 918,2 |
| 42 | 118,8 | 952,6 |
| 43 | 120,3 | 931,1 |
| 44 | 124,7 | 902,2 |
| 大正 1 | 132,1 | 856,5 |
| 2 | 132,5 | 855,4 |
| 3 | 126,5 | 896,0 |
| 4 | 127,8 | 885,5 |
| 5 | 104,6 | 732,0 |
| 6 | 194,5 | 581,8 |
| 7 | 254,3 | 441,1 |
| 8 | 312,1 | 362,6 |
| 9 | 343,2 | 329,7 |
| 10 | 265,1 | 426,1 |
| 11 | 259,0 | 436,9 |
| 12 | 203,5 | 429,4 |
| 13 | 273,2 | 414,2 |

物價指數及換算率

Enterprises' Reconstruction and Reorganization Bill.

(MIN. of Com. & Ind.)
(6 Aug. 1946).

Chapter I

General Rule:

Article 1. The present law aims at a rational disposition of the losses incurred by enterprises through the collection of the War Indemnity Special Tax, the acceleration of the reorganization and reconstruction of the enterprises, and the sound recovery and development of industrial economy.

Article 2. In the present law the term "financial institutions", "designated date", "reorganizing companies", "old account", "new account" and "Special Supervisor" applies to the financial institutions, the designated date, the reorganizing companies, the old account, the new accounts and the special supervisors stipulated under the Emergency Measure for the Reconstruction of Enterprises Law; "applicable company" to the stock companies excepting the Financial Institutions, on which the War Indemnity Special Tax has imposed, and "outside territory" to the territories laying outside Honshu, Hokkaido, Shikoku, Kyushu and their attached isles. (excepting those which is stipulated by Imperial Ordinance)

Chapter II

Special Settlement of Accounts and Special Losses.

Article 3. An applicable company shall as on the designated date make a special settlement of accounts by the following methods.

1. Computation of the following losses;
 - (1) Losses arising from the levy of the war indemnity War In-demnity Special Tax.
 - (2) Losses arising from the changes in value caused by war with respect to its assets in outside territories, the stock of, or its holding in, the companies doing in business in outside territories, or its claims on those doing business in outside territories.
 - (3) Losses arising from the transference of the deposits on the financial institutions to the 2nd blocked account under Article of the Enforcement Regulations of the Financial Emergency Measure Ordinance.

79

2. Besides the above-mentioned computation, it will, according to the bases as stipulated by Imperial Ordinance, notwithstanding the provisions of the Commercial Law, Article 285, reappraise its fixed assets for business operation and the negotiable papers having marked values, which are listed on its property inventory, and compute profits or losses arising therefrom.

3. As regards the assets other than those mentioned under 2 above items, compute profits or losses according to the fixed prices in case of those on which prices are designated by the provision under Article 4 of the Price Control Ordinance, approved by the provision under Article 5, Paragraph 5 of the same and authorised by the provision under the provisory clause of Article 8, Paragraph 3, 7, (hereafter to be called as fixed price) or according to the current prices in case of those on which no prices are fixed.

4. The gross total of the losses computed under the preceding heads, the losses or profits in the latest settlement of accounts and the losses or profits arising from the date of latest settlement to the designated date shall be redeemed by the following methods.

(1) In the first place, redeem from reserve funds. In this case, free reserve and other reserve funds shall redeemed first and the legal reserves next up to the full amount there of.

(2) In the second place, redeem from the profits computed under the heads 2 and 3, above up to the full amount there of.

5. In case after the redemption as stipulated under the preceding head, there still remain any losses, the sum thus remaining shall be entered as special losses in the final account.

In case after the redemption as stipulated under the preceding head the profits computed under the heads, 2 and 3, leave any surplus, the sum thus remaining shall make up the reserve funds redeemed for the special losses, and then there remains any, the sum shall be entered as reserves in the final account.

Article 4. In making the special settlement of accounts mentioned in the preceding

Article, an applicable company which is a reorganising company shall consult the Special Supervisors and a company which is not a reorganising company shall consult the two representatives of its creditors (called "creditors' representatives" hereafter), selected in the order of the amounts of credits.

59
In case of latter half of the preceding Paragraph, the matters which will not be agreed by the consultation between an applicable company and creditors' representatives, shall be decided by Competent Minister.

Article 5. As to the special settlement of accounts of Article 3, the provision under Article 283 of the Commercial Law shall not be applied. The special losses entered in the special settlement of accounts shall be borne by the following methods:

1. In the first place, it shall be borne by stockholders from the paid in capital (including the newly paid sum in case the stockholders are made to pay for unpaid stocks in full or in part under the provisory clauses of Article 6, Paragraph 1), up to the nine-tenths thereof. In this case, the rate of the burden of each stockholders is equal notwithstanding, their conditions of stock are unequal.
2. In the second place, it shall be borne by owners of debentures from the paid in bond up to the seven-tenths thereof. In this case, the rate of the burden of each owners is equal not withstanding their conditions of debentures are unequal.
3. In the third place, it shall be borne by all creditors other than those mentioned below (excepting owners of debentures), up to one half of their credits. In this case, regardless of their liens, privileges, pledges and mortgages settled on them, all creditors must bear the special losses according to an equal ratio.

(1) Credits receiving priority payment mentioned in Article of the Emergency Measures for the Reconstruction of Enterprises Law.

(2) Credits other than those mentioned under (1) above, and having privileged mentioned in Article 306 of the Civil Code, or Article 295 of the Commercial Law.

4. The special losses that cannot be borne by the methods under the preceding heads, shall be borne proportionally by stockholders, owners of debentures and other creditors from the remainder of the paid in capital under 1, the remainder of the paid in bond under 2 and from the remainder of the creditor under 3.

Article 6. An applicable company, not withstanding the provision of Article 200 of the Commercial Code, may not demand payment for unpaid stocks for purpose

of bearing its special losses, except in the case where its Special Supervisors or its Creditors' Representatives, have recognized that there are no small losses responsible for the management of the applicable company, and by their application the competent Minister have given a decision to demand the payment for unpaid stocks in full or in part.

The decision mentioned in the preceding Paragraph must be given in writing.

In case the decision of Paragraph 1 is made, an applicable company shall give public notice of it immediately.

Article 7. An applicable company shall submit a report of the special settlement of accounts made as under the provisions of Article 3 within 40 days from the day of the enforcement of the present law to such government office, court, or financial institution concerned, as may be determined by Order.

In case a report under the provision of the preceding Paragraph is submitted, it must be accompanied with a document certifying that the same has been approved by the Special Supervisors or the Creditors' Representatives, and also a document clearly setting forth the contents of the computation and the burdens as under the provision of the head of Article 3.

In case it is discovered, after the report of the Special Settlement of Accounts has been submitted according to the provision of Paragraph 1, that there is an item which requires computation different from the computation made at the time of when the Special Settlement of Accounts was made, the applicable company shall report it without delay in the manner as provided for under Paragraph 1.

Article 8. In case an applicable company which is a reorganising company is cleared that there is no special losses as a result of special settlement of accounts, the company shall move, for designation to the competent Minister of following law releasing the application of the Emergency Measures for the Reconstruction of Enterprises Law, while the report of first Paragraph, Article 7.

The provision of under Article of the Emergency Measures for the Reconstruction of Enterprises Law applies to the case of designation within the purview of the preceding Paragraph with the necessary modification.

Chapter III

Drafting of Reorganization Plan.

Article 9. The Special Supervisors of an applicable company which has a capital of not less than 1,000,000 yen and which has entered special losses in the special settlement of accounts and a company specified by the Minister of Finance in accordance with the provisions of Article 1 and 2 of Imperial Ordinance No. 657 of 1945 and which has special losses also (both these companies are hereinafter to be called the specified applicable company) shall decide upon principles for the reorganization of the respective specified applicable company and draft a reorganization plan, on the basis of the state of its assets and liabilities according to the special settlement of accounts and the prospects of the operation of the enterprise in future, and have the plan approved by the competent Minister as provided for by ordinance and within 2 months from the date of enforcement of the present law. (In the case of a specified applicable company which is not a reorganising company, the special supervisors shall here and hereinafter be replaced by the representative director through consultation with the representatives of the creditors of the company.)

In cases where inevitable circumstances exist, the competent Minister may prolong the above-mentioned term upon application from the special supervisors.

Article 10. The reorganisation plan shall state the following particulars as provided for by ordinance.

1. Continuance or dissolution of the company.
2. In the case of outstanding continuance by principle of managing the special losses as such brought forward, the plan of its redemption.
3. In the case of continuance by way of reducing capital the amount, methods and term of reduction.
4. In the case of continuance by the amalgamation of another company, the party to be amalgamated and the method and time of amalgamation.
5. In the case of continuance, whether the application for reorganization is filed or not.
6. The outline of the business and financial plans after reorganization.
7. In the case of dissolution, which procedure is resorted to, liquidation or special liquidation.

8. In the case of continuance or dissolution by way of establishing a new company to which transferring or investing the whole or a part of the assets, the outline of such plan.

9. Principles of for the disposal of assets excluding such stated in 8,

19. Principles for the reduction of the personnel.

Article 11. A company other than the specified applicable company shall not reorganize itself by way of Article 10, Item 2.

In the case an applicable company executes the reorganization by measure of Article 10, Item 3, its capital must be reduced by a sum corresponding to the sum of the unpaid stocks for which no payment can be demanded under the provision of Article 6, Paragraph 1.

Article 12. The Special Supervisors are obligated to seek before and the opinions of the labour union and other person who fairly represent a intention of personnel of the company in respect of principles for the reduction of the, personnel, and the principal opinions not in accord with the principals stated in the reorganization plan shall be entered in that plan.

Article 13. When the Special Supervisors has applied for approval of the re-
organization plan in accordance with the provisions of Article 9, it shall give public notice provided for by order of that plan without delay.

The public notice mentioned in the preceding paragraph shall contain information to the shareholders and creditors of the company that, if they have objection to the reorganization plan, they must file it together with that reason to the competent Minister within three weeks from the date of public notice.

Article 14. The approval mentioned in Article 9 shall be given in writing.

The competent Minister may, if he deems the opinion attached to the plan in accordance with the provision of Article 12, or the objection filed in accordance with the provisions of Article 13, paragraph 2, justified, approve the reorganization plan after having altered it.

The competent Minister shall, when he has approved the plan after having altered it or the opinion attached to the plan in accordance with the provision of Article 12, and the objection filed in accordance with the provisions of Article 13, paragraph 2, state the reason for rejection in the document of approval provided for in the first paragraph.

80
Article 15. If there has arisen a necessity to alter the reorganization plan on account of inevitable causes, the Special Supervisors shall apply to the competent Minister for the approval of the alteration of the reorganization plan.

The provisions of Article 12 to the preceding Article inclusive shall apply to cases within the purview of the preceding paragraph with the necessary modifications.

Article 16. The Special Supervisors of an applicable company which is not a specified applicable company but which has been designated by the competent Minister may, if deemed especially necessary for the execution of reorganization, apply to the competent Minister for the approval of the reorganization plan it has drafted.

The provisions of Article 9, 10, Second Paragraph of Article 11, 12 to the preceding Article inclusive shall apply to cases within the purview of the preceding paragraph with the necessary modifications.

Chapter IV.
Execution of the Reorganization Plan.

Article 17. When approval has been given to the reorganization plan by the competent Minister in accordance with the provisions of Article IX, Paragraph 1 of Article 17 (including cases applied to Paragraph 2 of Article 16) or Paragraph 1, of Article 16 (hereafter to be called the approval of reorganizing plan), the Special Supervisors shall immediately give public notice of that reorganization plan (hereinafter to be called the final reorganization plan), as provided for by ordinance.

Article 18. When the competent Minister has approved the reorganization plan, in which the procedure of reorganization or special liquidation is provided, he must so communicate to the judicial court together with the final reorganization plan.

When communication has been made as mentioned in the preceding paragraph, it shall be regarded, according to the contents of the final reorganization plan, as the communication of the institution of reorganization or special liquidation having been made, and the judicial court must immediately institute the relevant legal proceedings.

Article 19. The applicable company shall abide by the respective final reorganization plan.

Article 20. An applicable company shall be able to dispose its assets in accordance with the matters provided for in the final reorganization plan not withstanding the followings: the provisions under 2nd Paragraph of Article 13 to Article 15 inclusive of the Factory Mortgage Law (including the case where it is applied mutatis mutandis to Article 3 of the Mining Mortgage Law and Article 6 of the Fishing "Zaidan" Mortgage Law", under Article 4 and 20 of the Railway Mortgage Law (including the case where it is applied mutatis mutandis to Article 1 of the No. 28 the Law in Meiji 42th), under Article 44 of the Motor-car-Communication Business Law, under any laws provided for the supply control of materials, under articles of incorporation or under its existing contracts between others.

Article 21. The applicable company may execute matters provided in its final reorganization plan without any approval or authorization irrespective of such

裏面白紙

10

provisions of law and ordinance, stipulations of its article of incorporation, in which provided approval or authorization by component office.

Article 22. The applicable company may, omit reference to the general meeting of shareholders with regard to such matters as have been decided upon in the final reorganization plan, irrespective of provisions of law or ordinance or stipulations of the articles of incorporation.

Article 23. When approval has been given to the reorganization plan in accordance with the provisions of Article 9 or Article 15, Paragraph 2, the proceedings of reorganization or other proceedings which have been suspended in accordance with the provisions of Article - of the Emergency Measures for the Reconstruction of Enterprise Law shall become ineffective so far as the execution of the final reorganization plan is concerned.

Article 24. When the judicial court has ordered the institution of reorganization or special liquidation in accordance with the provisions of 2nd Paragraph of Article 20, it must appoint the members of the reorganization committee provided for in Article 391 of the Commercial Code, the supervisors provided for in Article 397 of the Commercial Code, the administrators provided for in Article 398 of the Commercial Code from among the special Supervisors of the respective applicable company except for inevitable circumstances.

Article 25. In the execution of the reorganization of an applicable company, a person who has a lien, privilege, pledge or mortgage cannot exercise his right of pledge, liens, privilege, mortgage over the assets which comprise the subject of such rights. However, he can receive his liabilities prior to others from the assets which acquired by the applicable company by the former assets and the disposal of the former assets, if the applicable company has disposed the assets on which his lien, privilege, pledge, or mortgage is settled. The payment provided for in the privisory clause of preceding paragraph shall not violate the provision under Item 2 and 3 of Article 5.

Article 26. When an applicable company establish the company in accordance with the final reorganization plan, (hereafter to be called the second company), the provisions of Articles 165, 173, and 181 and Article 184, Paragraph 2, and Articles 185 to 187 inclusive of the Commercial Code shall not apply.

79

However, the amendment of article of incorporation as far as the principle of the final reorganization plan shall proved. When the second company increases its capital in accordance with the reorganization plan with in two years after its establishment, the provisions of Article 353, Article 354, Paragraph 2, and Article 355 of the Commercial Code shall not apply.

Article 27. When an applicable company has been granted the application for the reorganization plan provided for the dissolution of its, that company shall be dissolved by it.

Article 28. The provisions of Article 424 of the Civil Code shall not apply to the acts of an applicable company done in accordance with the final reorganization plan.

Article 29. The amalgamation of an applicable company which is a reorganising company is forbidden, except in such case as have been provided in the final reorganization plan, before the owners of old accounts and new accounts as provided for from Article 39 to Article 44.

Article 30. An applicable company which is a reorganizing company pay his money liabilities for the execution of reorganization plan notwithstanding the provision under Article of Emergency Measures for the construction of Enterprises Law.

Article 31. In cases where a specified applicable company has executed reorganization without obtaining the approval with reorganising plan provided for in or an applicable company has executed reorganization in violation of the final reorganization plan, the competent Minister may cancel the acts done for such execution of reorganization, if he deems these acts as harmful to the public interest or as obstructing the reconstruction of industry and economy.

Article 32. When the second company has been established in accordance with the final reorganization plan and the majority of its shares have been acquired by the applicable company concerned, that applicable company shall organize a share control committee with three members, namely, one of its directors, a creditor who has the largest amount of credits and a shareholder who has the largest amount of shares, and entrust the committee with the exercise of the company's right of voting.

Article 33. In cases where the shares owned by an applicable company have been

73
assigned to a creditor of the company or any other person, the competent Minister may order the owner of these stocks transfer the shares by specifying necessary particulars or entrust the exercise of the share's right of voting with the share control committee which is organized by the provision of preceding Article, if it is deemed likely that monopolistic control over the company is established.

Article 34. As to the equipments, rights or materials owned by any applicable which are necessary for the reconstruction of industrial economy, the competent Minister may, when it is deemed particularly necessary for the prevention of their scattering due to the reorganization of such company, order the company the transfer, delivery, lease, contribution, or disposal in any other way of such equipments, rights or materials. In the case where the disposal under provision of preceding Paragraph is differ from the inhalt of the final reorganization plan, it shall be assumed that the plan is changed in the scope of difference.

Article 35. As to those equipments of any applicable company which must be preserved in good order and condition for the reconstruction of industrial economy, the competent Minister may, in the case where it is found difficult, under the existing circumstances to make the enterpriser defray the expense of such preservation, order the said applicable company, its second company, or any fit person or persons the custody of such equipments, as prescribed by Ordinance, and grant as subsidy the full amount of the expense necessary for the preservation of them in good order and condition.

76

Article 36 In the case where any applicable company which is a reorganizing company reappraise its assets under the provision of Article 3 item 2, the value of assets that is transferred from old accounts of an applicable company to new accounts, shall be regarded as the value after the reappraisal of its assets retrospective to the designated date.

Article 37. Any person who received payment from an applicable company for the outstanding credits on the designated date, shall repay values equal to balance from the paid value to the suitable value of payment, which is deemed to receive for him on such case as he has to bear a part of losses of an applicable company under the provision of Article 5 Item 2, 3 and 4.

Chapter V

The Disposal of Old and New accounts in the Case of Reorganization

Article 38. Any applicable company which received an approval for removing the application under Emergency Measures for Reconstruction of Enterprises Law, shall unite its old and new accounts retrospective to the designated date.

Article 39. Any applicable company which is a reorganising company shall, in the case where it is to continue outstanding existence with the method of managing its special losses as such brought for word after the approval of its reorganization plan, unite its old and new accounts as of the date of approval.

In the case of preceding paragraph, the privileges, lions power right or mortgages which are cancelled under the provision of Article of the Emergency Measures for the Reconstruction of Enterprises Law will resumed as newly arised or settled rights.

No applicable company which have united its old and new accounts, or no persons who has settled the privileges, lions, power rights or mortgages shall accrue to such facts as against any their bona fide party until after the registration of such cases.

Article 40. Any Applicable company which is a reorganizing company shall, in the case where it is to continue existence ~~with a reduced capital after~~ its reorganization unite its old and new accounts as of the date of the

75
Article 41. Any applicable company which is a reorganizing company shall, in the case where it is to continue existence after its reorganization by an amalgamation with another company, unite its old and new accounts as of the date of its registration.

Article 42. Any applicable company which is a reorganising company shall, in the case where it is to dissolve and to take procedure of liquidation, unite its old and new accounts as of the date of dissolution.

The provision of 3rd Paragraph of Article 39 shall apply to case within purview of the preceding paragraph with the necessary modification.

Article 43. Any applicable company which is a reorganizing company shall, in the case where it established its second company, unite its old and new accounts as of the date of the registration of its establishment (in case several second companies are established the last date of the registration of their establishment).

Article 44. Any applicable company which is a reorganizing Company shall, in the case where it is to enter into its procedure of reorganization or special liquidation, unite its old and new accounts as of the date of the registration of commencement of reorganization or special liquidation,

Article 45. In the case where old and new accounts have been united as provided for under Articles 39 to 44 inclusive, the provisions of the emergency measures for the Reconstruction of Enterprises, Law shall not apply to the applicable companies as from the date of such consolidation.

Article 46. In the case where an applicable company unite the old and new accounts under the provisions of Article 39 to Article 44 inclusive, creditors of the former new accounts may receive payment prior to others from the assets belonging to the former new accounts or its equal values of assets of the applicable company.

In the case of preceding paragraph if the applicable company must redeemed its losses under the provisions of Article 5, Item 2, 3 and 4, the credits to the former new account dealt with as the credits of bearing no losses stipulated in Article 5, Item 3, However, their privileges, pledges liens on mortgages settled on the former new account can not execute in that case.

Chapter VI.

Miscellaneous Regulation

Article 47. In order to promote a smooth operation of the present Law, the Industrial Reconstruction and Reorganization Committee shall be established.

The Industrial Reconstruction and Reorganization Committee shall have the Central Industrial Reconstruction and Reorganization Committee and local Industrial Reconstruction and Reorganization Committees former Committee shall be established in the

7
Cabinet and the Local Committees in the Local Administration (the Chibo Gyōsei-Jimukyoku)

Article 48. The competent Minister shall, in the case of taking any of the following steps, submit the matter for deliberation to the Industrial Reconstruction and Reorganization Committee.

The granting of an approval for the Reorganization plans.

The revokes under the provision of Article 31.

The issue of an order as under Article 33. to Article 35 inclusive.

Article 49. Concerning the Industrial Reconstruction and Reorganization

Committee, necessary matters other than those provided for under the present Law shall be fixed by Imperial Ordinance.

Article 50. The competent Minister may demand reports from the persons concerned on the necessary items as to the application of the present Law, or may

direct the officials concerned to inspect the necessary place, in order to examine the status of the business or books, files and other necessary matters.

In case the officials concerned are directed to make inspection as provided for in the preceding paragraph, they shall carry verifications to identify themselves.

Article 51. The competent Minister may delegate a part of his authorities, as provided for in the present Law, to the Chief of the local administrative

offices.

Article 52. The provision of the present Law may be applied ~~mutatis mutandis~~ to any of the following persons in accordance with the ordinance to be issued.

1. Any juridical person, other than stock companies, on whom the War Indemnity Special Tax is to be levied.
2. Any juridical person, on whom the War Indemnity Special Tax is not to be levied, and who shows a deficit as mentioned in Item 2 or 3 of Article 3.
3. Any person, other than those coming under the preceding two items, who are to be designated by the Imperial Ordinance.

On any concerning matters necessary for the application of the provisions of present Law under the provision of preceding paragraph, special provisions may be issued by ordinance.

Article 53. The real estate procurement tax, and securities transfer tax, the stamp tax and the registration tax shall be waived in reference to real estate, securities and other assets, which are obtained by the second company by way of transference from the applicable company in accordance with the final reorganization plan, within one year of the establishment of the former.

21.22
163

會社整理應急指置法案

二一八一〇(臨時決定)
二一八一三(議會提出)

第一條 この法律で特別整理會社とは、左に掲げる會社(金融機關整理應急指置法第二十八條第一號に掲げる金融機關及び昭和二十年^大外^務省令第一號第一條に規定する特定機關を^内司^法を除く。以下同じ。)をいふ。

一 昭和二十一年八月十一日午前零時(以下指定期といふ。)において臨時補償金等の交付を受け、若しくはその交付を受ける権利を有し、又は在外資を有する資本金(出資額、株金總額又は出資總額及び株金總額の合計額をいふ。以下同じ。)二十萬圓以上の會社、但し、主務大臣の指定する會社及び臨時補償金等の交付を受けた金額又は會社の貸借對照表の資産の面に計上した臨時補償金等の請求額及び在外資の合計額が、指定期時において、命令の定めるところにより計算した積立金の額及び財産目録に記載した動産、不動産、債權その他の財産の指定期における價額(株式會社株式合資會社又は有限會社の營業用の固定財産及び取引所の相場のある有價證券については、同法第二節八十五條又は同法第四百五十八條第二項若しくは有限會社法第四十大條第一項において準用する同法第二節八十五條に定める價額を認めることのでき

ない。)が、當該財産目録に記載した價額を認める場合におけるその超過額の合計額を越えず、且つ、債務超過又は支拂不能に陥る虞のない會社であつて、主務大臣の認可を受けたものを除く。

二 左の各條の一に該当する會社であつて、主務大臣の指定を受けたもの
イ 臨時補償金等の交付を受け、若しくはその交付を受ける権利を有し、又は在外資を有する會社であつて、指定期において資本金二十萬圓未満のもの
ロ この法律施行後、價額の取立が若しく回復となつたことその他の事により、會社の資産の價額が減少したため、債務の超過又は支拂不能に陥る虞のある會社
ハ その所有する株式、出資總額又は社債の價額が、この法律施行後、著しく下又はこれを処分することが困難となつたため、債務超過又は支拂不能に陥る虞のある會社

前項第一條但書の規定によつて、主務大臣の認可を受けようとする會社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以内に、認可を以て、主務大臣にその認可を請求しなければならない。

第一項第二號の指定を受けようとする會社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならぬ。

特別の事由があると認められる場合に於ては、主務大臣は、前二項の期間経過後にされた申請についても、認可又は指定をすることが出来る。

三務大臣は、第一項第一號但書の指定若しくは認可又は同項第二號の指定をしたときは、直ちにその旨を告示する。

資本金二十萬圓以上の會社であつて、現時補償金等の交付を受けたことがなく、若しくはその交付を受ける権利を有せず、又は在外資産を有しないものは、この法律施行の日から三週以内特別整理會社でない旨を主務大臣に届け出るとともに、その旨を公示しなければならぬ。

二條 前條第一項第一號但書に該當する會社が、同條第三項の規定による認可の申請をしない場合には、當該會社に對し、指定時において拂込株金額若しくは拂込出資金額の十分の一以上に當る債權を有する者、指定時において出資金額が資本金の十分の一以上に當る債權又は指定時において資本金の十分の一以上に當る株式を有する者は、同項の規定後二十日以内に、會社に對して、同項の申請をすべき旨を請求することが出来る。

前項の規定は前條第一項第二號イ乃至ハに該當する會社が、同條第三項の規定による指定の申請をしない場合に、これを準用する。
前二項の請求があつた場合には、會社は、直ちに前條第二項又は前條第三項の規定に準じて、認可又は指定の申請をしなければならない。

三 會社は、第一條第一項第一號但書の指定若しくは認可又は同項第二號の指定を受けたときは、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に登記をしなければならない。

第一條第六項の會社は、この法律施行の日から、本店の所在地において二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、特別整理會社でない旨の登記をしなければならない。

第四條 指定時以前の原因に因りて生じた第一條第一項第二號の指定を受けた會社に對する債權については、指定時から同條の指定のあるまでにされた請求その他債權を消滅させる行為は行

第一項の債権は、第三者の権利を害することができない。

第一項の債権が、指定時から第一條第一項第二條の指定のある者にわたした不動産又は
算する財産の譲渡は、これを無効とする。

前項の場合において、譲受人の権利は、指定時以前の原因に基いて得た債権とみなす。

第五條 特別管理会社は、遅滞なく指定時現在における財産目録、貸借対照表、勘定、不動産、債権其の他の財産及び債務に関する明細書並びに指定時を含む事業年度開始の日から指定時までの損益計算書を作成しなくてはならない。

第六條 特別管理会社は特別管理人を選出する。

第七條 特別管理会社には、指定時において、新勘定及び舊勘定を設ける。

特別管理会社の第五條の財産目録に記載した不動産、不動産、債権その他の財産は以下

「社債」といふ。一は、命令の定めるところにより、その目的たる為に行つてある事業の繼續及び事後清算の回復に必要なるものを指定時において、新勘定に所屬せしめ新勘定に所屬せしめた債権財産以外の負債財産を、指定時においてこれを舊勘定に所屬せしめる。

前項の規定によつて新勘定に所屬せしめるべき財産の範囲は、命令の定めるところにより特別管理人が、これを決定する。

指定時後、負債の計算は、新勘定と舊勘定とに区分しなればならない。

第二條の規定によつて新勘定に所屬せしむべき負債財産を定めない負債及び清算又は破産手続中の負債には、第一條の規定にかかわらず、舊勘定を設ける。

第一項乃至第四項の規定は、前項の負債において、新勘定及び舊勘定を設ける必要を定じ、特別管理人の決定があつた場合に、これを準用する。

舊勘定に所屬する負債財産のうち、あらたに新勘定に所屬せしめることを必要とするものを定じたときは、特別管理人の決定に基いて、これを新勘定に移り替へることができる。この場合においては、当該負債は新勘定に移り替へられた日において、新勘定

に改訂せしめられたものとする。

特別監理會社は、新勘定舊勘定毎に、帳簿を作成し、前各條の規定によつて、新勘定
及び舊勘定に別記する會社財産を明確にしなければならぬ。

前條、特別監理會社は、前條 第三條の決定に基いて、新勘定舊勘定毎に、會社財産の明
細書を作成し、命令の定めるところにより、特別監理人の承認を受けなければならぬ。
前項の規定によつて、特別監理人の承認を受けた舊勘定に所屬する會社財産の明細書
は、特別監理人の承認を受けた日から二週間以内に、公證人の認圖を受けなければなら
ぬ。

特別の事由があるときは、主務大臣は、特別監理會社の申請により、前項の期間を
延長し得る。

第二項の期間を受けなければ、前條第三項の決定は、その效力を失はぬ。
前條第七項の規定によつて、新勘定及び舊勘定に所屬する會社財産に變更のあつた
場合には、特別監理會社から新勘定と舊勘定との間の會社財産の
合算を要する。

を準用する。

特別監理會社は、舊勘定に所屬する會社財産であつて、登記又は登録のあるものにつ
いては、舊勘定に所屬する旨の登記又は登録をしなければならない。前項の規定に所屬するものを
以て第三條で對するものとみなす。

前項の規定の適用を受けない特別監理會社の財産であつて、新勘定又は舊勘定のい
づれに所屬するかが分明でないものは、新勘定に所屬するものと推定する。

前七項の規定は、舊勘定のみを設ける會社に對しては、これを準用しない。

第九條 第七條第一項の規定によつて、新勘定を新勘定及び舊勘定に區分整理した場合
においては、舊勘定の貸借對照表の資産の面に、新勘定に對する未整理受取勘定を設け
て、これに、新勘定に所屬せしめた會社財産の第五條の附言目録に記載したものと同一
金額を計上し、新勘定の貸借 照表の負債の面に、舊勘定に對する未整理文書勘定を
設けて、同一金額を計上するものとする。

前項の規定は、第七條第七項の場合に、これを準用する。

十條 特別清算會社は、毎月末における新勘定の貸借対照表の負債の部の未整理支拂勘定に計上した金額に命の定める率を乗じて得た金額と同じ金額を、翌月の初めに新勘定から舊勘定に繰り入れなければならない。

月の途中において、新勘定の貸借対照表の負債の部の未整理支拂勘定に計上した金額に増加又は減少のあつた場合においては、前月末における未整理支拂勘定に計上した金額に對して、前項の規定を適用して計算した金額に、未整理支拂勘定に増加又は減少のあつた日の翌日からその月の末日迄の日割を以て、當該増加額又は減少額につき前項の金額を計算し、これを加算又は差除したものを以て前項に規定する繰入金額とする。

第十一條 特別清算會社は、指定時後の原因に基いて生じた収入及び支出を新勘定の収入及び支出として、整理しなければならない。

特別清算會社は、指定時以前の原因に基いて生じた収入及び支出を舊勘定の収入及び支出として、整理しなければならない。

支出に關しては、前項の規定にかかわらず、命令により特別の定めをなすことができる。舊勘定に關する負債の管理に關する支出は、第一項の規定にかかわらず、舊勘定の支出として、これを整理しなければならない。

特別清算會社が、指定時後舊勘定に關する財産の買取りとして取得した財産及び舊勘定に所屬する財産の處分の對價として取得した財産その他命令で定めるものは、第一項の規定にかかわらず、これを舊勘定に關せしめる。

十二條 指定時以前の原因に基いて生じた特別清算會社に關する債權（以下舊債權といふ）の先取特權、質權又は差押權であつて、新勘定に關する負債の管理の上に行するものは、命令により定める場合を除くの外、當該負債の管理を新勘定に關せしめた日に、當該負債の管理につき消滅する。

新協定に所属する官社財産が、鐵道財産・工場財産・鑛業財産・軌道財産・運河財産・漁業財産又は自動車交通事業財産に歸してなる場合には、命令を以て定める場合を除くの外、當該官社財産を新協定に所属せしめる日において、當該財産から除かれ、當該財産に歸することをなつたものとする。

特別整理會社の新協定併合の時から、第一項の先取特權・質權又は抵當權は、同項の財産について消滅せず、及び第二項の財産は、當該財産からなかつたものとみなす。但し、第一項の協定によつて、これからの權利が消滅したるに當該官社財産について、これらの權利の行使を妨げる虞深きが生じた場合又は當該官社財産が當該官社以外の者の所有に歸した場合には、この限りでない。

前項併合の場合において、當該官社は、法令の定めるところにより、同項の債權を有する者が、當該官社からその債權の轉讓を受けることができる金額を供託し、併合したる前項の債權を有する者は、前項の供託金に對して、先取特權・質權又は抵當權を有する者としての權利を行使することとする。

第十三條 協定時後の原因に基いて生じた特別整理會社に對する債權（協定に所属する財産の管理のために生じた債權を除く。以下新債權といふ。）については、協定時に所属する財産に對して、強制執行、假差押又は假處分をすることができない。

第十四條 協定時以後の協定に基いて生じた特別整理會社に對する債權（協定に所属する財産を除く。）をすることができない。但し、協定その他物若しくは有價證券の引渡を目的とする債權以外の債權又は金銀以外の物の引渡を目的とする債權であつて、その給付が特別整理會社の現に行つて居る通常の業務に關し、新協定の計算において履行できるもの並びに左の各款に掲げるものについては、この限りでない。

一 國又は都道府縣その他の地方公共團體に對する公租公課その他の命令で定めるこれに類する債權

二 協定時以前に確定した給料その他の命令で定める定期的給與の債權

三 従業員の前かり金その他これに類する債權（命令で定める期限を超えなければ限らぬ。）

四 協定時以前に確定した退職金その他命令で定める臨時給との債權（命令で定める期限を超えないものに限る。）

五 會社の通常の業務の運営に伴ふ千圓未満の債權

六 その他命令を以て定める債權

特別整理會社は、前項各款に掲げる債權については、これを舊協定から移行することができる。前項の場合に限り、特別整理會社の承認を受けて、第九條の協定によつて交付した新協定の協定書の負債の部の未整理支拂協定に計上した債權の限度において、これを新協定から移行することができる。

第十四條に所属する財産の管理のために生じた債權についても前項と同様である。但し、こ

合に於いては、命令の定めるところにより、主務大臣の承認を受けなければならぬ。
第一項、第二項乃至第六項の債権及び前項の債権については、新勘定に所属する財産に對し
て、強制執行、假差押又は假處分をすることが出来ぬ。

二項及び第三項の場合に於いては、新勘定から辨別をした金額と同じ金額を、舊勘定の
借借對照表の資産の部の未整理受取勘定に計上した金額及び新勘定の借借對照表の負債の部
の未整理支拂勘定に計上した金額から夫々減額しなければならぬ。

第十二條 特別整理會社に於ては破産の宣告をすることができぬ。

特別整理會社の解散、合併、組織變更又は資本（出資金を含む。）の増加若しくは減少に
する時社員の同意、株主總會の決議又は社員總會の決議は、その効力を生じない。但し、
特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合に於いては、この限りでない。

特別整理會社に於つたものの財産に對し、既にされた強制執行、假差押若しくは假處分又
は變賣法による變賣の手續は、その會社が特別整理會社である間、これを中止する。但し、
その財産が新勘定に所属することをつたときは、これらの手續は、この法律の適用の限
度において、その効力を失ふ。

第十六條 特別整理會社は、會社の事業年度毎に、新勘定舊勘定各別、財産目録、借借對照
及び損益計算書を作成しなければならぬ。

由法中財産目録、借借對照表及び損益計算書に對する規定は、前項に掲げる書類に、これ
を準用する。

新勘定に於いて生じた各事業年度の利益金額及損失金額は、新勘定に於いて、次の事業年
度に繰り越さなければならぬ。

舊の法令又は定款の定めにかかわらず、特別整理會社の指定時を含む事業年度は、指定時
終了するものとし、之に續く期間は、次期の事業年度に屬するものとする。

指定時に終了する事業年度に於いて生じた利益は、舊の法令又は定款の定めにかかわらず、
これを積み立てなければならぬ。

第十七條 特別整理會社は、命令で定める場合を除くの外、取締役その他業務執行の職務を執
行する役員のうちから二人、及び當該會社の舊債権を有する者のうちから二人の特別監理人
を選任しなければならぬ。

前項の特別管理人の選任につき、時期、方法其他必要事項は、命令の定めるところによる。

第一項の規定による最初の特別管理人の全員が選任されたときは、特別清算人は、本店の所在地においては二週間以内、支店の所在地においては三週間以内、特別管理人の住所及び氏名は名称並びに当該会社との關係を登記しなければならぬ。

前条第六十七條の規定は、前項の登記にこれを準用する。

特別清算人は、特別管理人の選任があつたときから二週間以内に、前二項の登記をしなければならぬ事項を、主務大臣に届け出なければならぬ。

第十八條 特別管理人は、主務大臣が、これを監督する。

特別管理人の報酬その他特別管理人の職務に關し必要事項は、命令で、これを定める。

第十九條 特別管理人が第七條第三項の規定による専断財産の範圍の決定、第十條第二項及び第三項の規定による清算に對する承認、第二十一條第一項の規定による管理についての決定、第二十二條第一項の規定による處分に對する承認及び第二十三條第二項の規定による同意をするときは、その過半数を以て、これを決する。但し、可否の意見が同数の場合は、

特別管理人の申請により、主務大臣が、これを裁定する。

第二十條 主務大臣は、特別管理人が法令又は主務大臣の命令に違反したとき、公益を害する行為をしたとき、又は特別管理人を不適當と認めるときは、これを解任することができ、

第二十一條 特別清算人の業務を執行する役員は、舊決定に所屬する財産の處分、保全その他の管理について、特別管理人の決定するところに従はなければならぬ。

特別管理人は、舊決定に所屬する財産の處分、保全その他の管理について、特別清算人の業務を執行する役員を監督する。

第二十二條 特別清算人は、舊社財産及び指定時後取得した舊決定に所屬する財産を清算し、管與し又は質權若しくは抵當權の目的としようとするときは、命令で定める場合を除く外、特別管理人（特別管理人の選任されておかないときは主務大臣）の承認を受けなければならない。

前項の規定は、第十四條第一項但書の規定の適用を妨げない。

第一項の規定によつて特別管理人の承認を受けないで、舊社財産及び指定時後取得した舊決定に所屬する財産を處分した場合においては、その處分は、これを無効とする。但し、この處分の無効は、これを以て舊社の第三者に對抗することができない。

第二十三條 特別整理會社の株式を譲渡しようとする者は、該會社に對して、承認を求めなければならぬ。

前項の場合において、會社が承認しようとするときは、特別整理人の同意を得なければならぬ。前法第七十三條（同法第四十七條）において適用する場合を含む。一若しくは百五十四條又は承諾の決議をしようとするときも同様である。

第二項の規定による承認を受けずに行はれた株式の譲渡は、會社に對して、その效力を生じない。

第二十四條 特別整理會社の舊規定に所屬する債權については、第十四條第一項但書各號及び第二項後段の規定する債權を除き、その權理を行使できる日から一箇月以内は、時効が完成しない。

第二十五條 主務大臣は、必要があると認めるときは、特別整理會社に對して、監督上必要な命令をすることができる。

生務大臣は、この法律の施行に關し、必要があるときは、業務及び財産の状況に關して報告をさせ、又は當該官吏に帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

主務大臣は、前項の規定によつて、當該官吏の検査をさせるときは、命令の定めるところにより、その身分を承認し、印章を携帯させなければならぬ。

第二十六條 主務大臣は、この法律に定める職員の一部を、地方の官衙の長をして行はしめることができる。

第二十七條 主務大臣は、命令の定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を、日本銀行をして取り扱はせることができる。

第二十八條 左の場合においては、その行為をした會社の代表者、代理人、使用人、その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

- 一 第一條第二項又は第三項の規定による文書に、虚偽の記載をしたとき
- 二 第二條第三項の規定による認可又は指定の申請を怠つたとき
- 三 第七條第八項の規定に違反して帳簿を作成せず、又は帳簿に虚偽の記載をしたとき
- 四 第八條第二項又は第五項の規定に違反して明細書について公證人の承認を受けず、又虚偽の記載をした明細書について公證人の承認を受けたとき
- 五 第十四條第一項の規定に違反して辨償具の追償權を消滅させる行為をしたとき
- 六 第十四條第二項又は第三項の規定による特別整理人の承認又は主務大臣の承認を受けず

して辨済をしたとき

七 第二十一條の規定による財産の処分、保全その他の管理について特別管理人の決定に従
はなかつたとき

八 第二十二條第一項の規定による特別管理人（特別管理人が委任されておこなうときは主
務大臣）の承認を受けずに財産を処分したとき

第二十九條 第十四條第一項の規定に違反して辨済を受けその他債権を消滅させる行為をした
者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第三十條 特別管理人がその職務に關して賄賂を收受し、要求し又は約束したときは、こ
れを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

前項の賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者も同様である。

第三十一條 左の場合においては、その行為をした特別管理人の代表者、社員、代理人、使
用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

- 一 第三條の規定による登録の作成を怠り、又は虚偽の届出をしたとき
- 二 第二十七條第五項の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき

三 特別管理人の委任を怠つたとき

四 第二十三條第二項の規定による特別管理人の同意を得ないで、株式又は持分の譲渡をす
る又は承諾若しくは承諾の決議に賛成したとき

第三十二條 第二十五條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、こ
れを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。同項による検査を拒み、妨げ又は怠りし
者も同様である。

第三十三條 犯人又は情を知る第三者の收受した賄賂は、これを没收する。その全部又は一部
を没收することができるときは、その償額を追徴する。

第三十四條 法人の代表者、法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人
は人の業務又は財産に關して、第二十八條、第二十九條、第三十一條又は第三十二條前段の
違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人は罰しても、各該條の罰金
を科する。

第三十五條 左の場合においては、罰金の取銷後その他これに準ずるものは、これを三萬圓以
下の過料に處する。

- 一 この法律又はこの法律に基いて發する命令に違反して登記を怠つたとき

二 第一條第六項の規定による届出若しくは公告をせず、又は虚偽の届出若しくは公告をし
たとき

三 第二十五條第一項の規定による主務大臣の命令に違反したとき

第三十六條 第二十八條乃至前條の規定は、第一條第一項第一條但書の規定による指定又は認
可があつた場合には、その指定又は認可があつたときまでの行為に對しては、指定又は認可
の後でも、これを適用する。

第三十七條 この法律のうち戦時補償金等及び在外資産の範圍については、命令でこれを定め
る。

第三十八條 特別經理會社が、特別經理會社となつたときから、主債目以内に、法令の定めら
るる企業に對する整備計畫を主務大臣に提出しなかつた場合その他法令の定めらるる理由に該當する場合
においては、當該會社に對して、この法律の適用は解除される。

前項の規定による場合に關し、新制定及び舊制定の併合その他これに伴ふ必要を專項は、
命令でこれを定める。

第三十九條 この法律のうち必要な規定は、命令の定めるところによつて、特別經理會社以

の者に對し、これを適用することとせらる。

第三十八條乃至第三十六條の規定は、前項において準用する場合に、これを適用する。
し、同條中會社又は特別經理會社とあるのは、前項の特別經理會社以外の者とし、同
ける條項は、前項の規定によつて準用される場合の條項を含むものとする。

第四十條 この法律に定めらるるもの外、登記その他に關し必要な事項は、命令の定めるところ
による。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

9

昭和二十一年九月現在

會社經理應急措置法關係法令集

日
本
銀
行

裏面白紙

頭 註 索 引

一、特別經理會社の範圍……………頁二
 指定會社……………頁二
 除外申請會社……………頁三
 指定申請會社……………頁四
 二、除外……………頁四
 指定申請會社の手續……………頁四
 三、指定申請會社の経過……………頁五
 指定時に於ける打合せ……………頁五
 四、新設會社の分離……………頁六
 五、新設會社の組織及び効力……………頁六
 六、新設會社の經理關係……………頁七
 七、特別經理會社の經理の大原則……………頁八
 八、特別經理會社の經理規定……………頁九
 九、新設會社の經理規定……………頁九
 十、新設會社に關する事項……………頁十
 十一、新設會社の提出……………頁十一
 十二、特別經理會社の經理方法……………頁十二
 十三、特別經理會社の決議規定……………頁十三
 十四、特別經理會社の決議……………頁十四
 十五、特別經理會社の決議……………頁十五
 十六、特別經理會社の決議……………頁十六
 十七、特別經理會社の決議……………頁十七
 十八、特別經理會社の決議……………頁十八
 十九、特別經理會社の決議……………頁十九
 二十、特別經理會社の決議……………頁二十
 二十一、特別經理會社の決議……………頁二十一
 二十二、特別經理會社の決議……………頁二十二
 二十三、特別經理會社の決議……………頁二十三
 二十四、特別經理會社の決議……………頁二十四
 二十五、特別經理會社の決議……………頁二十五
 二十六、特別經理會社の決議……………頁二十六
 二十七、特別經理會社の決議……………頁二十七
 二十八、特別經理會社の決議……………頁二十八
 二十九、特別經理會社の決議……………頁二十九
 三十、特別經理會社の決議……………頁三十

特別經理會社に關する認可申請一覽

| 番 式 | 種 類 | 關 係 條 文 | 書 式 | 頁 |
|-----|--------------------------|---------|-----|-----|
| 第一號 | 特別經理會社除外認可申請書 | 法一但書 | 則一 | 二頁 |
| 二 | 指定申請書 | 一、二 | 二 | 四 |
| 三 | 非該當出書 | 二、VI | 三 | 四 |
| 四 | 會社財産證明書承認期間延長承認申請書 | 令五I | 五 | 七 |
| 五 | 認 証 | 法八I | 六 | 八 |
| 六 | 財産管理費用併済承認申請書 | 十四I但書 | 七 | 十二 |
| 七 | 解散承認申請書 | 十五I但書 | 八 | 十四 |
| 八 | 合併承認申請書 | 〃 | 九 | 十五 |
| 九 | 組織變更承認申請書 | 〃 | 十 | 〃 |
| 十 | 資本増加承認申請書 | 〃 | 十一 | 〃 |
| 十一 | 資本減少承認申請書 | 〃 | 十二 | 〃 |
| 十二 | 特別經理人選任に關する先順位選任者との異議申立書 | 令十六I | 十三 | 十八 |
| 十三 | 選任認可申請書 | 〃 | 十四 | 〃 |
| 十四 | 辭任申立書 | 〃 | 十五 | 十九 |
| 十五 | 選任異議申立書 | 令十八I | 十六 | 〃 |
| 十六 | 補充選任申請書 | 〃 | 十七 | 二十 |
| 十七 | 登記事項届出書 | 法十七V | 十八 | 〃 |
| 十八 | の報明に關する意見書 | 令二十一I | 十九 | 二十一 |
| 十九 | 申請書 | 〃 | 二十 | 〃 |
| 二十 | 意見書 | 法十九但書 | 二十一 | 二十二 |
| 二十一 | 會社財産證明書承認申請書 | 〃 | 二十二 | 〃 |

(備考) 用紙の大きさは日本標準規格B列四號によるものとす

特別整理法

會社經理應急措置法
(昭和二十一年八月二十五日法律第七號)

會社經理應急措置法施行令
(昭和二十一年八月二十五日)

會社經理應急措置法施行規則
(昭和二十一年八月二十五日)

告示
大藏、厚生、商工、農林、逓送省令第一號

特別整理法

會社經理應急措置法
(昭和二十一年八月二十五日法律第七號)

會社經理應急措置法施行令
(昭和二十一年八月二十五日)

會社經理應急措置法施行規則
(昭和二十一年八月二十五日)

告示
大藏、厚生、商工、農林、逓送省令第一號

關係條文
(一) 會社經理應急措置法
(二) 會社經理應急措置法施行令
(三) 會社經理應急措置法施行規則

關係條文
(一) 會社經理應急措置法
(二) 會社經理應急措置法施行令
(三) 會社經理應急措置法施行規則

關係條文
(一) 會社經理應急措置法
(二) 會社經理應急措置法施行令
(三) 會社經理應急措置法施行規則

關係條文
(一) 會社經理應急措置法
(二) 會社經理應急措置法施行令
(三) 會社經理應急措置法施行規則

關係條文
(一) 會社經理應急措置法
(二) 會社經理應急措置法施行令
(三) 會社經理應急措置法施行規則

考案事項

金融機關經理應急措置法
(昭和二十一年八月二十五日法律第七號)

金融機關經理應急措置法施行令
(昭和二十一年八月二十五日)

金融機關經理應急措置法施行規則
(昭和二十一年八月二十五日)

告示
大藏、厚生、商工、農林、逓送省令第一號

商法
(昭和二十一年八月二十五日)

企業準備金措置法
(昭和二十一年八月二十五日)

企業準備金措置法施行令
(昭和二十一年八月二十五日)

告示
大藏、厚生、商工、農林、逓送省令第一號

(指定申請書)

法

令

則

告

示

二 左の各款の一に該当する會社であつて、主務大臣の指定を受けたもの

イ 戦時補償債等の交付を受け、若しくは其の交付を受ける権利を有し、又は在外資産を有する會社であつて、指定時において資本金二十萬圓未満のもの

ロ この法律施行後、戦時補償債等が著しく困難となつたことその他の事由により、會社の資産の價額が減少したため、戦時補償債又は支拂不能に陥る虞のある會社

ハ その所有する株式、出資、應募又は社債の價額が、この法律施行後、著しく下落し、又はこれを處分することが困難となつたため、戦時補償債又は支拂不能に陥る虞のある會社

前項第一號但書の規定によつて、主務大臣の認可を受けようとする會社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならぬ。

第一項第二號の指定を受けようとする會社は、命令の定めるところにより、この法律施行後二箇月以内に、文書を以て、主務大臣にその旨を申請しなければならぬ。

除外、指定、手続、非指定會社の

主務大臣は、第一項第一號但書の指定を受けたときは、直ちにその旨を告示する。

資本金二十萬圓以上の會社であつて、戦時補償債等の交付を受けたことがなく、若しくは其の交付を受ける権利を有せず、又は在外資産を有しないものは、この法律施行の日から三箇月以内に、特別整理會社でない旨を主務大臣に届け出るとともに、その旨を告示しなければならぬ。

(非指定會社)

第二條 法第一條第三項の指定を受ける會社は、左に掲げる事項を記載した指定申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。

一 會社の住所及び商號

二 會社の資本額及び株主

三 法第一條第一號の事項

四 法第一條第二號の事項

五 法第一條第三號の事項

六 その他参考となるべき事項

前項第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三條 法第一條第六項の提出しようとする會社は、左に掲げる事項を記載した申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。

一 會社の住所及び商號

二 會社の資本額及び株主

三 會社の業務の概要

四 會社の財務の概要

五 會社の経営の概要

六 その他参考となるべき事項

前項の四書には左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款並びに最終の貸借対照表、財産目録及び損益計算書

二 最近における資産及び負債に関する試算表

三 所有する債権の明細書

(註一)

第二條 前條第一項第一號但書に該当する會社が、同條第二項の規定による認可の申請をしない場合には、當該會社に對し、指定時において提出した申請書若しくは提出出資金額の十分の一以上に當る債権を有する者、指定時において出資金額が資本金の十分の一以上に當る社員又は指定時において資本金の十分の一以上に當る株式を有する株主は、同項の期間経過後二十日以内に、會社に對して、同項の申請をするべき旨を請求することができる。

前項の規定は、前條第一項第二號イ乃至ハに該当する會社が、同條第三項の規定による指定の申請をしない場合にこれを準用する。

前二項の請求があつた場合には、會社は、直ちに前條第二項又は第三項の規定に準じて、認可又は指定の申請をしなければならない。

第三條 會社は、第一條第一項第一號但書の指定若しくは認可又は同項第二號の指定を受けたときは、本店の所在地において二週間以内、支店の所在地においては三週間以内、登記をしなければならない。

(登記)

第一條第六項の會社は、この法律施行の日から、本店の所在地においては二週間以内、支店の所在地においては三週間以内、特別整理會社でない旨の登記をしなければならない。

第四條 指定時以前の原因に基いて生じた第一條第一項第二號の指定を受けた會社に對する債権について、指定時から同條の指定のあるまでにされた行為（免除を除く。）は、これを無効とする。但し、第十四條第一項但書に規定する債権については、この限りでない。

前項の規定は第三者の権利を害することができない。

指定時に於ける打切決算

第五條 特別整理會社は、還却なく、指定時現在における財産目録、貸借対照表、財産目録、債権其の他の財産及び債務に関する明細書並びに指定時を含む事業年度開始の日から指定時に至るまでの損益計算書を作成しなければならない。

第六條 特別整理會社に特別管理人を置く。

項事考參

註一

法第二條中の「十分の一以上に當る債権を有する者」とは、必ずしも一人が十分の一以上に當る債権を有する者に限るものではなく、多數者が其の所有する債権を合計して十分の一以上に當る場合には、多數者を共同にして、會社に對して申請方を請求することができる。

註二

打切決算は法第十六條第四項の規定によつて、事業年度と異なるから附屬法の規定を準用し、總會に附屬しなければならぬ。貸借対照表、財産目録、債権及び債務の明細書には、債権者各人毎の調査を必要とする。

法

第七條 特別管理会社は、指
定時において、新設定及び指
定を設ける。
特別管理会社の第五條の財
産目録に記載した財産、不動
産、債権その他の財産（以下
「財産」といふ。）は、命令
の定めるところにより、命令
の目的たる現に行つてある事
業の繼續及び事業の回復
に必要なるものを、指定時
において新設定に所屬せしめ
新設定に所屬せしめた財産財
産以外の財産を、指定時
において、新設定に所屬せし
める。

令

第二條 法第七條第二項に規定
する財産のうち、左に掲
げるものは、これを新設定に
所屬せしめる。
一 一時預り金等の請求権及
び在外資産
二 金融機關管理監督法
第二條の規定によつて金融
機關の新設定に屬せしめら
れたものを除くの外、金融
機關に對する預金その他の
債権
三 國貨及び地方債を除くの
外、手形、小切手、株券、
出資証券、債券及び社債券
四 法第一條第一項に規定す
る特別管理会社及び昭和二
十年内務省令第一號第一條
十年内務省令第一號第一條
に規定する指定機關に對す
る債権。但し、特別管理會
社に對する法第十四條第一
項但書に規定するものを除
く。
五 未拂込株金（未だ清算期
の至らぬ、財産を目的とす
る出資を含む。）の請求権
六 昭和二十一年臨時省令第
一號第一條及び昭和二十
一年臨時省令第三號第一條
に規定する指定機關
七 證券取引所の取引員、有價
証券引受業法第一條に規定
する有價証券引受業及び有
價証券取扱法第一條に規
定する有價証券業者につい
ては、前項第三項に掲げる
債権について同項の規定は
これを適用しない。
第五條 特別管理人は、法第
七條第三項の規定によつて、

則

第四條 法第七條第五項の規定
によつて、新設定のみを設け
た特別管理会社（清算又は破
産の手続中の会社を除く。）
は、直ちに、その旨を公告し
なければならない。

告
示

〔註1〕

〔註2〕

前項の規定によつて新設定
に所屬せしめるべき財産の範
圍は、命令の定めるところより
特別管理人が、これを決定す
る。

指定時、會計の計算は、
新設定と舊設定とを區別し
なければならない。
第二項の規定によつて新設
定に所屬せしむべき財産を
有しない會社及び清算又は
破産手続中の會社には、第一
項の規定にかかわらず、新設
定のみを設ける。
第一項乃至第四項の規定は
前項の會社において、新設定
及び舊設定を設ける必要が生
じ、特別管理人の決定があつ
た場合に、これを準用する。
新設定に所屬するべき財産
のうち、あらたに新設定に
所屬せしめることを必要とす
るものを生じたときは、特
別管理人の決定に基いて、こ
れを新設定に振り替へること
ができる。この場合において

〔註1〕

〔註2〕

は、舊設定財産は、新設定に
振り替へられた後において、
新設定に所屬せしめられたも
のとする。
特別管理会社は、新設定舊
設定毎に、帳簿を作成し、前
各項の規定によつて、新設定
又は舊設定に所屬するべき財
産を明確にしなければならない

新設定に所屬せしめるべき財
産の範圍を決定したときは、
決定の内容を示すべき文
書を作成しこれを會社に交付
しなければならない。
第四條 法第七條第六項の規定
によつて特別管理会社が新設
定を設けた場合には、新設定
に所屬せしめられるべき財産
は、新設定に所屬せしめられ
たものとする。
第五條 特別管理会社は、特別
管理人から第三條に規定する
文書の交付を受けた日から三
週間以内、法第八條第一項
の明細書を作成し、特別管理
人の承認を受けなければならない。
特別の事由があるときに
は、主務大臣は、特別管理會
社の申請により、前項の期間
を延長することができる。
在外資産については、舊設定
の會社財産の明細書中に、在
外資産として其の金額を一括
記載することができる。
特別管理会社は、法第八條
第二項の規定によつて公認人
の承認を受けた新設定に所屬
するべき財産の明細書の正本

第五條 令第五條第二項の規定
によつて、特別管理人の承認
を受ける期間の延長を申請し
ようとする特別管理会社は、
左に掲げる事項を記載した家
支店申請書を、日本銀行の本
主務大臣に申請しなければならない。
一 會社の住所及び商號
二 會社の資本金額及び拂込
三 期間延長を申請しよう
とする事由
四 その他参考となるべき事
項
を本店に、その課本を支店
に、備へ置き營業時間内は何
時にも利害關係人の閲覧に
供さなければならない。

項 事 考 參

關 係 條 文
○運輸省令第三三三號
昭和二十年勅令第五百四十二號
ボツタム宣言受諾に伴ひ發する
命令に關する件に關し、運輸省
の工場、事業場等の管理につ
いて、次のやうに制定する。
第一條 運輸大臣の指定する運
輸關係の工場事業場等（以下
「指定施設といふ。）を、既設又

は、指
定に基き占得する者（以
下「既設者」といふ。）は、こ
れを良好な状態で管理しなけ
ればならない。
前項の指定施設に關する機械
器具その他の設備はこれを保
持し、毀損し、又は移動する
ことが出来ない。にあたる場
合に移動することは、この限
りではない。
一、既又は既開先から復舊さ
せる場合。

二、第四條の命令又は處分に
よる場合。
三、特別の必要により海運局
長の許可を受けた場合。
○有價証券引受業法
第一條 本法に於て、有價証券
引受業とは、有價証券の引受
又は募集の取扱を爲す營業を
以て之を定む。
前項の有價証券の種類は、勅
令を以て之を定む。

○有價証券業取締法
第一條 本法に於て有價証券
とは取引所に依らざる有價證
券の買賣又は其の媒介を爲す
營業を謂ふ。但し銀行有價證
券、有價証券引受業業者及び
臨時金融機關の發むものは
此の限りに在らず。
前項の有價証券の種類は勅令
を以て之を定む。

註 釋
〔註1〕
第二封鎖預金は舊設定に計上し
なければならぬが、現金、第
一封鎖預金は特別管理人の承認
に基づき新設定、舊設定何れに繰
入、且分離しても第文へ無い。
〔註2〕
新設定に移した財産を舊設定に
振替へることは出来ない。

法

第八條 特別管理會社は、前條第三項の決定に基いて、新商法第六十七條の規定に基いて、新商法第六十二條ノ二を除く。は、法第八條第二項の規定に、これを準用する。

特別の事由があるときは、主務大臣は、特別管理會社の申請により、前項の期間を延長することができる。

特別管理會社は、前項の決定に基いて、新商法第六十七條の規定に基いて、新商法第六十二條ノ二を除く。は、法第八條第二項の規定に、これを準用する。

令

第六條 公證人法中商法第六十七條の規定による定款の認許に關する規定（公證人法第六十二條ノ二を除く。）は、法第八條第二項の規定に、これを準用する。

則

第六條 法第八條第三項の規定によつて、公證人の認許を受ける期間の延長を申請しようとする特別管理會社は、左に掲げる事項を記載した申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を、主務大臣に提出しなければならない。

告示

示

第九條 第七條第一項の規定によつて、會社財産を新商法第六十七條の規定に基いて、新商法第六十二條ノ二を除く。は、法第八條第二項の規定に、これを準用する。

特別管理會社は、前項の決定に基いて、新商法第六十七條の規定に基いて、新商法第六十二條ノ二を除く。は、法第八條第二項の規定に、これを準用する。

特別管理會社は、前項の決定に基いて、新商法第六十七條の規定に基いて、新商法第六十二條ノ二を除く。は、法第八條第二項の規定に、これを準用する。

第七條 法第十條第一項の規定による率は千分の四とす。

用して計算した金額に、未整理支拂勘定に増加又は減少のあつた日の翌日からその月の末日迄の日割を以て、當該増加額又は減少額につき前項の金額を計算し、之を加算又は控除したものを以て前項に規定する輸入金額とする。

参考事項

○商法 第六十七條定款は公證人の認許を受けるに非ざれば其の効力を有せず。

○公證人法 公證人は、公證事務の他の關係人の委託により法律行為の公證に關する事項に付公正證書を作成し、私署を

特別管理會社の承認を受けるべき明細書は、債權財産のみでない。

特別管理会社
の
規則
の
大
原

法

第十一條 特別管理会社は、指定時後の原因に基いて生じた収入及び支出を、新指定の収入及び支出として、管理しなければならない。

特別管理会社は、指定時以前の原因に基いて生じた収入及び支出を、舊指定の収入及び支出として、管理しなければならない。

指定時後に退職した者に対する退職金その他指定時の前後に渉る事項に係る収入及び支出に關しては、前二項の規定にかかわらず、命令により特別の定をなすことができる。

舊指定に所屬する舊指定財産の管理に要する支出は、第一項の規定にかかわらず、新指定の支出として、これを管理しなければならない。

特別管理会社が、指定時後、新指定に所屬する財産の果敢として收取した財産及び舊指定に所屬する財産の成分の財産として取得した財産その他命令で定めるものは、第一項の規定にかかわらず、これを舊指定に所屬せしめる。

第十二條 指定時以前の原因に基いて生じた特別管理会社に對する債權（以下新債權といふ。）の先取特權、質權又は抵當權であつて、新指定に所屬する會社財産の上に存するものは、命令により定める場合を除く外、當該會社財産を新指定に所屬せしめた日に、當該會社財産につき消滅する。

新指定に所屬する會社財産が、鐵道財團、工場財團、礦業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業

令

第八條 特別管理会社は、指定時の前後に渉る契約的給付を目的とする債務については、法第十一條第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定時を以て日割計算を行ひ、新指定及び舊指定の負擔に分つて區分管理をしなければならない。但し、千圓未満の債務については、新指定の負擔として管理する。

指定時後三箇月以内に退職する者に対する退職金の支給については、これを新指定の負擔として管理する。

前項の期間經過後退職する者（指定時後において就職した者を除く。）の退職金の新指定及び舊指定の負擔区分については、命令でこれを定める。

特別管理会社が交互計算の當事者である場合において、指定時を含む相殺をなすべき期間は、指定時において終了するものとし、別段の意思表示をしないときは、これに續く期間は、次の相殺をなすべき期間に屬するものとする。

前項の規定により指定時に終了する期間における相互計算の債權の特別管理会社に對する請求權は、これを新債權とする。

則

告

示

參 考 事 項

財團に關してある場合には、命令により定める場合を除くの外、當該會社財産を新指定に所屬せしめる日において、當該財團から除かれ、當該財團に屬さないことになつたものとする。

特別管理会社の新指定併合の時から、第一項の債權の先取特權、質權又は抵當權は、同項の財團について消滅せず及び第二項の財産は、當該財團から除かれなかつたものとみなす。但し、第一項の規定によつて、これらの債權が消滅した後、當該會社財産について、これらの債權の行使を妨げる擔保權が生じた場合又は當該會社財産が當該會社以外者の所有に歸した場合には、この限りでない。

前項但書の場合においては、當該會社は、法令の定めるところにより、同項の債權を有する者が、當該會社からその債權の拂済を受けることができる金額を供託しなければならない。

前項の債權を有する者は前項の供託金に對して、先取特權、質權又は抵當權を有する者として、その權利を行ふことができる。

新債權に關する事項

第十三條 指定時後の原因に基いて生じた特別管理会社に對する債權（舊指定に所屬する財産の管理のために生じた債權を除く。以下新債權といふ。）については、舊指定に所屬する財産に對して、強制執行、假押又は假處分をすることができない。

95

附則の趣旨

法

第十四條 海債額(命令で定める債権を含む。)については、換金なし、又は換金を受け、その他これを消滅させることができない。但し金銭その他の物若しくは有価証券の引渡を目的とする債権以外の債権又は金銭以外の物の引渡を目的とする債権であつて、その給付が特別管理会社の現に行つてゐる通常の業務に關し、且新設定の計算において履行できるもの並びに左に掲げるものについてはこの限りでない。一 彌又は彌附附屬その他の地方公共團體に對する公租公課その他の命令で定めるこれに準ずる債権

令

第九條左に掲げる債権は、法第十四條第一項の債権に含まれるものとする。一 前條第一項の規定によつて、彌附先で得たる退職金(同條第三項の規定による命令により、彌附定の員額と定められる場合において、その退職金を含む)の債権

則

第七條 法第十四條第三項但書に規定する財産の管理の目的に生じた債権の管理の目的に生じた債権については、新設定の計算において履行できるものとする。一 彌又は彌附附屬その他の地方公共團體に對する公租公課その他の命令で定めるこれに準ずる債権

告示

○大藏省告示第六八八號 (昭和二十一年二月八日) 會社管理監督法施行令第十條第三項の趣旨に關するもの

項事考參

○金融機關經理應急措置法 第十六條 金融機關は對新設に關する債権の換金又は換金に關する債務の履行を爲すことが出来ない。但し、命令の定める場合はこの限りでない。(同法施行規則) 第十二條 法第十六條に規定す

○大藏省告示第二十 九號 (昭和二十一年二月一七) 金融緊急措置令施行規則第十五條の規定に依りビロロカー

上田短資株式會社、權松短資株式會社、山根短資株式會社、本莊短資株式會社、八木短資株式會社、田短資株式會社、早川短資株式會社、山根短資株式會社、第一短資株式會社、保登短資株式會社、松本短資株式會社、三宮短資株式會社(各住所略)

未辨別資金は千圓未満のものとして換金し得ない。(通常の業務に關するものとする。)

○大藏省告示第六八八號 (昭和二十一年二月八日) 會社管理監督法施行令第十條第三項の趣旨に關するもの

債権の限度において、これを新設定から換金する事ができる。新設定に對する財産の管理の目的に生じた債権については、この場合において、命令の定めるところにより、主務大臣の承認を受けなければならない。第一項第二號乃至第六號の債権及び前項の債権については、新設定に對する財産に對して、彌附執行債務又は彌附分をすることできない。第二項及び第三項の場合において、新設定から換金した金額と同じ金額を、彌附定の債権對照表の債権の部の未償還受取額に計上した金額及び彌附定の債権對照表の負債の部の未償還支拂額に計上した金額から夫々減額しなければならぬ。

第十四條 法第十四條第一項但書に規定する債権の管理の目的に生じた債権については、新設定の計算において履行できるものとする。一 彌又は彌附附屬その他の地方公共團體に對する公租公課その他の命令で定めるこれに準ずる債権

第七條 法第十四條第三項但書に規定する財産の管理の目的に生じた債権の管理の目的に生じた債権については、新設定の計算において履行できるものとする。一 彌又は彌附附屬その他の地方公共團體に對する公租公課その他の命令で定めるこれに準ずる債権

○大藏省告示第六八八號 (昭和二十一年二月八日) 會社管理監督法施行令第十條第三項の趣旨に關するもの

第十五條 特別整理會社に於ては、破産の宣告をすることができない。
特別整理會社の解散、合併、組織の変更又は資本（出資金を含む。）の増加若しくは減少に關する議決は、株主の過半数の決議、又は特別整理會社の決議による。但し、特別整理會社の主務大臣の承認を受けた場合においては、この限りでない。
特別整理會社に於ては、特別整理會社に對し、既にされた破産の執行、假令若しくは破産分又は破産法による破産手続は、その會社が特別整理會社である間、これを中止する。但し、その財産が新規定に所屬することとなつたときは、これらの手続は、この法律の適用の限りに於いて、その効力を失ふ。

法

則

令

告

示

第八條 法第十五條第一項但書の規定によつて、特別整理會社に對し、既にされた破産の執行、假令若しくは破産分又は破産法による破産手続は、その會社が特別整理會社である間、これを中止する。但し、その財産が新規定に所屬することとなつたときは、これらの手続は、この法律の適用の限りに於いて、その効力を失ふ。

第十條 特別整理會社の設立に關する事項は、左に掲げる事項を添附しなければならぬ。
一 特別整理會社の名称
二 特別整理會社の住所及び事務所
三 特別整理會社の資本額及び出資金額
四 特別整理會社の業務の範囲
五 特別整理會社の組織及び役員
六 特別整理會社の主要なる事項
七 その他参考となるべき事項
前項の承認申請書には、左に掲げる事項を添附しなければならぬ。
一 特別整理會社の名称
二 特別整理會社の住所及び事務所
三 特別整理會社の資本額及び出資金額
四 特別整理會社の業務の範囲
五 特別整理會社の組織及び役員
六 特別整理會社の主要なる事項
七 その他参考となるべき事項

項事考参

Table with multiple empty rows and columns, likely a placeholder for a detailed table of contents or index.

第十一條 特別整理會社の設立に關する事項は、左に掲げる事項を添附しなければならぬ。
一 特別整理會社の名称
二 特別整理會社の住所及び事務所
三 特別整理會社の資本額及び出資金額
四 特別整理會社の業務の範囲
五 特別整理會社の組織及び役員
六 特別整理會社の主要なる事項
七 その他参考となるべき事項
前項の承認申請書には、左に掲げる事項を添附しなければならぬ。
一 特別整理會社の名称
二 特別整理會社の住所及び事務所
三 特別整理會社の資本額及び出資金額
四 特別整理會社の業務の範囲
五 特別整理會社の組織及び役員
六 特別整理會社の主要なる事項
七 その他参考となるべき事項

特別管理會社の決議規定

法

第十六條 特別管理會社は、會社の事業年度毎に新勘定簿を定むるに、財務目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これを提出する。

第十七條 特別管理會社は、命令で定める場合を除く外、新勘定簿の他該會社の業務を執行する役員のうちから二人、及び該會社の代表者を選任する者（法人である場合には、その代表者）のうちから二人の特別管理を選任しなければならない。

特別管理人の選任

(選任)

特別管理人の選任は、命令で定める場合を除く外、新勘定簿の他該會社の業務を執行する役員のうちから二人、及び該會社の代表者を選任する者（法人である場合には、その代表者）のうちから二人の特別管理を選任しなければならない。

令

第十五條 特別管理會社は、指定を受けた會社について、指定の日（第二項以内）に、該會社の業務を執行する役員のうちから二人及び該會社の代表者（法人である場合には、その代表者）のうちから二人の特別管理を選任しなければならない。

特別管理會社は、命令で定める場合を除く外、新勘定簿の他該會社の業務を執行する役員のうちから二人、及び該會社の代表者を選任する者（法人である場合には、その代表者）のうちから二人の特別管理を選任しなければならない。

則

特別管理會社の業務を執行する役員又は代表者が一以上の規定にかかわらず、業務を執行する役員及び代表者の中から一人を選任する特別管理人は、夫々一人とする。

特別管理會社は、命令で定める場合を除く外、新勘定簿の他該會社の業務を執行する役員のうちから二人、及び該會社の代表者を選任する者（法人である場合には、その代表者）のうちから二人の特別管理を選任しなければならない。

告示

第二項及び第八項の規定により、特別管理人とするべき役員候補者が昭和二十年内外務省令第一號第一條に規定する指定機関（以下指定機関といふ）である場合には、特別管理會社は、主務大臣の承認を受けて同項の規定によつて、次の順位を有する役員候補者を選任することができる。

特別管理會社は、命令で定める場合を除く外、新勘定簿の他該會社の業務を執行する役員のうちから二人、及び該會社の代表者を選任する者（法人である場合には、その代表者）のうちから二人の特別管理を選任しなければならない。

(第一)

特別管理會社は、特別管理人の選任があつたときから二箇月以内に、前二項の登記をしなければならない事項を、主務大臣に届け出なければならない。

(第二)

前項の規定は、同項の規定により特別管理人とするべき役員候補者が法人である場合には、該法人の代表者とする代表者を以て、役員候補者として、これを適用する。この場合において、債権の額は、特別管理會社が、附随的債権を發行してゐる場合及び前法第三百四條により計算する債権を以てする場合には、第二項の額を超過するものから選任する特別管理人中一人は、これを該特別管理會社に對する債権として選任しなければならない。

特別管理會社は、命令で定める場合を除く外、新勘定簿の他該會社の業務を執行する役員のうちから二人、及び該會社の代表者を選任する者（法人である場合には、その代表者）のうちから二人の特別管理を選任しなければならない。

項考考

○商法 第六十七條 第六十四條第一項に掲げる事項中に變更を生じたときは本店の所在地に於ては三箇月、支店の所在地に於ては三箇月以内に變更の登記を爲すことを要す。

四、社員の出資の目的、財産を目的とする出資に付ては、其の價格及び履行を爲したる部分にして會社を代表せざる者ありたるときは、會社を代表すべき者の氏名、社員が支店と共同して會社を代表すべきことを定めたるときは其の規定。

○商法 第三百四條 社債募集の委託を受けた會社は、自己の資本を以て會社の債に第三百一條第一項及前條に定める行為を爲すことを得。

八、社債發行の價額又は其の最低價額 九、債権を記名式又は無記名式に限りたるときは其の百 十、會社の資本金及償還したる株金の總額 十一、最近の貸借對照表に會社に現存する純財産額 十二、社債の償還の期日 十三、社債の第一項及第二項の利率を超過して社債を發行するときは其の百 十三、前に社債を發行したるときは其の償還を了へざる總額 十四、社債募集の委託を受けた會社あるときは其の百 十五、社債の應募額が總額に達せざる場合に於て前條の會社が其の總額を引受くべきことを約したるときは其の百

(註) 社債の募集が完了したるときは取締役は選任なく各社員に付其の金額又は第一回の拂込を爲さしむることを要す。

第十六條 特別管理會社は、前條第一項及び第八項の規定により特別管理人として選任されるべき者、若しくは若しくは不適格である。認めるときは、同項の規定によつて次の順位を有する者、若しくは若しくは不適格である。この順位において、次の順位に選任されなかつた先順位に選任された者、若しくは若しくは不適格であるときは、主務大臣に對して異議の申立をすることができる。

第十七條 特別管理會社は、主務大臣の認可を受けたときは、法第十七條第一項の規定にかかわらず、特別管理人を増員し又は當該會社の業務を執行する者若しくは若しくは不適格でない者を特別管理人として選任することができる。

第十八條 特別管理會社は、特別管理人又は特別管理會社に對し指定時において、株式会社金庫の十分の一以上に當る債権を有する者、出資金額が資本金の十分の一以上に當る社員若しくは資本金十分の一以上に當る株式を有する株主は、會社に對し文書を以て前項の認可申請をするべき旨を請求することができる。

第十九條 前項の請求があつた場合には、會社は直ちに命令の定めるところによつて、認可の申請をしなければならぬ。

第十三條 令第十六條第二項の規定によつて、特別管理人の選任につき異議を申し立てようとする者は、左に掲げる事項を記載した異議申立書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。

一 特別管理人の選任する會社の住所及び名称

二 特別管理人の選任する會社の資本金額及び株式資本金額

三 異議申立書の住所及び氏名、性別又は年齢

四 指定時において異議申立書の會社に對して有する債権の金額

五 異議申立書の要旨

六 その他参考となる事項

第十四條 令第十七條第一項の規定によつて、特別管理人の選任につき、認可を受けようとする特別管理會社は、左に掲げる事項を記載した認可申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。

一 會社の住所及び名称

二 資本金額

三 現在、特別管理人全員の名、住所、職業に關する事項及び會社の關係

四 特別管理人を増員し、又は會社の業務を執行する役員又は債権者でない者を特別管理人に選任しようとする事由

五 選任しようとする特別管理人の氏名、住所、職業に關する事項及び會社との關係

六 令第十七條第三項の規定によつて、特別管理人、株主、債主、社員又は債権者の請求に對して申請するものである場合には、債権者に對しては、左に掲げる事項の外、左に掲げる事項

主務大臣が前項の申請を認可した場合には、特別管理會社は、當該認可に基いて特別管理人を選任しなければならない。

主務大臣は、必要があると認めるときは、職権を以て特別管理人を選任することができる。

第十八條 特別管理人又は前條第二項に規定する者、若しくは若しくは不適格である。認めるときは、同項の規定によつて次の順位を有する者、若しくは若しくは不適格である。この順位において、次の順位に選任された者、若しくは若しくは不適格であるときは、主務大臣に對して異議の申立をすることができる。

第十六條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

事項を、前項の申請に記載しなければならない。

一 請求者の住所及び氏名

二 請求者が會社の株式又は債権を有する場合には、指定時において請求者の有する株式の金額又は債権の金額

三 請求者が會社の債権を有する場合には、指定時において請求者の有する債権の金額

四 請求者が令第十七條第三項の規定によつて會社に提出した文書の原本

第十五條 令第十五條第五項の規定によつて、主務大臣が特別管理人を選任したときは、その旨を特別管理會社に通知すると共に、選任を認する書面を當該特別管理人に交付しなければならない。

第一項の規定によつて選任された特別管理人が、正當な事由によりその任務を辭さうとするときは、前項を附してその旨を主務大臣に申し立てなければならない。

第二項の規定によつて選任せられる特別管理人の報酬は、主務大臣がこれを定める。

第十六條 令第十八條第一項の規定によつて、特別管理人に對して、異議を申し立てようとする者は、左に掲げる事項

とする者は、左に掲げる事項を記載した異議申立書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。

一 特別管理人の選任する會社の住所及び名称

二 特別管理人の選任する會社の資本金額及び株式資本金額

三 異議申立書の住所及び氏名、性別又は年齢

四 異議申立書の要旨

五 異議申立書の要旨

六 主務大臣が特別管理人の選任を認する書面に對して有する債権の金額

七 主務大臣が特別管理人の選任を認する書面に對して有する債権の金額

八 その他参考となるべき事項

代理人の選任

第十九條 特別監理會社は、特別監理人に選任しようとする者を決定したときは、選任しよとする者を特別監理人に選任しよとする者に通知しなければならぬ。

辭任

補充

特別監理人は、病氣その他正當なる事由によりその職務を遂行することができないときは、その任務を辭することができる。この場合においては、選任した特別監理人は、選任後、その職務を特別監理會社に對して通知しなければならぬ。

(釋義)

第十八條 特別監理人は、主務大臣がこれを監督する。特別監理人の職務その他特別監理人の職務に關し必要な事項は、命令で、これを定める。

(案1)

第二十條 特別監理會社の業務を執行する役員以外の者から選任された特別監理人の報酬は、特別監理人に選任された會社の業務を執行する役員に平均報酬の範囲内において、特別監理人が、特別監理會社と協議してこれを決定する。

第十九條 特別監理會社は、特別監理人に選任しようとする者は、左に掲げる事項を記載した書面、申請書を、日本銀行の本店、支店その他の事務所を経て、主務大臣に提出しなければならない。

項 事 考 參

關係條文

○破産法 第六百六十四條 破産管財人は善良なる監視者の注意を以て其の職務を行ふことを要す。破産管財人が前項の注意を怠りたるときは其の破産管財人は利害關係人に對し連帶して損害賠償の責任を負ふ。

第二十八條 左の場合において、その行爲をした者、その代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

一 第一條第二項又は第三項の規定による文書に、虚偽の記載をしたとき。

二 第二條第三項の規定による認可又は指定の申請を怠つたとき。

三 第十條第八項の規定に違反して帳簿を作成せず又は帳簿に虚偽の記載をしたとき。

四 第八條第二項又は第五項の規定に違反して明細書について公證人の記載を受けず、又は虚偽の記載をした明細書について公證人の記載を受けたる時。

五 第十四條第一項の規定に違反して辨済その他債權を消滅させる行為をしたとき。

六 第十條第二項又は第三項の規定による特別管理人の承認又は主務大臣の承認を怠らないで辨済をしたとき。

七 第二十一條の規定による財産の處分、保全その他の管理について特別管理人の決定に従はなかつたとき。

第二十九條 特別管理人が、その職務に關して、賄賂を收受し、要求し又は約束したときは、これを三年以下の懲役又は三萬圓以下の罰金に處する。

第三十條 特別管理人が、その職務に關して、賄賂を供與し、又はその申込み若しくは約束をした者も同様である。

第三十一條 左の場合において、その行爲をした特別管理人やその代表者、社員、代理人、使用人その他の従業者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一 第一條の規定による書類

第三十二條 特別管理人が、その職務に關して、虚偽の報告をしたときは、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第三十三條 犯人又は情を知る者が、その行爲をしたときは、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第三十四條 法人の代表者、法人若しくは人の代理人、使用

人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第二十八條、第二十九條、第三十一條又は第三十二條の規定に違反したときは、この法律又はこの法律に基いて發する命令に違反して登記を怠つたとき。

一 第一條第六項の規定による認可若しくは公證をせず、又は虚偽の認可若しくは公證をしたとき。

二 第二十五條第一項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

三 第三十六條、第二十八條乃至第三十一條の規定による認可又は指定があつた場合に、その指定又は認可があつたときまでの行爲に對しては、指定又は認可の後でも、なほこれを適用する。

第二十四條 特別管理会社の業務に關する事項については、第十四條第一項但書各款及び第二項後段に規定する責務を除き、その權利を行使できる日から一箇月以内は、時効が完成しない。

第二十五條 主務大臣は、必要があるとき、特別管理会社に對して、監督上必要な命令をすることができ、主務大臣は、この法律の施行に關し、必要があるとき、業務及び財産の状況に關して報告をさせ、又は該報告に對して、書類その他の物件を検査させることができる。

主務大臣は、前項の規定によつて、該報告に検査をさせるときは、命令の定めるところにより、その身分を示す書類を携帯させなければならない。

第二十六條 主務大臣は、この法律に定める職務の一部を、地方の官衙の長をして行はしめることができる。

第二十七條 主務大臣は、命令の定めるところにより、この法律の施行に關する事務の一部を日本銀行をして取り扱はせることができる。

第二十三條 法第二十七條の規定により法の施行に關する事務の一部を、日本銀行をして取り扱はしめるについて必要な事項は、主務大臣が協議して、これを定める。

前項の規定により、日本銀行が取り扱う事務に關する費用は、日本銀行の負擔とする。

第二十三條之二 特別管理会社は、第二條第一項第八號の規定によつて、簿籍等に所屬せ

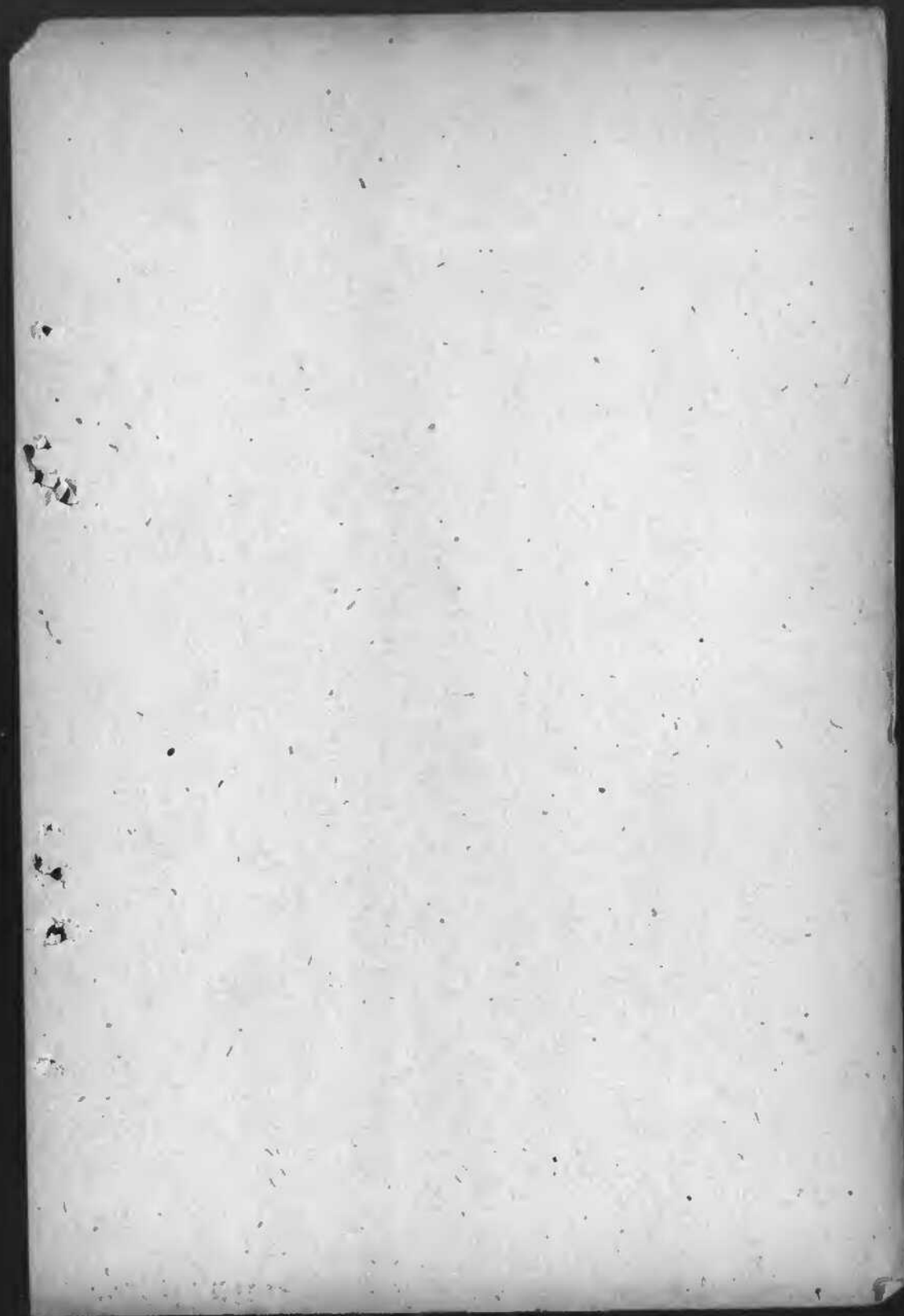
○司法省令第七十號 (昭和二十一年九月二十八日)

特別監理會社等に関する特別取扱い等
第一條 金融機關監理法及特別監理會社等に関する特別取扱い等
第二條 金融機關監理法及特別監理會社等に関する特別取扱い等
第三條 金融機關監理法及特別監理會社等に関する特別取扱い等
第四條 金融機關監理法及特別監理會社等に関する特別取扱い等

○厚生大臣省令第一號 (昭和二十一年九月二十八日)
附則
この省令は公布の日からこれを施行する。

一、行政官廳(行政官廳の長を含む以下同じ)の指示するに依りて物品を譲り渡し又は引き渡す場合
二、行政官廳(行政官廳の長を含む以下同じ)の指示するに依りて物品を譲り渡し又は引き渡す場合
三、行政官廳(行政官廳の長を含む以下同じ)の指示するに依りて物品を譲り渡し又は引き渡す場合

昭和二十一年九月二十八日印刷
昭和二十一年九月三十日發行
社會關係法
發行所 日本銀行金澤支店
印刷者 橋本彌三郎
印刷所 橋本彌三郎



主要企業生産実態調査実施要領

第一目的

経済安定のための諸般の計画を樹てるためには、その物的な基礎即ち再生産過程の現下の実態を正確に把握することがその前提とならなければならぬが、従来統計や物動計画の正確度なり、或は現在の行政力の経済活動への浸透度なりを考へると、既存の資料に頼るのみでは必ずしも現実の動向を充分に捉へることは出来ない。そこで、再生産の担当者である生産企業は活動そのものについて、詳細な現状を分析することによつて、生きた事実傾向を認識し、これに基づいて全

(三三二二部)

般を推量するといふ方法を併せ用ひて、現実に即した計画の立案に資する必要がある。以上の必要に應ずるために、以下の要領に従つて、主要企業の生産活動の実態調査を、緊急に実施しようとするものである。

第二調査範囲

一 調査対象産業は、鑛工業に限定し、その中主要な基礎物資及び消費物資を適當に選擇して、差當り左の二十二品目の生産業とする。

(A) 基礎物資

1. ソーダ灰
2. 苛性ソーダ（電解）

3. アンモニア
 4. 硫酸（接触及び鉛室）
 5. セメント
 6. ガーバイト
 7. クスフ
 8. 人絹
 9. 大型自動車
 10. 電線
 11. 電動機（汎用）
 12. 変圧機（ム）
- (B) 消費物資
1. 板ガラス

- 2. 釘
- 3. 亜鉛鉄板
- 4. 地不足袋
- 5. マツチ
- 6. 石 炭
- 7. 電 球
- 8. 電話機
- 9. 塗 料 (ペイント)
- 10. ラデオ

二 調査対象企業は、右の生産業に従来するものの中から、
 一次の基準で選定する。

(一) 当該品目の生産能力又は生産実績に於て、当該品

目生産業の実情を代表し得る企業数を選がごと。

(二) 企業の選擇に當つては、規模大にして調査が容易
 であり、又当該事業の実情を良く反映する如きも
 のを主として選ぶこと。

(三) 生産方法を異にする企業がある場合には、異なる
 生産方法の代表的なものを含む如く留意する
 こと。

尚同一企業で、他の事業を兼ねてゐるものについて
 は、当該生産事業を營んでゐる工場事業場について
 調査するものとする。

第三調査項目

一 生産設備に関する調査

- (一) 公稱生産能力
- (二) 昭和二十一年十月十五日現在に於ける実生産能力
- (三) 昭和二十年十月以降昭和二十一年九月迄の一年間に於ける設備補修の状況
- (A) 補修資材（主要五品目以内を各産業につき選定する）の配給割当額
- (B) 配給割当額の入手実績及び使用実績
- (C) 自己保有資材使用実績
- (D) 配給割当以外の経路よりの入手実績及び使用実績
- (E) 昭和二十一年九月末日に於ける補修資材在庫数量

(F) 補修を加へた主たる設備

(G) 補修効果

(イ) 臨時補修について、その持株期間（次期補修期を以て表示する）

(ロ) 定期補修について、定期と実際補修時期との差異及び期間を延長した場合の補修効果（定期に對する期間の比の%及び補修後の設備稼働能率の定期補修を行った場合の稼働能率に對する比の%を以て表示する）

四) 設備故障の状況

昭和二十年十月以降昭和二十一年九月末迄の一年間に於ける設備の主要故障

- (A) 故障した設備及び個所
 - (B) 故障の原因
 - (C) 故障の回数
 - (D) 故障による作業停止延時間及び故障による推定生産低下数量
 - (E) 代替設備の使用その他故障による影響を補足防止し得る措置の有無
- (五) 新設（轉換を含む）又は擴充の状況
- (A) 終戦後採用した計画の概要
 - (B) 昭和二十一年九月迄に於ける進捗度
 - (C) 所要資材（主要五品目以内）を選定すること
 - (1) 配當割當額

- (四) 配當割當額の入手実績及び使用実績
- (ハ) 自己保有資材の使用実績
- (ニ) 配當割當以外の経路よりの入手実績及び使用実績
- (四) 昭和二十一年十月十五日に於ける資材在庫数量

六、所要經費の状況

- (A) 補修に要した經費（自昭和二〇、一〇一至昭和二一九）
- (1) 支出金額
 - (a) 外部に支拂った資材費及び労賃
 - (b) 自己保有資材及び自家労働を使用した場合に、工事費計算によつて算出された資材費

及び労賃

四) 支出金額と、補修した当該設備の帳簿價格との比率

イ) 支出金額の経理上の處理區分

ロ) 所要資金の調達先別調達金額

(B) 新設（轉換を含む）又は擴充に要した經費（自

昭和二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九）

イ) 計画に對應した所要經費額

ロ) 支出金額（前掛又は後掛の場合は、工程によ

つて支出すべき額を算出すること）

ハ) 外部に支拂った資材費及び労賃

ニ) 自己保有資材及び自家労働を使用した場合

に、工事費計算によつて算出された資材費及び労賃

イ) 支出金額と、進捗度に相應する經費計画額との比率

ロ) 支出金額と、新設又は擴充された設備の記帳價格との比率

ハ) 所要資金の調達先別調達金額

(七) 設備の將來の状況の推測

イ) 補修実施の可能性

ロ) 補修資材の配當割當が昭和二十一年度下期は

上期と同数量、昭和二十二年及昭和三

三年度は昭和二十一年度と同数量と前提した

場合の配當豫想額

- (四) 手持資材の伏用豫定及びその枯渇の時期
- (イ) 配當割當以外の経路による資材獲得豫想数量
- (ニ) 右(イ)(四)の資材により補修を行ふものとした場合に於ける

- (a) 昭和二十二年三月末
- (b) 昭和二十三年三月末
- (c) 昭和二十四年三月末
- (六) 右の補修に要する經費の豫測(昭和二十一年十月一日物價基準)

に於ける実生産能力推定

(ハ) 右の補修に止りた場合の主要設備の故障及び

之に依る休業停止延滞間の予測

(イ) 新設へ轉換を含む一又は擴充進歩の可能性

(四) 資材配當額(ハ) (イ)と同様と前項との場合の配

當割額

(ニ) 手持資材の便用不足及びその枯渇の時期

(ハ) 配當割當以外の経路による資材獲得豫想数量

(ニ) 右(ハ)による資材より計画さとの程度に進

捗し得るか、或は計画さとの程度に圧縮

し得るか否かをいふ。

(イ) 右の工事に要する經費の予測(昭和二十一年十月一日物價基準)

三、生産活動の調査

(一) 過去に於ける生産実績

(A) 昭和五年度月別八、月別不明の場合に、期間別又は年別、以下同様)

(B) 昭和九、十、十一年度、月別及び以上三、十年平均年別

(C) 昭和十六、十七年度、月別

(D) 昭和二十一年度上期(四月、五月、六月)月別

(二) 生産効率

前項に示す調査に於ける生産に付、所定労働力の消費

(a) 主要原料、燃料、五品目以内を各産業別に分類

(b) 各産業別、原料、燃料、電力、水、熱、光熱、動力

(a) 労働者へ、職員の除いたも、その基本となる(一)人

(b) 主要設備(各産業別に、適当なものを、適宜選定

する一時間当りの生産高(設備効率)

(c) 主要設備稼働率

(三) 生産効率の要因

昭和九、十、十一年度平均効率と昭和

二十一年上期平均効率とを比較し、その増減に

ついで、その原因を、その要因を、その要因を、その

原因とする。

(四) 原料材料効率

(a) 原料材料の消費に、その

(b) 生産工程、技術等の改良に、その

(八) 労働者の熟練度の変動によるもの
(九) 操業度の一環の低下によるもの

(五) 労働効率

- (一) 原料の入手困難によるもの
- (二) 設備の故障によるもの
- (三) 労働者の出勤率の異動によるもの
- (四) 労働者の健康及び技能の低下によるもの
- (五) 労働者の熟練度の変動によるもの
- (六) 労働者の意識によるもの
- (七) 労働者の作業能率の変動によるもの
- (八) 労働者の勤怠によるもの
- (九) 労働者の努力によるもの
- (十) 食料

(七) 操業用面

(一) 通勤、住宅事情の改善によるもの

(六) 設備効率

- (一) 設備の改造、取替等によるもの
- (二) 設備操作の技術の改善によるもの
- (三) 設備又はその運転費が若しくは部分留の老朽化によるもの
- (四) 設備の部分留、新留又は運転費の品質の变化によるもの
- (五) 設備の故障又は関係設備の故障によるもの
- (六) 設備稼働率
- (七) 原料の供給状況によるもの

(1) 労務元大数流に大なるもの
 (2) 設備が老朽化より故障より也設備稼働能力の衰
 動に大なるもの

四) 燃料使用の状況

昭和二十年十月以降昭和二十一年三月迄の一年間に
 ついて、左の諸点を調査する。

(A) 主要な燃料 (B) 於て選定燃料を以ての同じ

の燃料は燃料消費量及び在庫使用実況(事故品以外の場
 合)生産率の長短に使用の長短を別記すること、

使用実績については以下同様

(C) 主要な燃料既給割當数量

(D) 既給割當数量の入手実績及び使用実績

(1) 既給割當以外、既給より入手実績及び使用実績
 (E) 期未在庫数量

(五) 労働争議による喪失労働日

昭和二十年十月以降昭和二十二年九月迄の一年間に
 ついて、左の諸点を調査する

(A) 件数

(B) 延日数

(C) 八時間労働を基準として計算した喪失延労働日

(六) 生産率の推移の概況

(A) 燃料の既給割當額が、昭和二十一年度下期は
 上期と同数量、昭和二十二年度及び昭和二十三年
 年度は昭和二十一年と同数量と前増した場合は

此等予想類

- (A) 原料在庫の使用予想、(B) 管線設備の生産以外の用途に使用する予定ありと、(C) 日別の数量を別記する
- (D) 及(1) 及び(2)の始期
- (E) 配給計画以外、(F) 逐次行なう原料在庫予想数量
- (G) 生産効率及び指標の相対的変動
- (H) 以上を綜合し大別断に基き、月別生産予想

第四 調査要領

一、本調査の趣旨は、飽くまで現実の状況を把握し、その中から、調査対象企業の本質を抽出し、その中から、又故意に及改訂ありとなく、あるか未より、状況を中肯して資し、之を必要とする。

従つて、之をためらひ、管線設備の秘密を充分に尊重保護しなげればならぬ。調査資料の提出は、當つても、企業名、工場名は一切之を表示せしめ、單に番號を以て表示し、又個々の企業が調査結果を、月、日、公表することをしては、更に關係者に對しては、秘密の嚴に厳守せしめ、又本調査の資料に基いて、給送その他の方法上、措置や、調査結果の変更その他行政上の措置を講ずることより、大いなる注意を、予め當業者に充分の旨を説明せしめる。

二、本調査は、經濟安定本部が直接、之を實施するが、事務上の事情及び當業者に對する心理的影響を考慮し、現場に於ける具體的調査については、國民經

濟研研究會の協力を受りての事。このため、調査の委託を行ふと共に、所要の職員を臨時經濟安定本部の嘱託とする。

三、本調査の趣旨及び方法を充分に徹底せしめるため、東京、名古屋、大阪、及び博多に於て管轄地区内の調査対象の當業者を招きし、説明會を開催すると共に、以後一定の調査員を養成せしめ又は臨時派遣して、調査の円滑を進行に努むるものとする。

四、調査の結果は、別表調査表に記入せしめる。

五、本調査は、概ね年内に完了することを目標とする。

| | | | | | |
|----|----|----|---|---|---|
| 受接 | 昭和 | 年 | 月 | 日 | |
| 第 | 號 | | | | |
| 決 | 案起 | 昭和 | 年 | 月 | 日 |
| 達 | 發 | | | | |
| 結完 | 書淨 | 昭和 | 年 | 月 | 日 |
| 合 | 校 | | | | |

第一部長 總務課長 事務官 調

製造工業原價計算要綱改正方針及び草案を作成
 致し、あたらしく案に於て別記関係者宛送付し
 てよろしいか
 仰高裁

21
1219
329

裏面白紙

物價廳

案

年月日

第一部長

島本

融

小高泰雄

外三名

(別記)

宛(各通)

製造工業原価計算要綱改正方針及び
草案送付の件

首題の印刷物作成部へ送られたりして送

付部へ送ります。

謹賀新年

舊年中は種々御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
新年早々ではありますがお、御平許に御送附致しま
した要綱改正草案について一月十三日(火)の兩
日夫々午後二時より勸業銀行三階勸友会室にお
いて縦横の御批判と御希望を賜り度く存じます
から是非共御参考集下さいますよう御挨拶申上げ
ます。その御批判と御希望を参考の上更に手を
加えたところあります。
なお草案の起草に当られました方は左のよう
であります。

日本自動車会議所

日本繊維協會

産業経理協會

日本通信機械工業會

真鍋 康男

鍋島 達

今井 忍

岩田 栄一

昭和三十三年一月一日

物價廳 第一部長

島本

融

殿

一 改正草案の目標

(1) 原価形成を主たる目的とし、経営力・自給性を価格面から推し奨めるような動機を與へること。

(2) 従つて予定計算と實際計算とを併立の上認め、なるべく標準生産費に近づくようにしむけ、経営成績の向上を経営自体が反省し得るようになすこと。

(3) 従つて又経営の堅実性を固るため、当期発生経費

はできるだけ当期の製品に負担させること。

(4) 現在の我国の経営力有する計算能力に合致するよう、に諸計算方法を定めること。

二 改正の要項

(1) 原価計算の目的を価格形成を主とするにしたりすること。

(2) 要項^{要素}に関する改正

(3) 形態分類で第一次把握を行ひ、第二次に部門別に

把握し、第三次に製品で把握して、たのを止めて、計
算能力と計算組織とを考慮に入れて、せよ一次の形
態分類による把握は省略し、直接製品に配賦でき
るものは直接製品に賦課する方法をとつたこと。

(三) 要素の分類を目的別にしたこと。

(四) 補助的材料費でも、生産の突情から目立って補助的
材料費とするものが不適当なものは、これを直接材料
費で把握することが出来ることとしたこと。

(二) 労務副費、福利厚生費を労務費の分類に入れたこと。

(五) 減價償却費を経営の分類から除いて、製品に直
接配賦又は賦課するようになったこと。

(六) 支拂利息その他利子の性質を有するものを原價
項目に加えたこと。

(3) 部門費に関する改正

(イ) 一般管理費、販賣費を部門費計算としたこと。

(四) 部門賞計算は、製品への賦課の手續上、部門賞計算を必要とするものに対して止めること。

(五) 製品計算に関する改正

(1) 部門相互間の配賦を簡單にして、要素を中に把握する事、やうにしたこと。

(2) 製品の配賦額と全体の発生額との関連を、取りあがり易く把握できるように方法を考へたこと。

(3) 総合計算の仕掛品の評價は直接費で把握し向

接費は当期の損益計算に振替えること。
製品に賦課又は配賦するものについてはこと。

製造工業原價計算要綱改正草案

第一章 總則

第一 原價計算の目的

本要綱による原價計算は製造工業における價格形成の基礎とすることと目的とする。

第二 原價の定義

本要綱における原價とは製品・半製品及び部品を含ま以下同じの生産（修理及び加工を含む以下同じ）及び販賣のために費消される経済價值を云う。

第三 原價計算の定義及び手續

本要綱による原價計算とは原價を構成する要素（以下原價要素と稱す）を製品・半製品・部品に計算する手續を云う。

原價計算の手續は原價要素を要素別に計算し次に部門費計算を必要とする原價要素を原價部門に集計し最後に製品に一定単位に負担せしむるの原則とする。原價部門とは

原價要素を産出する場所を以て原價部門と計算する区分別を云う。

第四 原價計算の種類

原價計算の種類は實際原價計算と予定原價計算とに分けらる。實際原價計算とは原價の消費量及び消費價格をその實際の計算する方法を以て予定原價計算とは原價の

消費量又は消費價格を予定して計算する方法を云う。

予定は過去実績を基礎として将来を予想等を加味した適正

の見積數値又は標準的數値とする。

第五 原價計算の期間

原價計算の期間は一月とする。

第六 原價計算と工業会計との關係

原價計算は工業会計の諸勘定とは有機的関連を保持すべし

はなすべし

第二章 原價要素の分類

第一 原價要素の分類

原價要素は左のように分類する。

一 材料費

二 直接材料費

三 間接材料費

四 勞務費

五 直接勞務費

六 間接勞務費

七 勞務副費

八 福利厚生費

三 経費

一 直接経費

二 間接経費

三 減價償却費

四 一級管理費

五 販賣費

六 直接販賣費

七 間接販賣費

八 支拂利子

直接材料費、直接労務費及び直接経費とを加えたものを

直接原価と云ふ

間接材料費、間接労務費、分配費、福利厚生費

間接経費及び減價償却費とを加えたものを製造間接費と

云ふ

直接原価と製造間接費とを加えたものを製造原価と云ふ

製造原価、一般管理費、販賣費及び支拂利子とを加えたも

のを総原価と云ふ

第八 材料費の原価要素の分類

材料費とは製品の生産に關して費用される物品の価値を云

ふ、これを直接材料費と間接材料費とに分ける。

直接材料費とは製品の生産に關して直接に費消される物品の價值を云ふ。間接材料費とは製品の生産に關して間接に費消される物品の價值を云ふ。

直接材料費と間接材料費とに分し、業種では、主要材料費と補助材料費とに分けることができる。

直接材料費と間接材料費又は主要材料費と補助材料費と、各項目の分類は、主材料費、粗材料費、部分品費、工場消耗品費、消耗器具器具備品費、事務用消耗品費等のように用途人の種類別、各業種により適宜に細分する。

4
第九 労務費、原價要素、分類

労務費とは製品の生産に關して費消される労働給付の價值を云ふ。これを直接労務費、間接労務費、勞務別費及び福利厚生費に分ける。

直接労務費とは製品の生産に關して直接費消される労働給付の價值を云ふ。賃金、給料、雑給にこれを分ける。

賃金、給料、雑給には基本給、外加給金を含む。

間接労務費とは製品の生産に關して間接に費消される

労働給付の價值を云ふ。これを賃金、給料、雑給に分ける。賃金、給料、雑給には基本給、外加給金を含む。

外特別作業手当、生産奨励手当、臨時手当、物質手当

裏面白紙

等基本給、作業時間、生産高等に比例して支給される諸手当
を含む。

労務副費とは従業員、賞典、手当、退職金、従業員養分

某費、従業員訓練費、扶助料、類を云ふ。手当には家族

手当、住宅手当等、定額支給の、手当、外、手当に類する

現物給與に対する費用を含む。

福利厚生費とは法定福利費、厚生費、福利施設負担

額を云う。

法定福利費とは健康保険法、厚生年金保険法、等に

よる事業主負担額であつて、従業員に対するものを云う。

厚生費とは従業員、退職、衛生保健、慰安

修養等のため支拂に費用を云う。
福利施設負担額とは学校養育成育病院寄宿舎食堂等と独立
會計とした場合の工場事業場の負担額を云う。
賃金給料雑給に必要なる場合には従業員の性別・熟練・年熟
練別及び職種別に細分する。

第十 経費

経費とは材料費、勞務費、減價償却費以外、原價要素
下之を直接経費と間接経費とに分ける。
石の経費中製品・生産に關して直接に費用消される價値下
直接材料費及び直接労務費以外のもつを直接経費と云い
外註加工費、持許權使用料、旅費交通費検査費設計
費、試験研究費、専用木型費専用金型費の類を云う。
経費中直接経費を除いたものを間接経費と云い、その中に分ける。

- 一 支拂 電力料
- 二 支拂 瓦斯代
- 三 支拂 水道料
- 四 不動産賃借料
- 五 不動産賃借料
- 六 保険料

建物・機材・貯蔵物品等の火災保険料その他損害
保険料を云う。
自家保険料は支拂保険料に相當する金額の限度にお
いて経費とする。

- 七 支拂 修繕料
- 八 支拂 運賃

九、支拂係管料

十、租稅課金

地租、家屋税、同附加税等の租税並に公共的支出費

あり課金を下す。

十一、旅費交通費

十二、通信費

十三、支拂試験研究費

十四、交際費

交際費には接待費及び機密費を含む。その種類及び

金額共に正當なるものに限る。

十五、棚卸減耗費

棚卸減耗費は、材料、半製品、部品品等、保管中及び運

搬中の生ずる破損、腐敗、漏洩、蒸発、喪失等による

減耗費を云う。

棚卸減耗費は正當なるものに限る。

十六、返品差損費

返品差損費とは販賣又は入庫中の製品が返還を受け

た場合に、その原価から當該品の買却價値又は利用價

値の見積金額を控除して差額を云う。

返品差損費は正當なるものに限る。

十七、雑費

必要ある場合には、動力発生、用水、運搬、材料の購入、保管、修繕、検査に關する特別の費用であつて容易に捕捉することのできる諸原償要素を復合して、動力費、用水費、運搬費、材料保管費、修繕費、検査費等の復合費を設定し、これを前項の経費の分類中に加えることが出来る。但し復合費は更にこれを材料費、労務費及び支拂経費に分りることを要する。復合経費を設定する場合に、これと複合される諸原償要素は同一業種ではこれを統一する。

第十一 減價償却費

一、減價償却とは經常の減價償却を意味し、資産の原價、耐用年数及び残存價額を測定し、当該資産の原價を每期継続的に減額して投下資本の回収を為すことを云う。

二、減價償却を為す資産の種類は略、左の通りである。

イ、建物

建物とは建物の外、暖房、冷房、照明、通風等の建物附屋設備を含む構築物

構築物とは船渠、橋壁、棧橋、軌道、貯水池等の土地に定着する土木的設備を云う。

ロ、機械装置

機械装置とは機械及び装置の外コンベヤ、ホイス、起重機等の搬送設備を含む。

ハ、船舶

船舶とは貨物船、帆船、汽船等の水上運輸機関を云う。

ニ、車輛運搬具

車輛運搬具とは自動車、牽引車等の陸上運輸機関を云う。

ヘ、器具器具備品

器具器具備品とは耐用年数一年以上であつて相当額以上の工具、備品を云う。

ト、特許權、実用新案權、意匠權等

特許權、実用新案權、意匠權等

チ、試験研究費又は試作費

試験研究費又は試作費とは、新技術採用のために出した試験費、又は試作に關する費用であつて之を繰延べて試験研究費又は試作費として固定資産に計上したものを云う。

リ、開発費

開発費

經營組織の創設若は改善又は操業準備のために支出した開発に關する費用であつて、之を繰延べて開発費として固定資産に計上したものを云ふ。

第十二 一般管理費

一般管理部門において発生する費用であつてその原價要素の分類は、役員給與の外第七、第八、第九、第十及び第十一の分類に準ずる。

第十三 販賣費

販賣部門において発生する費用であつてその原價要素は製品保管料、製品運送費、納入試験費、販賣手数料、廣告宣傳費等の外第七、第八、第九、第十及び第十一の分類に準ずる。

第十四 支拂利息

支拂利息の外手形割引料、社債発行差金発行費償却及び優先株配当金その他利子の性質を有するものを包含す。

第十五 原価に算入し得ない項目

元掲げるものは原価に算入することが出来ない。

一 火災、風水害、盗難等に因る損失、偶発債務に因る損失及び訴訟費その他偶発的事由に因る損失

二 営業権償却、建設利息償却、役員報酬及び臨時退職手当、法人税、営業税及び同附加税、所得税、寄附金、贈與その他利益を支拂する性質を有する項目

三 投資不動産、長期出資、長期貸付金等の管理費用、此等の資産に対する諸税、投資資産売却損及び利益統制その他事業本来の目的に非ざる事項に因る損失

四 擴張用の土地、建物、機械装置、建設用材料、特許権

等の取得、建設又は管理の費用、此等の資産に対する税及び経営擴張のための豫備的に保有する資産又は建設の設備に因る費用

五 未経過保険料、前掛賃借料その他の前掛費用

六 財産評価損、貸倒償却又は違約金（延滞償金を含む）

七 前各號に掲げるものの外法令によつて経費として処理されることを得ない費用

第三章 原価要素の計算

第一款 材料費の計算

第十六 材料消費量の計算

材料の消費量は適當な使用目的及び種類に区分し記録整理する。實際原価の計算の場合には材料消費量の計算は繼續記録法による繼續記録法とは在庫の都度その数量を材料の種類毎に記録し消費量を計算する方法を云う。

消費量を繼續記録法によつて計算し難いもの又はその必要がないものについては棚卸計算法も適用することができる。棚卸計算法とは定期材料の種類毎に実施棚卸を行ひ棚卸量を繰越量及び受入量との差引いて當該期間の消費量を総括的に計算する方法を云う。消費量が製品の生産量に略々比例して増減する材料には逆計算法も適用することができる。逆計算法とは製品の一定單位に要する材料

標準消費量を定めて製品の生産量から逆に材料の消費量を推定計算する方法を云う。

第十七 材料の購入原価

材料の購入原価は材料の買入代価、買入手数料、引取運賃、荷役費、燃料、関税等買入に要する引取費用を加算したものとす。但し引取費用が多額なときは材料の買入代価と區別して計算することとする。必要の場合には引取費用は経費として処理することができる。材料の購入に當り割引、値引、又は割戻を受けたときは之を控除したものを材料の購入原価とする。但し當該材料消費後に判明した場合に於て同種材料の購入原価又は第二十八第六項に定める材料部の費用若しは第十第三項に定める材料保管費から控除し、割引、値引又は割戻を受けた材料が判明しない場合はこれら第二十八第六項に定める材料部の費用又は第十第三項に定める材料保管費から控除することができる。

材料の購入事務、検収、整理、選別、倉入、保管等要した費用は之を
材料の購入原価に算入する。但し必要なるには材料の購入原価に算入す
ることかである。

第十八、材料の消費価格

材料の消費価格は購入材料にその購入原価で計算し自家生産材料に
つては直接原価又は工場原価で計算する。

同種材料を異つた価格で購入した場合はその消費価格は原則として平均購
入原価で計算する。同種の自家生産材料であるときは工場原価が異な
る場合はその消費価格を計算する前項に準ずる。

第十九、材料の購入(庫入)原価及び消費価格の予定計算

材料の購入(庫入)原価又は消費価格は必要なる場合には一定期間に適用
する予定価格で計算することかである。

原価計算期末における實際額と予定額との差額は之を製品原価に算入

入し又は損益勘定に振替へるものとす。

第二十、外注加工のため供給した材料費の計算

外部の生産者に材料を供給して加工した場合、外注加工費は供給材料
費と併せて材料費に算入する。

第二類 労務費の計算

第一 作業時間及び作業量の計算

作業時間及び作業量は原則として適当な使用目的及び職種に区分し記録整理する。

作業時間は出勤票、作業時間報告書等により計算し作業量(出来高)は出来高報告書により計算する。

第三 消費賃金、給料、雑給の計算、消費賃金、給料、雑給は原則として作業時間又は作業量に給與率を

乗じてこれを計算する。

給與率は原則として時間拂制度では平均給與率に

より、出来高拂制度では出来高給與率による平均給與

率は部門又は職種毎に一定期間の給與總額を同一期間

の總作業時間で除して計算する。

前二項の手續によつて、消費賃金、給料、雑給を計算

する必要があるものは當該原價計算期間の負担に屬す

る支拂賃金、給料、雑給額をそのまま、消費給與額と

することが出来る。

第三 消費賃金、給料、雑給の予定計算

消費賃金、給料、雑給の計算において必要ある場合は作業時間又は給與率を予定によつて計算することが出来る。

三 原價計算期間に属する業務費の差額は

これを製品原價に算入し又は損益勘定に繰替へるものとする

等四 労務副費、福利厚生費の計算

労務副費、福利厚生費は当該原價計算期間に

負担に属する額について計算する

その方法は要する種類に應じ原則として左の如くとする

行

一 従業員賞與のよりに数原價計算期間と互に繰越的
に決定されるものはその支拂額を計算し之を各原價計算期
間に分割して負担せしむ

二 従業員手当、法定福利費等は支拂額と当該原價計算

期間の負担額とする。但し未経過分は繰越し未拂分は計算
する

第三款 経費の計算

第五 経費の計算

経費は直接経費と間接経費とに区分して計算し当該原
價計算期間の負担に属する額を計算する

その方法は経費の種類に應じ原則として左の如くにして
行ふ

一 不動産賃借料、動産賃借料、特許權使用料、保険料、
租税課金等数原價計算期間と互に繰越的に決定される

経費についてはその消費額を計算しこれを各原価計算期間に分割して負担させる。

ニ 支拂電力料 支拂瓦斯代 支拂水道料等計量器によつて消費量を測定することのできる経費は測定して得た消費量と基つて当該原価計算期間の負担額を計算する。

三 支拂修繕料 支拂運賃 支拂保管料 旅費 交通費 交際費 外注加工賃等は支拂額を当該原価計算期間

の負担額とする。但し未經過分は控除し未拂分は加算する。

四 棚卸減耗費 運搬差損費等、経費は発生額を当該原価計算期間、負担額とする。但し必要ならは第一線の規

定に準じて各原価計算期間に分割して負担させることとせらる。

五 試験研究及び試作に関する費用で経常の性質を有するものはこれを当該期間の経費とする。

六 建物 機械装置等、修繕に関する費用は修繕維持の程度に限りこれを当該期間の経費とする。

第四款 減價償却費の計算

一 減價償却費の計算

減價償却費は一會計年度の消費額を計算しこれを各原価計算期間に分割して負担させる。

減価償却費は左の各端の規定に従って計算する。

一 建物、機械、装置、工具、器具、備品その他、固定資産の減価償却

却はその取得又は製作に要した實際の原価を基礎として行ふ。

組立費、基礎工事費、諸税等、有形固定資産の取得又は

製作に要した正当な附帯費用はその原価に算入する。

改造又は修繕によつて有形固定資産の效用又は耐用

年数を増加したときは、その増加した限度において改造費又は

修繕費の全部又は一部を有形固定資産の原価に算入する。

有形固定資産の取得又は製作に關して助成金を受入れた

ときは、その金額を有形固定資産の原価から控除する。

建設利息は固定資産の原価に算入しない。

二 特許権、実用新案権、意匠権等は、有償にて取得し

又は特別の費用を支出して創設した場合に限り、これを固

定資産に計上し、その原価を基礎として減価償却を行ふ。

前項の無形固定資産の原価は、有償で取得した場合に

買入代価に取得に要した費用を算入したものとし、特別

の費用を支出して創設した場合に、これに要した諸費

用も含計したものとす。

三 固定資産は種類別に原價を計算し、その原價を基礎として種類別に原價償却を行ふ。但し必要の場合には各物

件別に減價償却を行ふことが出来る。

四 減價償却は定額法によつて行ふ。但し業種による必要を

とす。又は資産の性質上これによつて行ふことが困難なものは定

率法を行ふことが出来る。

五 工具、器具、備品であつて減價償却が困難なものに取替法が

減價償却に代へることが出来る。

六 不慮の災害及び予測し得ない経済事情の激変による固定

資産に著しい減価を生じた場合は特別償却はこれに減価

計算外の損失として處理する。

第五款 一般管理費、販賣費及び支拂利子の計算

第五七 一般管理費、販賣費及び支拂利子の計算

一般管理部門及び販賣部門に発生する一般管理費及び販賣費

の計算は当該原價計算期間の負担に属するものとして第六六

条第六七の規定を準用して行ふ。

支拂利子の計算は当該原價計算期間に属するものとして分割して行ふ。

第四章 部門費の計算

第五八 原價部門

製品に直接配賦する原價要素については工場及小営業所を

事業場

原價部門に分る部門費計算を行ふ。但し原價計算に補助部
門費の重要なものは工場に於ては計算を省略するに可い。

原價部門は此の製造部門、補助部門、一般管理部門及び販賣
部門に区分する。

製造部門とは当該事業の目的とする製品の生産を行はれる部門を云
ふ。作業又は製造の種類により、各種の部門に区分する。

補助部門とは製造部門に對して補助的關係にある部門を云ふ。必要
可き場合には補助經營部門と工場管理部門とに分ける。

補助經營部門とは当該事業の目的とする製品の生産に直接關係
する部門の製造又は生産の用に役する製造部門に提供する部門を云

ふ。これを動力部門、修繕部、運搬部、検査部、工具製作部等
に細分する。

工場管理部門とは材料又は労務の管理、企画、設計その他工場の管
理事務を管掌する部門を云ふ。これを材料部、材料購買部及び倉

庫部、工具管理部、労務部、福利部、企画設計部、試験研究部
工場事務部等に細分する。

一般管理部門とは一般管理事務を管掌する部門を云う。

販賣部門とは製品の販賣事務を管掌する部門を云う。
原價部門は業種經營規模及び生産株式の定情により適當に定める。

第三九 部門費計算の手續

部門費計算は左の手續による。

一 製品に直接配賦しない原價要素を原價部門毎に適當な費目に分類集計する。但し減價償却費及び支拂利子等部門費計算を行はざりて製品に直接配賦する。

二 次に製造部門に配賦するのを適當とする補助部門費を製造部門に配賦し製造部門費を計算する。工具製作部は部門費計算上二以て製造部門に所屬せざるべし。

三 最後に、総ての部門費は製造部門費と補助部門費、一般管理部門費及び販賣部門費とに区分集計される。

第三 部門個別費と部門共通費

原價要素は部門毎の集計手續上二に部門個別費と部門共通費とに区分する。

部門個別費とは特定の部門に個別的に発生し当該部門に賦課する原價要素を云う。

部門共通費とは数個の部門に共通の長きし各部門に配賦する原價要素を云う。

原價要素の中工場及び事業場全般に關して発生し合理的配賦基準を得難いもの及び労務福費、福利厚生費、不動産賃借料、動産賃借料、保険料、支拂運賃、支拂保管料、租税課金、旅費交通費、通信費、交際費、支拂研究試驗費、棚卸減耗費、返品差損費、

雜費は二水一一般費として處理することかてする。一般費は二水を工場管
理部が管理しとて扱ふ。

部門別別費は各部門で発生した額を当該部門に賦課する。

部門共通費は各原價要素を各部門が享受する用役に應じて部

門の面積、容積、従業員数、作業時間、生産数量、給與額、固定資

産の價額その他適當な配賦基準によつて各部門に配賦する。配賦

基準は各原價要素毎に定める。但し必要の場合には諸原價要素を

一括して定めるときかてする。

第三十一 補助部門費の配賦

補助部門費を製造部門へ配賦する場合の原則として左の方法によつて行ふ。

一 直接配賦法

直接配賦法とは補助部門間に授受する用役はこれを全く無視して全部又は一部の補助部門費をその用役を享けた製造部門に用役の程に応じて直接に配賦する方法を云ふ。それに二方法がある。

第一法は補助経営部門費中製造部門に配賦する

ことが必要なものに限り製造部門に配賦し製造部門に配賦する必要なものは補助経営部門費と工場管理部門費とは製品に直接に配賦する方法である。第二法は原則として總ての補助部門費を製造部門に配賦する方法である。

補助経営部門費の製造部門への配賦基準は左の通りとする。

イ 動力部費 計量器等によつて測定した各製造部門の動力消費量、各製造部門据付

機械の馬力数又は馬力時間その他適當な配賦基準

口用水部費 計量器等によつて測定した各

製造部門の用水消費量その他適當な配賦

基準

ハ修繕部費

修繕作業の單價を基礎と

して計算した各製造部門の修繕額その他適當

な配賦基準

ニ運搬部費

各製造部門下の運搬物品の

重量、運搬距離、運搬回数、その他適當な

配賦基準

ホ検査部費

各製造部門での検査工の作業

時間その他適當な配賦基準

ハ材料部費 各製造部門への出庫材料の

價格、重量その他適當な配賦基準

ト事務部費又は福利部費

各製造部門

の給與、従業員数その他適當な配賦基準
學校、病院等の施設は原則としてこれを獨立會
計とし、これに対する工場職員額を福利部費
に計上する。

千試驗研究部費、企画設計部費又は工場事務
部費、 各製造部門の直接労働時間その
他適當な配賦基準

ニ相互配賦法

相互配賦法とは補助部門相互間に授受する用
役を劃定して、先づ各部門の部門費をその用
役を享けた他の補助部門及び製造部門にそ
の享けた用役の程に応いて配賦し、次に各補
助部門が他の補助部門から配賦された額を製
造部門に直接に配賦する。配賦基準は直接

配賦法に定める配賦基準による。

部門費は必要な場合には当該用役の予定
価格で配賦すること加ふる。

予定額と實際額との差額は原価計算期
末に製成品に配賦し又は損益計算に振替える
ものとする。

補助部門費の配賦方法及び配賦基準は業
種、経営規模及び生産様式の実情によつて適

当に定める。

第五章 製成品別原価計算

第一節 製造原価計算

第一款 總説

三十二

個別原価計算と総合原価計算

製成品の製造原価計算はこれを個別原価計算と綜
合原価計算とに分ける。

個別原価計算とは特定の製成品について個別的にそ
の原価を計算する方法を云ふ種類又す是れを

異なる製品を個別的に生産する工場ではこの方法によつて製造原価を計算する。

総合原価計算とは一期間の製品全部の原価を総合算定し、次でこれを製品に分割してその原価を計算する方法を云々、同種製品を反覆継続して大量に生産する工場ではこの方法によつて製造原価を計算する。

裏面白紙

第三十三 製造原価要素の賦課又は配賦

手續上の分類

個別原価計算の場合には原価の賦課又は配賦の手續は

製造原価要素を直接費と製造間接費とに分ける。

直接費は^{原価}特定の製品に直接負担させる直接材料

費、直接労務費及び直接経費を云う。製造

間接費は多くの製品の対し、共通的に発生し、特定の

製品に直接に負担させることが困難であるため間接

に負担させる間接材料費、間接労務費、労務副費、

副利厚生費、間接経費及び減価償却費を云う。

直接原価と製造部門費（製造間接費中補助部門

費、減価償却費を除いた費用）とを加えたものを

工場原価と云う。

総合原価計算の場合にも、原価の賦課又は配賦の

手續上必要な場合には、製造原価要素を個別

原価計算と^{原価}直接費と製造間接費とに

分類する。

製造指圖書は左の二種に分ける。

一 特定製造指圖書

特定製造指圖書とは個々の生産又は作業に對し、個別的に發行される製造指圖書を云う。

二 繼續製造指圖書

繼續製造指圖書とは同種物品を及ばず連續して生産する場合又は同種作業を連續的に行う場合に發行されるもので一定期間繼續して使

用される製造指圖書を云う。

第三十五 製造指圖書の發行

左の各号の場合には製造指圖書を發行するものとする。

- 一 事業の目的である製品の生産を行う場合
- 二 当該工場で使用する建物、機械、工具等の製作又は修繕を行う場合
- 三 試験研究又は試作を行う場合
- 四 仕損品の補修又は仕損に因る製品の製作を行う場合

個別原価計算を行う製品を生産する場合
は特定製造指圖書を発行する。

特定製造指圖書は二以上の同種製品を一括
し一単位として発行することが出来る。但し
その数量は当該工場の当該製品の原価計
算期間の生産可能数量を考慮して定める。
総合原価計算を行う製品を生産する場合
は、継続製造指圖書を発行する。

当該工場で使用する建物・機械等の製作
又は修繕を行う場合には、特定製造指圖書
を発行する。但し修繕維持の程度を
超えない修繕作業の場合には、部門別に発行
される継続製造指圖書又は部門別に一括
発行される特定製造指圖書でもよい。
当該工場で使用する工具を製作する場合
には特定製造指圖書を発行する。但し
同種の工具を反覆継続して製作する場合

には繼續製造指圖書でもよい。新技術
採用の爲に支出する試験研究又は試作の
費用を繰進べて固定資産に計上する場合に
はこれに対して特定製造指圖書を発行する
第三十六 主指圖書と副指圖書

一製造指圖書による生産を数個の作業に区
分して製造原価を計算する場合に、各区分
作業に対して副指圖書を発行する。

製造原価は先づ副指圖書毎に計算し更に
これを指圖書に繰括する。

第二款 個別原価計算

第三十七 製造原価の集計

個別原価計算の場合には、各指図書別に原

価計算表を設けて製造原価を計算する。

原価計算表には原則として次の項目を設ける。

- 直接材料費
- 直接労務費
- 直接経費

製造間接費

製造部門費配賦額

補助部門費配賦額

減価償却費

各項目は必要の場合には更に細分することができる。

製造部門費配賦額及補助部門費配賦額は必

要の場合には更に間接材料費、間接労務費、労

務副費、福利厚生費及び間接経費等に区分

することができる。

直接原価は各指圖書に直接賦課し、製造間
接費は第三十九、第三十、第三十一の規定によつて
部門費計算を行い、次で各製造部門費、補助
部門費及び減価償却費に分けて、これを各指圖書
に配賦する。

第三十八 製造間接費の配賦基準

製造間接費の配賦基準は直接労働時間による。
但し機械作業を主とする場合には機械作業時
間に、材料費又は労務費が製造原価の主要部
分を占める場合には、材料費又は直接労務
費によることとする。

部門費の計算を行ふ場合に、一部の補助部門費
を製造部門に配賦し、その直接指圖書に配賦する
場合、並に減価償却費の配賦は、各々適
當な基準を定めて指圖書に直接配賦する。
製造間接費は必要に応じて之を一括し、又
は其の性質によつて数回の群に分類して、夫々

適當な基準によつて指圖書に配賦する。但し減価償却費は別個に指圖書に配賦する。

第三十九 仕損費の手續

個別原価計算の場合に、仕損が発生したとき、原則として左の手續によつて仕損費を計算し、原価計算表に別記する。但し軽微な仕損は右の原則から除外する。

- 一 仕損が補修すべし回復される場合には、仕損の補修に關する製造指圖書を發行し、補修に要した費用を集計し、之を仕損費として処理する。
- 二 仕損が補修では回復できず代品を製作する場合には、新に製造指圖書を發行すると共に、全部が仕損となつた場合には旧製造指圖書に集計された製造原価を仕損費とし、旧製造指圖書の一部が仕損となつた場合には新製造指圖書に集計された製造原価を仕損費として処理する。

三 仕損の補修又は代品の製作のために別個の製

造指圖書を発行することができた場合には、仕損

の補填に要する費用を見積つて之を仕損費とす

ることができらる。

前項第二号及び第三号の場合に、仕損品が売却価値

又は利用価値を持つてゐる場合には、その見積金額を

控除した額を仕損費とする。

仕損費は、之を負担する製造指圖書又は製造部門

に賦課する。

仕損費は正常なものに限る。

第四十 作業層

作業層はその賣却價値又は利用價値を累積して之を直接材料費又は製造原價から控除する。但し必要な場合には之をその発生部門の部門費から控除してよい。

第二節 総合原價計算

第四十一 総合原價計算の種類 工場原價

工場原價の総合原價計算は左の種類に分ける。

一 單純総合計算

單純総合計算は同種、製成品を單一工程によつて連続的に生産様式の場合に適用するもので、原價計算期間の工場原價を構成する費用を集計してその総合原價を計算する方法といふ。

二 工程別総合計算

工程別総合計算は同種の製品を数個の工程によつて連続的に生産する生産様式の場合に適
用するものであつて、原価計算期間の工場原価を
構成する費用を工程別に集計し各工程の総合
原価を計算する方法を云ふ。

工程とは第三十八に定められた製造部門の各種の
部門を云い、原則として製造過程で、販賣又
は貯蔵の可能な半製品が形成される段階毎
にこれを定める。工程は原価計算上必要な場
合には、更に作業の段階に應じてこれを数個の
工程に細分する。

材料及各工程を通過し各工程ではこれを加工を
為すに過ぎない生産様式の場合には、加工費

工程別総合計算(加工費法)を適用する。加工費工程別総合計算とは工場原価を構成する費用の中加工費のみを工程別に集計し各工程の加工費を計算し、主要材料費は直接に製品に於て計算する方法を以て云う。

三 組別総合計算

組別総合計算は異種の製品を組別に系統的に生産する

生産様式の場合に通用するもの下あつて、原価計算期間の工場原価を構成する費用を組別に集計し、各組の総合原価を計算する方法を以て云う。

第四十二 綜合原価の計算

綜合原価計算の場合には綜合原価計算表を設け原価計算期間の綜合原価を計算する。

綜合原価計算においては原則として先づ全部又は一部の工場原価を構成する費用を各部門に賦課又は配賦し、次に補助部門費用を製造部門に配賦して製造部門の工場原価を計算する。これに補助部門費用

製造直接賦課する費用及び減価償却費を加え、これを副産物価控除したものを當該期間の製造綜合原価とする。

單純綜合計算の場合には工場原価を構成する費用に期始繰越

仕掛品原価を加え、これから期末仕掛品原価、副産物価額等を控除したものをその工場綜合原価とする。

工程別綜合計算の場合には、各工程の工場原価を構成する費用にその工程の期始繰越仕掛品原価を加え、これからその工程の期末仕掛品

原価、副産物価額を控除したものを當該工程の工場綜合原価とする。

第二次工程以下工程以下の工程の工場原価構成費用には前工程から振替えられた半製品の振替価格を、材料費として算入する。

加工費工程別綜合計算の場合には、各工程の当期の工場原価構成費用に前繰越仕掛品中に含まれる當該工程の加工費を加え、これから期末仕掛品中に含まれる當該工程の加工費を控除したものを、その工程の加工費とする。

組別綜合計算の場合には、直接原価は各組に賦課し、製造間接費は個別原価計算に準じて適當な配賦基準により各組に配賦する。

する。

總製造費用

各組の工場原価構成より費用にその期始繰越仕掛品原価を加え
これより期末仕掛品原価、副産物価格等と控除したものを各組の工
場綜合原価とする。

工場綜合原価、補助部門費及び減価償却費等より製品に直接
賦課する費用を加えたものを、當該期間の製品の綜合製造原価
とする。

第四十三 仕掛品の評価

仕掛品とは原価計算期末に、製品を生産するために仕掛中のものを云う。
期末仕掛品原価は、仕掛品中に含まれる直接材料費又は主要材料
費のみを算定評価するのを原則とする。直接材料費又は主要材料
費の価額は、期末仕掛品の数量から、その中に含まれる直接材料の
消費量を推定して算定する。

期末仕掛品原価は、仕掛品中に含まれる直接材料費又は主要材
料費のみを算定評価することから著しく不合理であるときは、仕掛
品中に含まれる直接材料費又は主要材料費及び加工費について各
別に算定評価する。直接材料費又は主要材料費については、期末
仕掛品の数量から、その中に含まれる直接材料又は主要材料の消費
量を推定してその価格を算定し、加工費については、仕掛品の仕上り
程度や完成品に対する比率を定めて、これと仕掛品現在量に乘じて
仕掛品の完成品換算数量を算定し、當期加工費總額（期始繰越
仕掛品中に含まれる加工費を含む）を、期末仕掛品の完成品換算数
量と當期完成品数量との比によつて、仕掛品と完成品とに採分して仕掛品
の加工費を算定する。

仕掛品の数量が毎期略々等しい場合には、仕掛品はこれを原価計算外に
おくことができる。

第四十四 副産物

副産物とは主産物の製造過程から必然に派生する物品を云う。

副産物の評価額はこれを主産物の製造費用から控除する。

副産物の評価は原則として左の方法による。

一、副産物から外部に売却できるものは、賣価予
想額から保管費、販賣費及び通常利益の見積額を控除した
額で、これを評価する。

二、副産物が加工の上売却できるものは、加工製品の賣価予
想額から加工費、販賣費及び通常利益の見積額を控除した

額で、これを評価する。

三、副産物がより、自家消費されるものは、これに因つて節

約できる物品の購入予想額で、これを評価する。

四、副産物が加工の上自家消費されるものであるときは、これに因つて節

約できる物品の購入予想額から、賣の見積額を控除した額
で、これを評価する。

副産物の価額が大なるものは、前二項の手續による必要なく、これを
賣却して得た収入は原価計算外の利益とするにかたである。

作業屑その他、不用品の處理は副産物に準ずる。

第四五 等級別製品計算

等級別製品計算は同種製品を等級に区別し、工程又は廻りの綜合原価を等級別に分割して、各等級製品の製造原価を計算する方法を云う。

等級別製品計算の場合には、各等級の製品につき豫め等価係数を定め、これを各等級製品の生産量に乗じた積数の比で綜合原価を採分し、各等級製品の製造原価を計算する。

等価係数は、各等級製品の重量、長さ、面積、純分度、熱量、硬度、各等級製品に含まれる、直接材料又は主要材料の標準消費量、標準主要労働時間等の数量的尺度又は標準調査によつて算定した、工場原価又は製造原価を基準とし適正

に決定する。但し適当な数量的度又は標準調査によつて算定した原価を見出すことが困難な場合には、各等級製品の正常市価を基準として等価係数を決定することが出来る。

第四六 連産品計算

同一工程において、同一材料から主副を明確に区別し得ない異種の製品即ち連産品を連続的に生産する場合には綜合原価を各連産品に分割する方法は、等級別製品計算の方法による。連産品の等価係数は、各連産品の正常市価等を基準として決定する。連産品が加工の上売却し得るものである場合には、加工製品の売価予想額から加工費の見積額を控除したものをその連産品の市価とする。

四十七 實際原価と豫定原価との
差額との處理

総合計算においては半製品及び製品の原価を豫定価格
に計算することが出来る。

原価計算期末における實際原価と豫定原価との差額
は、これを要素別に明らかとし、これを製品原
価に加算し又は損益勘定に振替えるものとする。

第六章 總原価の計算

第四十八 總原価の計算

總原価の計算は、製造原価に一般管理費、販売費及び支

拂利子を集計して行う。

販売費は販売直接費と販売間接費とに分ける。販売直接費
は、販売費の原価要素の中特定売上品の販売に要した
もの、当該売上品に直接に負担せざるものを云い、販売間接費とは
販売費から販売直接費を除いたものを云う。

第四十九 一般管理費、販売費及び
支拂利子の賦課又は配賦

一般管理部門及び販売部門の部門費は第三十第一條
及び第三十一條に従って計算する。

一般管理費及び支拂利子は、売上品の製造原価を基準

として賣上りに配賦し、又製品等の製造原価若は加工賃
を基準として製品等に配賦する。
販売直接費は之を当該賣上りに賦課する。
販売間接費は賣上品の製造原価を基準として賣上
品に配賦する。

164

裏面白紙

個人業主所得豫備調査要領

(昭和ニニ五
本国民所得調査班)

(案の一)

一、目的

本調査は国民所得の算定に必要なる個人業主所得について
の予備調査であり、これによつてその調査方法の適否を
知り且つ個人業主の所得水準の予備的資料を得てその本
格的調査の完璧を期することを目的とする。
(註)予備調査完了後概ねこの線に沿つて本格的調査を
行ふ予定である。

二、調査対象

(1) 個人業主の推定数約二三七萬のうち左の人員を選ぶ

第一回 六〇〇

第二回 六〇〇

27

(2) 業主は工業と商業とし、これを折半するが、その細

分及地方別分布は附表のようである。
選擇には数理統計的方法を應用する。

三、調査担当機関

(1) 規模の稍大きな業主については三井信託を予定し、
同社に委嘱予定の法人企業所得等の調査と平行して行
はせることが適当と考へる。

(2) 規模の比較的小さい業主については輿論実態調査等
に熟練している時事通信社を予定する。

四、調査方法

(1) 調査方法はなるべく被調査者からの聴取によつて調
査員自ら記入に当る。

3-9

165

(2) 調査対象に別紙のような調査表を配布し、最近三ヶ月の売上高物件費、人件費及び家計支出総額等を記入させる

(3) 本調査は統計法による指定統計とすることが望ま

(4) 眞実の報告を得るための秘密保持に特別の注意を拂ふ

五 利用方法

本調査は予備調査であるが、この調査で業種別に旧入業主の所得水準が分かるから、これに業種別推定人口を乗じて旧入業主所得の総額及び業種別分布を推計することができる

六 実施の時期

八月下旬着手の予定である

166/3

165/3

個人企業状況調査表

調査番号

(一) 所在地、業種等

| | |
|------------------|---------|
| (1) 事業所所在地はどこですか | 都道府県区市郡 |
| (2) 使用人数は何人ですか | 人 |
| (3) 主な事業の種類は何ですか | |

(二) 売上高及び家計支出等

| | |
|--|---|
| (1) 本年一月乃至三月の売上高又は営業収入の総額はいくら位でしたか | 円 |
| (2) その期間の原材料費、商品仕入高、燃料費等の物件費支出高はいくら位でしたか | 円 |
| (3) 使用人に支払つた賃金給与及び手当等の総額はいくら位でしたか | 円 |
| (4) あなたの御家族の家計支出は全体いくら位でしたか | 円 |

別に記入心得 (省略)

裏面白紙

(案の二)

一 目的

本調査は國民所得の算定に必要な個人業主所得についての豫備調査であり、これによつてその調査方法の適否を知り、且つ個人業主の所得水準の予備的資料を得て、その本格的調査の完成を期することを目的とする。(註)予備調査完了後、調査対象の選定は昭和二十二年十月一日施行の事業所調査により行つて本格的調査を為す予定である。

二 調査対象数及び地域

この調査の対象を業種により商業を八区分製造工業を九区分し、合計十七区分とする。

一 区分につき調査対象二〇を原則とし物品販賣業については卸小売別及び業種の多様性を考慮して多数を割当總数五〇〇とし、之を東京、京都、名古屋、新潟の四都市に割当てる。(別紙第一表参照)
尚この業種の具体的割当にあつては各企業の実態等を考慮して模定する。

三 調査施行機関

この調査の總括的企画及び監督は商工省と連絡のもとに大蔵省これに当る。実施機関には日本商工会議所をその中核機関として委嘱し、調査地区として選定された各都市商工会議所がその実施に当る。

四 調査方法

この調査は実施照会調査とし調査対象を概ね二分
し、左の二方法を併用する。

(1) 日記帳による方式

日記帳を配布し調査員の指導により收支一切を速
記せしめ調査員がこれを回収して調査事項を営業
計算書にとりまとめる。

（別紙第二表参照）

(2) 営業計算書直接記入方式

調査員の指導により直接営業計算書に記入させる。
（別紙第三表参照）

営業計算書は日記帳を添付して各地區商工会議所
を経て日本商工会議所に集め、中央統計社に委嘱
5

して集計する。

(2) 指導員及び調査員

この調査のために調査実施機関において甲種実業学
校卒業程度以上の学力ある者の中より特に送附した
指導員及び調査員を置く。

調査指導員は調査員の指導、調査表の蒐集、検査等
にあたる。

調査員は一人当り概ね調査対象数一〇―二〇を担当
する。

(3) 調査項目

調査項目は別紙営業計算書に掲げる各項目とする。

(4) この調査は三ヶ月を期間とし、その四消なる進行

五 利用方法

を計る手段として一ヶ月毎に記帳集計する。

本調査は予備調査であるが、この調査で業種別に個人業主の所得水準が分るから、これに業種別推定人口を乗じて個人業主所得の総額及び業種別分布を推計することができる。

六 実施の時期

この調査は昭和二十二年八月下旬より実施する。

七 経費

この調査のために経済安定本部より日本商工会議所に委託調査費を支給し調査地区商工会議所に予算を配布する。

備考

右の予算の概算は別紙(第四表)の通りである。

この調査に際し被調査者に警戒の念を起させず、進んで協かせしむる為特にこの調査は中小企業の振興に資する趣旨を併せて特に個人企業経済調査として行ふことにした。

別紙第一表

調査対象割當表

| 業種 | 指定業主数(單位千人) | | 調査割當数(人) | 地方別 | | | |
|---------|-------------|-------|----------|-----|----|-----|----|
| | 昭二一三末 | 昭二一七末 | | 東京 | 京都 | 名古屋 | 新瀧 |
| 一 高業 | 九五八 | 一、〇七九 | 三二〇 | 一六〇 | 七四 | 六五 | 二一 |
| 二 物品販売業 | 七五八 | 八五一 | 二四〇 | 一二二 | 五六 | 四九 | 一三 |
| 三 媒介同旋業 | 一八 | 一九 | 二〇 | 一〇 | 四 | 四 | 二 |
| 四 金融保険業 | 六一 | 六九 | 二〇 | 一〇 | 四 | 四 | 二 |
| 五 預り貸貸業 | 九 | 一〇 | 二〇 | 一〇 | 四 | 四 | 二 |
| 六 娯樂興行業 | 二〇 | 二三 | 二〇 | 八 | 六 | 四 | 二 |
| 七 娯樂各業 | 五七 | 六五 | 二〇 | 八 | 六 | 四 | 二 |
| 八 其の他商業 | 三五 | 四〇 | 一八〇 | 八〇 | 二二 | 五六 | 二二 |
| 九 製造業 | 一、〇五一 | 一、二九七 | 一八〇 | 八〇 | 二二 | 五六 | 二二 |

| 業種 | 指定業主数(單位千人) | | 調査割當数(人) | 地方別 | | | |
|------------|-------------|-------|----------|-----|----|-----|----|
| | 昭二一三末 | 昭二一七末 | | 東京 | 京都 | 名古屋 | 新瀧 |
| 一 金属工業 | 一三四 | 一七八 | 二〇 | 一四 | | 四 | 二 |
| 二 機械器具工業 | 二五六 | 三一五 | 二〇 | 一〇 | | 四 | 二 |
| 三 化学工業 | 七二 | 九一 | 二〇 | 二 | | 四 | 二 |
| 四 ガス電気水道業 | 三二 | 三八 | 二〇 | 五 | | 〇 | |
| 五 窯業及土石工業 | 三二 | 三八 | 二〇 | 五 | | 〇 | |
| 六 紡織工業 | 一三七 | 二〇九 | 二〇 | 四 | | 九 | |
| 七 製材及木製品工業 | 二二七 | 二五七 | 二〇 | 七 | | 七 | |
| 八 食品工業 | 八〇 | 八七 | 二〇 | 六 | | 六 | |
| 九 印刷及製本工業 | 二三 | 三一 | 二〇 | 二 | | 四 | |
| 一〇 其の他工業 | 九〇 | 九一 | 二〇 | 一〇 | | 八 | |
| 總計 | 二、〇〇九 | 二、三七四 | 五〇〇 | 二四〇 | 九六 | 一二一 | 四三 |

二 細別表

| | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|-----|---------|-----|-----|----------|-----|
| (五) 預り貸貸業 | (四) 金融保済業 | (三) 媒介周旋業 | (二) 娛樂興行業 | 卸売業 | 小売業 | (一) 其の他 | 卸売業 | 小売業 | (八) 日用品類 | 卸売業 |
| 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 二〇 | 五〇 | 七〇 | 二〇 | 五〇 | 七〇 | 二〇 |
| 一〇 | 一〇 | 一〇 | 八 | 一四 | 三二 | 四六 | 一〇 | 二二 | 三二 | 一〇 |
| 四 | 四 | 四 | 六 | 三 | 八 | 一 | 五 | 二 | 七 | 六 |
| 四 | 四 | 四 | 四 | 三 | 七 | 〇 | 五 | 二 | 七 | 四 |
| 二 | 二 | 二 | 二 | 三 | 三 | | 四 | 四 | | |

| | | | | | | | | |
|-----|---------|-----|-----|---------|-----|-----|-----------|-----|
| 小売業 | (四) 食料品 | 卸売業 | 小売業 | (一) 衣料品 | 卸売業 | 小売業 | (一) 物品販売業 | 商業 |
| 四〇 | 六〇 | 二〇 | 二〇 | 四〇 | 八〇 | 一六〇 | 二四〇 | 三二〇 |
| 一六 | 二六 | 九 | 九 | 一八 | 四三 | 七九 | 一二二 | 一六〇 |
| 一 | 一 | 七 | 七 | 一 | 二 | 三 | 五 | 七 |
| 〇 | 四 | 四 | 四 | 八 | 六 | 三 | 四 | 六 |
| 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 一 | 一 | 二 |

計

東京地

京都方

名古屋

新潟

| 總計 | (9) 其 他工業 | (8) 印刷 製本業 | (7) 食料 品工業 | (6) 製材 木製品工業 | (5) 紡織 工業 | (4) 窯業 及土石工業 | (3) 化學 工業 | (2) 機械 器具工業 | (1) 金屬 工業 | 二 製 造 工 業 |
|-------------|--------------|---------------|---------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|----------------|--------------|-----------------------|
| 五 〇 〇 | 二 〇 | 二 〇 | 二 〇 | 二 〇 | 二 〇 | 二 〇 | 二 〇 | 二 〇 | 二 〇 | 一 八 〇 |
| 二 四 〇 | 一 〇 | 一 二 | 六 七 | 七 四 | 五 二 | 一 〇 | 一 〇 | 一 四 | 八 〇 | |
| 九 六 | | 四 二 | 二 七 | 五 二 | | | | | | 二 二 |
| 一 二 一 | 八 四 | 六 七 | 九 〇 | 四 四 | 四 四 | | | | | 五 六 |
| 四 三 | 二 | 六 四 | | | 二 六 | 二 | | | | 二 二 |

裏面白紙

別紙 才ニ表

日記帖記入例 (商業ノ部)

ノ 商品在庫調ベ

| 摘要 | 金額 | 備考 |
|----------------|---------------|----|
| 期首商品在庫高 | 100,000.00 | |
| 期末商品在庫高 | 90,000.00 | |
| (公上期首時価による評価額) | (10,000.00) | |

Ⅱ 現金現物收支調ベ

| 月日 | 摘要 | 現金 | | 掛先掛買 | 備考 |
|----|-----------|-----------|----------|-----------|----------|
| | | 収 | 支 | | |
| ノ | 商品を掛先で売却 | 10,000.00 | | 10,000.00 | |
| ノ | 家什を現金で購入 | | 1,300.00 | | 机3台 椅子2台 |
| ノ | 什器を掛先で購入 | | 5,000.00 | 3,000.00 | |
| ノ | 米の給料購入 | 800.00 | | | 雇人分を含む |
| ノ | 米一斗の給料購入 | 600.00 | | | 小切手支払 |
| ノ | 包装材の購入 | 300.00 | | | |
| ノ | 家什の購入 | | 300.00 | | |
| ノ | 建築物の建築費支出 | | 1,000.00 | | |

| | | | | | | |
|------------|---------|--|--|--|--|-------|
| 電燈料 | 300.00 | | | | | 店舗用金 |
| 商品を現金で売却 | 5000.00 | | | | | 4月1回分 |
| 家屋修繕費 | 1000.00 | | | | | |
| 手代に給料を支払ふ | 150.00 | | | | | |
| 家計費 | 200.00 | | | | | |
| 地代 | 200.00 | | | | | |
| 営業用帖簿10冊購入 | 200.00 | | | | | |
| 火災保険料 | 500.00 | | | | | |
| 家賃 | 600.00 | | | | | |
| 出払 | | | | | | |
| 収入 | | | | | | |

| | | | | | | |
|--------|---------|---------|--|--|--|-------|
| 出贈 | 3000.00 | | | | | 4月2回分 |
| 受取 | | | | | | 4月2回分 |
| 私出 | | | | | | |
| 貸付金増減高 | (増) | 3000.00 | | | | |
| 貸入金増減高 | (減) | 1000.00 | | | | |
| 当期中 | | | | | | |
| 借入金増減高 | (増) | 500.00 | | | | |
| 借入金 | | | | | | |
| 借入金 | | | | | | |
| 借入金 | | | | | | |
| 借入金 | | | | | | |

113

194

日記帳記入例 (工業部)

I 商品在庫調べ

| 摘要 | 金額 | 備考 |
|-----------------|-------------|----|
| 期首製品在庫高 | 50,000.00 | |
| 原材料在庫高 | 100,000.00 | |
| 仕掛品在庫高 | 60,000.00 | |
| 期末製品在庫高 | 90,000.00 | |
| (全上の期首時価による評価額) | (60,000.00) | |
| 期末原材料在庫高 | 75,000.00 | |
| (全上の期首時価による評価額) | (50,000.00) | |
| 期末仕掛品在庫高 | 105,000.00 | |
| (全上の期首時価による評価額) | (70,000.00) | |

裏面白紙

II 現金現物収支額

| 月日 | 摘要 | 現金 | | 掛賞物 円 | 備考 |
|-----|----------|---------|------------|-----------|-------|
| | | 収入 円 | 支出 円 | | |
| 4/1 | 製造を掛で賣却 | | | 10,000.00 | |
| 1/ | 家計費支 | | 120.00 | | |
| 2/ | 機械を現金で購入 | | 20,000.00 | | |
| 3/ | 原料を掛で購入 | | | | |
| 4/ | 弟の給料入る | 200.00 | | | |
| 5/ | 米一斗を購 | | 600.00 | | 農込組合 |
| 6/ | 它該材料購 | | 300.00 | | 小切手支拂 |
| 7/ | 家計費支 | | 30.00 | | |
| 8/ | 建物建築費支 | | 100,000.00 | | |
| 9/ | 電灯料支 | | 300.00 | | 工場の組合 |

| | | | | | |
|-----|------------|-----------|----------|--|-------|
| 4/3 | 原料仕入の残高繰上 | | 30.00 | | |
| 3/ | 取込を現金で賣却 | 5,000.00 | | | |
| 4/ | 家屋修繕 | | 1,000.00 | | |
| 5/ | 職人に給料を支拂 | | 1,500.00 | | |
| 6/ | 家計費支 | | 200.00 | | |
| 7/ | 地代支 | | 20.00 | | |
| 8/ | 營業用帳簿10冊購入 | | 200.00 | | |
| 9/ | 火災保険料支 | | 500.00 | | |
| 10/ | 家屋修繕費支 | | 600.00 | | |
| 11/ | 掛賞物 | 10,000.00 | | | |
| 12/ | 掛賞物 | | 3,000.00 | | |
| 4/ | | | | | 4月1回分 |
| 5/ | | | | | 4月2回分 |

裏面白紙

| | | | | | |
|----|-----------|----------|--|--|--|
| 5 | 贈獲 | 60.00 | | | |
| " | 収入 | 40.00 | | | |
| " | 支出 | 50.00 | | | |
| " | 家賃取替費 | 5,000.00 | | | |
| " | 家計費 | 300.00 | | | |
| " | 借入金増減高 | 1,000.00 | | | |
| " | 貸付金増減高 | | | | |
| 30 | 当期中預貯金増減高 | | | | |
| " | 借入金増減高 | 800.00 | | | |
| " | 借入金増減高 | | | | |

この日記帖は詳細なる記入心得を添付するが、その主なる内容は左の如くである。

一、期首期末の在庫品の評價は夫々の時價により、特に期末在庫品に付ては、期首時價による評價をも括弧内に付記すること。

二、「現金現物収支欄」は毎日の營業及び家計明細の收支の一切を個物的に記入することとし、現金の收支は「現金收支」欄に、その他の收支は總て「掛賣、掛買、現物等」欄に記入すること。

三、家計支出であることの明白なるもの、例へば子供の授業料、子守の給料、子供の菓子代、家族の医療費の如きは、前項の注意に拘らず「家計費支出」として一日毎に一括

して記入するので差支えない。但し家計支出が營業支出か別明せぬもの、例へば電燈料、地代、家屋税、火災保険料或は家族及び従業員用の食料の一括購入、飯炊、女中の給料、家屋修繕費の如きは總て個別的に記入すること。

四、掛賣

掛賣は先づ掛により取引の行はれた日に「掛賣、

掛買、現物等」欄に記入しその現金決済の行はれた日に再び「現金收支」欄に記入すること。

別紙第三表
營業計算書様式

1. 調査者番号
2. 調査時期 (年 月 日) 所在地 (市)
3. 業種 (大中小分類及び取扱商品等の主なる品名、卸小賣別等)
4. 規模 (家族総数、従業員数、内家族従業員及び被傭者)
5. 営業場面積、仕宅面積
6. 営業計算書 (商業簿)

| 損 | 失 (支 出) | 収 | 益 (収 入) |
|----|-----------|----|-----------|
| 期首 | 商品在庫 | 期末 | 商品在庫 |
| 当期 | 商品仕入 | 当期 | 商品売上 |
| 営業 | 経費 | 雑 | 収入 |

| 内 収 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 期 利 益 |
|-----|------|-------|--------|-------------|------|-------|--------|-------|
| 費 | 燃料動力 | 其他の物件 | 修繕及び取替 | 備給器具(現物と手形) | 交通通信 | 営業用地代 | 其の他の営業 | |
| 支 | 出 | 探 | 賃 | 費 | 費 | 費 | 費 | |
| 営業 | 業 | 用 | 公 | 租 | 公 | 探 | 出 | |
| 当 | 当 | 期 | 利 | 益 | | | | |

別紙第四表

個人業主所得予備調査に要する経費概算表

二の調査の巨額の経費は三八八千円と見積られ、その内
 数は次の如くである。

(1) 人件費

| 人員 | 単価 | 総額 |
|-----|-------|---------|
| 四〇人 | 三六〇〇円 | 一四四〇〇〇円 |

被調査数五〇〇人を日記帖による方式及び営業計算書
 直接記入方式により調査員一人当り一五人宛担当する
 とし三三人指導員七人として計四〇人を必要とする。
 (2) 被調査者へ協力者へに付する特別謝金

| 人員 | 単価 | 総額 |
|-------------|------|----------|
| 五〇〇人 | 二〇〇円 | 一〇〇,〇〇〇円 |
| (3) 物件費 | | 一四四,〇〇〇円 |
| 人件費と同額を見込む。 | | |
| (4) 小計 | | 三八八,〇〇〇円 |

製造工業原価計算要綱改正案訂正箇所

昭和廿一年三月廿八日

六枚目表

最終所二枚ノ一折ヲ加フ
経費中直接経費を除いたものを間接経費と言ふハ此を及ぶべきに介する

十二枚目表

七折目 直接原價ノ上ニ直接材料費ヲ加フ
八折目 工場原價トナルヲ單ニ原價トシ工場ヲ別ル

十七枚目表

最終所 工場及が営業所ヲ工場事業場ニ改メ

裏面白紙

二十六枚目表

一 概目 直接費

二十六枚目表

二 概目 直接費

二十七枚目表

三 概目 直接費

製造部門に配賦しない補助部門費及び設備費等

三十四枚目表

五 概目 連続的生産様式

三十七枚目表

五 概目 成りる費用

次で補助部門費を

六 概目 工場賃借費

正 総製造費用

六 概目 工場に補助部門費中より八概目まで全部を削る

九 概目 工場賃借費

三十七枚目表

一 概目 工場賃借費

三 概目 第二次工程以下の工程以下の第二次工程以下の工程

全 工場賃借費

六 概目 工場賃借費

三十八枚目表

一 概目 工場賃借費

第四十五等級別別製品計算に第四共連産品計算印刷等も現行要綱

合名會社等に対する企業再建整備法の
準用に関する件(二二、五、二三)

一、前回の案においては、特別経理合名会社等に対する旧
債権者が特別損失を負擔して債権を打切られた場合に於
いては、打切られた旧債権額の二分の一に相当する金額
の範囲内において無限責任社員に求償することができ
ることになつてゐたが、これを改正して旧債権者は打切ら
れた旧債権の全額について無限責任社員に求償し得るこ
ととする。

二、特別経理合名会社及び特別経理合資会社が旧債権者に
特別損失を負擔せしめる場合には会社は解散しなければ
ならないものとする。但し同債権者の三分の二以上

であつて且つ旧債権の総額の三分の二以上を有する者が
会社の存続に同意したときはこの限りでない。

21.22②
164

企業再建整備資産評価基準の修正に
関する件（二、五、二三）

企業再建整備法に基く資産評価基準中左の諸点につき修正
致したい。

記

一 指定時後評価時まで処分した新勘定に所属する資産のうち、棚卸資産以外の資産は処分価格から処分費用を控除し、棚卸資産は公定価格から一割五分を基準とする処分費用及び処分利益を控除することになりてゐるが、企業再建整備法施行規則に第八條の二を追加して新勘定に所属する資産の評価時まで処分した新勘定に所属する資産は棚卸資産、棚卸資産以外の資産とも帳簿価格を

60

評価額に改める必要がある。評価時まで処分した旧勘定に所属する資産も亦この（註）において帳簿価格を評価額とすることになりてゐるので、指定時評価時まで処分した資産はすべて帳簿価格を評価額とすることと改め（註）を削る。

二 現在の評価基準においては、整備計画において処分することとを定めた資産は、すべて処分見込価格から一割を基準とする処分必要すべき費用を控除することになりてゐるが、このうち旧勘定に所属する資産であつて評価時後新旧勘定併合のときまでに処分することを定めたものについては、処分必要すべき費用は控除しないこととする。

3-9

184
185

186
187

- 三 公定價格が評価額の基準となる場合において、その公定價格が帳簿價格以下であるときは、公定價格以上帳簿價格以下の範囲内において特別管理人の定める額を基準として評価額の計算をなし得るものとする。
- 四 評価基準の四により評価したる有価証券の評価額を以て有価証券の公定價格とみなす旨の規定を設ける。
- 五 現在の評価基準の三の三の(1)においては製品はすべて公定價格から一割五分を基準とする販売費用及び販売利益を控除することになつてゐるが、旧勘定に所屬する製品については五分を基準とする販売利益は控除しないこととする。

六 現在の評価基準においては特別経理株式会社、金融機

関及び閉鎖機関の発行する株式については同一項目においてその評価方法を定めらるるが、これらの会社又は機関の整理は夫々異なる方法によつてなされるのであるからその発行する株式の評価についても各々別項目に分つて規定を設ける。

七 評価基準の四の(2)に未払込株式の評価基準を追加し、企業再建整備法第九條中一項に規定する書類を作成する際には、特別整理株式会社及び金融機関の発行する未払込株式のうちその株式数の二分の一に相当する株式は零、残余の株式は押込額の一割、閉鎖機関の発行する未払込株式は零として評価し、整備計画を立案する際には、特別経理株式会社及び金融機関の発行する未払込株式の

うちその株式数に法第九條の規定により計算した旧債
が打切率を乗じた数に相当する株式は零、残余の株式は
減資後の拂込金残存見込額・用鑽機関の発行する株式は
整理後の拂込金残存見込額を評価額とすること

裏面白紙

21.22②
165

(参考)

企業再建整備法に基く資産の評価換に関する
認可基準の修正に関する件 (二二、五、三)

標記認可基準を左の通り修正する

一、第一の一の(備考)イ及びロを次のように改める。

イ、評価基準の適用

評価換を行わずして計算した特別損失の額(法施行規則第十九条第一項の規定により特別損失の額の一部又は全部を繰越欠損として処理しようとする場合はその額を控除する)が拂込資本金の九割を超る場合は、評価換の合計額がその超過額に相当する額に達するまでは評価基準以下の評価換はこれを認めない

79

ロ、評価換の限度

評価換が課税されない額を限度とする。即ち評価換は、評価換を行わずして計算した特別損失の額と指定時における積立金の額から戦時補償特別税額(戦時補償請求権に因る益金に相当する金額を除く)指定時において納付すべき指定時を以て終了する事業年度以前の各事業年度の法人税額及び臨時利得税額並びに指定時において指定時以前から繰り越した損益(指定時前一年以内に開始した事業年度において生じたものを除く)の合計額を控除し、残額ある場合におけるその残額に相当する額との合計額を限度とし、これを超える評価換は認めない。

3-9

189

二 第一の二の(備考)イの(註)の(二)中ト(五)とあるをト(六)に、ハ(六)とあるをハ(七)に改める。

三 第一の二の(備考)ニを次のように改める。

二、新勘定所属資産の減失等による損益
指定時後評価時までに新勘定に所属する会社財産につき減失、毀損、損壊、喪失等による損失がある場合にはその損失を蒙つた資産を処分資産とし、損失の対償として取得した収入額のある場合には、その額(棚卸資産については指定時の公定価格)を処分価格として損益を計算する。

四 第二を次のように改め(註)を削る。

第二、処分資産

指定時後評価時までに処分した資産は帳簿価格とする。旧勘定に所属する資産であつて評価時後新旧勘定併合のときまでに処分する資産は処分価格又は処分見込価格とする。

新勘定に所属する資産であつて整備計画において処分することを定められた資産及び旧勘定に所属する資産であつて、新旧勘定併合後処分する資産は、処分見込価格から一割を基準とする適正なる処分に要すべき費用(間接費を含む)を控除した額とする。

五 オ二の(備考)ハト及び子を削り、トの本文を二のオ三項とし、ニ、ホ、ヘを夫々ハ、ニ、ホとする。

六 オ二の(備考)ハオ二項、次のように改める。

公定価格（協定価格等を含ま、これらの価格のないものは類似品の公定価格を基準として定められた価格、有価証券については、オ三の四により評価した額、そのときにおける公定価格より帳簿価格が高いときは、公定価格以上帳簿価格に相当する額以下において特別管理人の定める価格。以下同じ）のあるものは、公定価格とし、公定価格のないものは、特別管理人が定められた見込価格とする。この場合における公定価格は新勘定に所属する棚卸資産については、指定時現在における公定価格とする。七、オ二の（備考）ニ中の一割を基準とする適正なる処分を要した又は要すべき費用」を「一割を基準とする適正なる処分に要すべき費用」に改め、「処分価格又は」を削

三

る

八、第二の（備考）に次の一号を加える

へ 帳簿価格

この認可基準において帳簿価格とは、指定時を以て、終了する事業年度において評価換を行つてある資産について、その評価換を行う直前の帳簿価格をいう。九、第三の三の（イ）を次のように改める。

(1) 新勘定に所属する製品は、公定価格からその一割五分を基準とする適正なる販売費用及び販売利益を控除した額とし、旧勘定に所属する製品は、公定価格からその一割を基準とする適正なる販売費用を控除した額とする。

十

才三の（備考）ニを次のやうに改める

二 一割五分を基準とする適正なる販売費用及び販売利益一割五分を基準とする適正なる販売費用及び販売利益は特別管理人がこれを定める、一割を基準とする販売費用については一割を基準とする適正なる処分必要すべき費用と同様の基準によるものとし五分を基準とする適正なる販売利益については、過当に高い率は認めないが、低いものは差支えない

十一

才三の四の(2)のBをDとしAを次のやうに改める

A 特別経理株式会社が発行する株式は、企業再建整備法の規定に基いて行はれる当該会社の減資後の持込金残存見込額とする。但し、未払込株式については、そ

四

の株式数に企業再建整備法施行規則第三條第九号の割合を乗じた数に相当する株式は零、その他の株式は減資後の持込金残存見込額とする

(註) 企業再建整備法第九條の規定により、金融機関等に通知する際の評価は、仮に払込額の一割として計算する

但し未払込株式についてはその株式数の二分の一に相当する株式は零、その他の株式は払込額の一割として計算する

B 金融機関の発行する株式については金融機関再建整備法の規定に基いて行はれる当該金融機関の減資後の持込金残存見込額とする。但し未払込株式については

裏面白紙

Aの恒書、企業再建整備法第九條の規定により金融機関等に通知する際の評価はAの(註)を準用する。

C 閉鎖機関の発行する株式は整理後の払込金残存見込額とする

(註) 企業再建整備法第九條の規定により、金融機関等に通知する際の評価は、仮に零として計算する。

21

昭和二十二年五月

産業団体再編成に関する実情調査(一)

―日産協よりの報告による―

総裁官房調査課

JND
①

| |
|------|
| 22 |
| 5.15 |
| 10~1 |

194

はしがき

日本産業協議会ではさきに公布された臨時物資需給調整法
（昭和二十一年法律第三十二号）九月三十日公布し改正昭
和二十二年法律第二十三号）三月二十八日公布しにより
今後に於ける各種産業団体の運営の上に種々検討を加える
必要に迫られ、さきに統制方式検討委員会を特設して此の
問題を検討して来たが、今回更に、独占禁止法の公布を見
るに至り、特に産業団体再編成問題として研究するため
産業団体再編成問題懇談会を設け、各産業団体との懇談会
を催し産業団体再編成の方向を調査しつゝある。
右懇談会は目下なお継続中であるが本稿はその中間報告で
ある。

而してこの要録はその第一回懇談会要旨である。
尚本問題の直接の契機となつた臨時物資需給調整法附則及
び独占禁止法第五條は左記の如くである。

臨時物資需給調整法 附則

(昭和廿二年法律第廿三號附則)

この法律は、昭和廿二年四月一日から、これを施行する
この法律施行後、経済安定本部總務長官が、一箇月ごと
の期間を限り特定の産業団体を指定して、これに対し個別
的に指定された臨時の統制の権限を興える場合に於ては、
従前の第二條の規定は、同條第三項の規定を除き、存任す
る効力を有する。

本法第二條は改正法によつて、削除されたものであるが
改正法の附則によつて、本條が存任その効力を有するも
のとして取扱われる場合があるのを、これを参考までに掲

記する。

第二條 主務大臣は、前條第一項第一號の割当の実施ハツ
ルに必要且つ適当と認めるときは、民主的に組織されたる
産業団体ハ、その構成員の議決に基いて、その構成員及
びその構成員以外の同業者ハ物資の割当を請得する者ト
対する物資の割当を行はせることが出来る。

前項の産業団体ハ、主務大臣が、告示によつてこれを指
定する。

第一項の産業団体の組織その他の事項ハ、必要ニ奉
項ハ、勅令によつてこれを定める。

第二項の規定により指定された産業団体ハ、第一項

の規定により物資の割当を受ける者ハその産業団体の行
つた物資の割当の決定に不服のある者は、遅滞なくその
首を物資需給調停委員会に申し出る事が出来る。この
場合ハ物資需給調停委員会は事業について公正な調査
及び審議を行つた上、公益に適した決定をすることを要す
る。

物資需給委員会に關し必要なる事項ハ、附令によつて定
める。

第四項の決定にその産業団体が従はた場合又は第二
項の規定により指定された産業団体の行つた物資の割当を
經濟安定本部總裁が定める方策と適合させるためハ必要
がある場合ハ、主務大臣は、その産業団体に對して

その行の物資の割当の速度の変更を命ずる
 独占禁止法「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」昭和廿二年七月施行後
 第五條 事業者は、一手買取及び一手販売の方法による資
 材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の統制又は資
 材若しくは製品の全部若しくは一部の配給の割当を行ふ
 法人その他が団体を設け若しくは組織し、又はこれら
 の団体に加入し、若しくはこれを組織し、又はこれら

の団体に加入し、若しくはこれを組織し、又はこれら
 の団体に加入し、若しくはこれを組織し、又はこれら
 の団体に加入し、若しくはこれを組織し、又はこれら

産業団体再編に関する懇談会（第一回）二二四一。

出席者

- | | | |
|---------|----------|------|
| 全国鉱山会 | 長 | 長 |
| 鉄鋼協議会 | 齊藤 | 総務課長 |
| 日本石炭鉱業会 | 永田 | 事務部長 |
| 産業機械工業会 | 幸島 | 総務部長 |
| 電気機械工業会 | 岩切 | 総務部長 |
| 通信機械工業会 | 安藤 | 企画課長 |
| 工作機械工業会 | 杉山 | 総務課長 |
| 事務局側 | 仲矢、古藤、福森 | |

(A) 鉄鋼協議会 物調法及獨占禁止法の趣旨に依り解散して
 新団体を創設する
 解散後に於ける方針としては大要左記の如き方向を採る
 こととなるであらう。(事務局案)
 (一) 今後は表面の活動分野を調査研究活動に求めるが、や
 はり公益的を仕事の方野が多分にあると思はれる故に
 の方面の開拓を行ふ。
 (二) 経営者団体との合体の問題は暫分留保して今後の推移
 を見る。
 (三) 人員は現在の三三〇名(本支部合計)を約二〇〇名程
 度に減らす人員整理の対象は重熟を女子に置くが、官
 廳或いは他会社への転換に依つて、或いは又自然退職

者に依り充分解決出来得る豫定

(四) 新団体は大体五月初旬頃に発足したい意向。

(B) 日本石炭鉱業会

- (一) 表面は調査研究を主とする団体として再出發するが実
 質的にはやはり左義に於ける官廳の補助的業務を行小
 こととなるであらう。
- (二) 経営者団体との關係に就いては、當会自体が経営者団
 体としての位置に立つ。
- (三) 石炭鉱業連盟との合体問題に時機尚早として、未だ日
 程不上つて居ない。
- (四) 人員整理の問題は、鉦山へ行く者、或いは調整官とな
 る者が多少生ずる程度の問題はないと思ふ。

(C) 全国鉱山会

- (一) 四月中に解散の豫定
- (二) 新団体は、鉱山経営者及び経営者以外の関係者（例として、専断経験者等）を主体として、懇親会或は親睦団体として再出発する。
- (三) 仕事の内容はやはり調査活動を主とするが、実質的には、物調法、漏与禁止法等に於ける程度に於いて、鉱山経営関係の仕事をする。
- (四) 人員整理の問題は、現在中央に居る約一〇〇名の職員が資材関係者約四〇名位が調整官となると思ふ。
- (五) 経営者連盟は別個に存在する。

(D) 産業機械工業会

- (一) 協会としては未だ政府自体の態度不明瞭の爲、当面現狀のまま進行様子を見る。
- (二) 然し将来改組等の問題が起つた場合の人員整理の問題を以てはあらかじめ解決の準備を要するが、現在貯蔵設備撤去委員会を作つて之に備へてある。
- (三) 下を以て解散、改組等により餘剰の人員が生ずる場合に於ては将来当然行はれるであらう、貯蔵設備撤去の必要にその人員を振り向けるにととなる。

(E) 電気機械工業会

- (一) 六月中迄は取りあはず現狀のまま、不ゆく
- (二) 将来は経営者団体的な性格を強く持たせる

- (イ) 勤勞部のやうなものを補充する
- (ロ) 調査研究を行ふ
 - と云ふ方向へ進むこととなるであらう
 - 更し地方に支部を設けて仕事を補充する
- (ハ) 人員整理をする豫定はない
- (ニ) 資材関係部門は別に（電気資材株式会社）を作つてあるが、独占禁止法との関係を考へて之を運営する

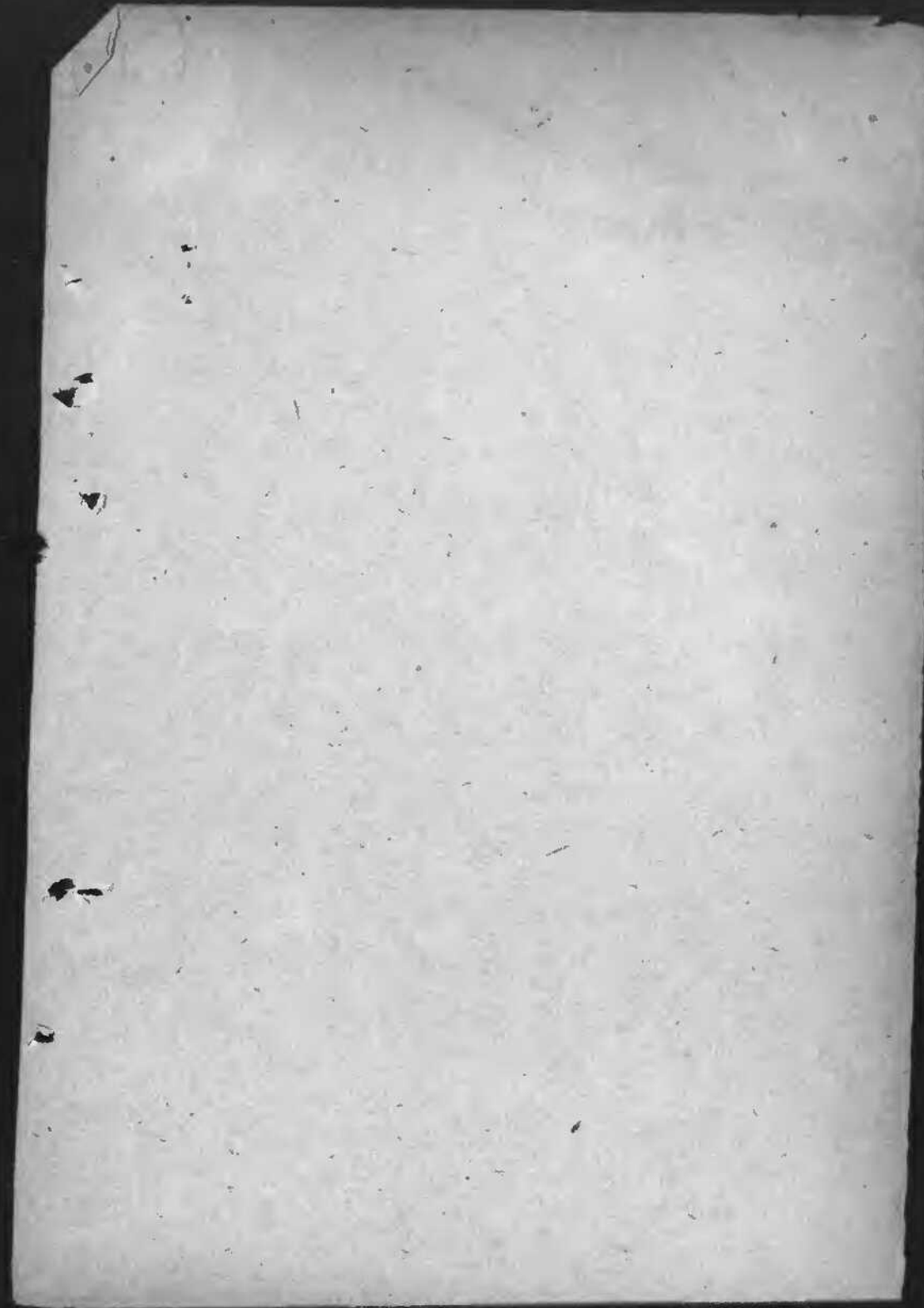
(F) 通信機械工業会

- (一) 現状通りでゆく
- (二) 当会に限り貿易廳の代行機能的な存在ともなるやうな方向を採る。と云ふのは、G・H・Qより注文として通信機械工業の今後に於ける重要性に鑑み、特に

独占禁止法、物調法の除外例を認める譯には申せぬが、是れの上でそれを行へと云ふ指示があるためである。右の運用の上で云ふことは具体的に如何なることを意味するか非常に不明瞭であるが、兎に角G・H・Qの意向は右の如くである。

(G) 工作機械工業会

- (一) 今後に於いては賠償設備撤去の仕事が繁忙を豫想されるのでその方向に向つて力を注ぐ事となるであらう。而して現在としては別に明確な態度も未だ持つてゐない。従つてき分現状のまま、ゆくこととなるであらう。



2122(2)

23

5-4

中小企業振興対策委員会設置要領(案)

(昭二二、六、二) 経済安定本部

國家經濟の再建と國民生活の安定とが依存する所大なる中
小企業に關する基本的方策を案劃し、各省具體的施策の實
施を強力に促進するに、左により經濟安定本部に關係官
吏からなる中小企業振興対策委員会を設置する。

一、目的 中小企業に關する基本的方策の立案及各省具體
的施策實施の促進

二、組織 委員長 經濟安定本部關係副長官

官房長

生産局長

財政金融局長

202/10.4

幹事

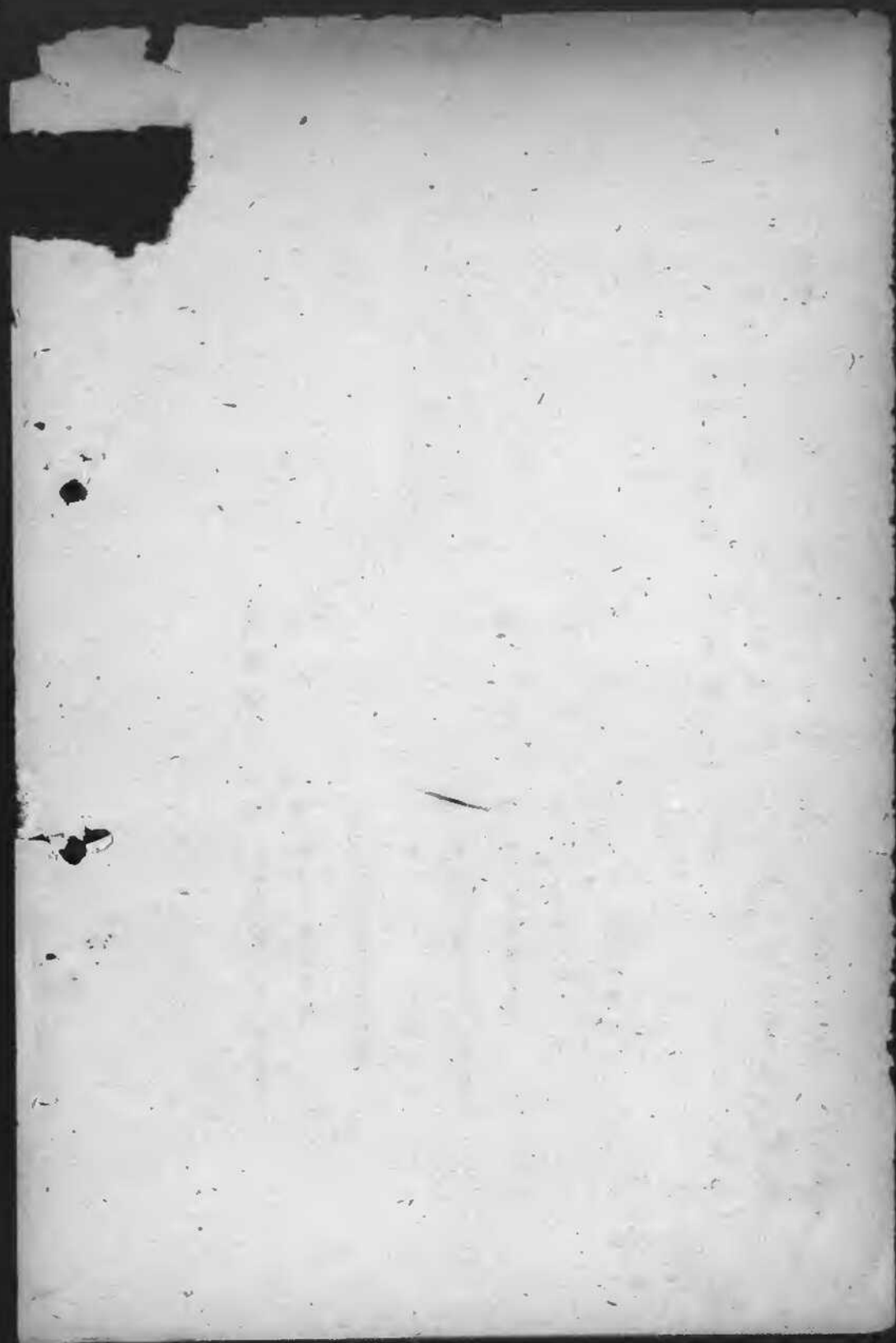
- 経済安定本部 生活物資局長
- 商工 省総務局長
- 産業復興局長
- 貿易輸出局長
- 農林 省総務局長
- 大蔵 省銀行局長
- 厚生 省職業安定局長
- 経済安定本部 官房企劃課長
- 生産局 供給課長
- 財政局 金融局 産業金融課長
- 貿易輸出課長
- 生活物資部長 生産課長

産業復興

三、通 考

中小工業対策協議会と緊密なる連繫を保ちつゝ、随時会合し、差し当りは、さきに関議決定をみた中小企業振興対策要綱の実施に関する具体案の考査を中心として協議するものとする。

- 経済安定本部 生活物資局 日用品課長
- 商工 省総務局 総務課長
- 産業復興局 振興課長
- 財務課長
- 貿易総務局 計画課長
- 農林 省総務局 総務課長
- 大蔵 省銀行局 総務課長
- 厚生 省職業安定局 庶務課長



106

新 2122

(24)

中小企業振興対策の基本方針に関する事項

(Eニニ六、生、活、物、資、局)

標記基本方針については、さきに閣議決定をみた中小企業振興対策要綱と類似したものであるが、今後G.H.日との交渉という点を考へ、又さきの閣議決定者時とは異り、新内閣の政策の実施という観点からみても、左の諸点につき更に検討を加え思想の統一をはかり閣議決定の解釈と運用の推進を期したい。

一 目的 — 振本の考へ方の内迄

(1) 日用品産業 輸出品工業に於て中小企業は有力な地位を占めてゐるが、終戦後、大企業の解体により中小企業

業の地位的更なる急角度を以てその重味を加えてをり、

204 了 8

之が存せば日本の経済全体の問題であること
(2) 右のやうなウエイ卜を有する中小企業にはあるが現在の
の資材及び資金の需給状態からみて、その振興は極
めて困難である。しかし行政は必しも物資行政、資金
行政に限定されるわけではなく、否むしろそれらは
行政の隅隅に及ばず、中小企業の健全な発達
のためには物資、資金以外に大いに行政的指導を行つべ
きであり、自由放任任せをなさないこと。
(3) 右のやうなウエイ卜をもつてある中小企業に右のやう
に振興措置が必要とすれば政府としての夙業二つの態
度考へられる。一つは社会政策的意味の中小企業振
興である。成程中小企業には多数の人口を包容してを

り、更にそれらの企業は大企業との競争にはどうして
も負ける力しか有さぬという点からの対策があるであ
らう。しかしながら中小企業の振興は中小企業の指導
であつて、その保護ではない、従つて單に弱者であり
劣者であるが故の対策をもたず、又中小企業からは失
業者を絶対出さないことによる失業予防策をもたず社
会政策的な中小企業振興策を第一義的にしか考へられ
ぬであらう。完全雇用のための中小企業に於ける対策
は、烈しい資本主義競争場裡にも、中小企業が伍して
ゆけるやうな指導を育成することにより、個人の私
的創意發揮の機会を中小企業分野に附与しておくこと
により、雇用の増加を促し、この面から社会政策的な

意味を考へてゆくべきであらう。

(4) 更にもう一つは経済政策的意味の中小企業振興である。資本主義の経済体制の中に中小企業が伍してゆくための資格と能力を得るやうに、資本主義的合理性の立場からこれを指導してゆくことである。これがやがて中小企業振興の根本趣旨である。世界的な視野にたつて、合理的経済観を持しつゝ、良質廉價な製品を出せるやう技術の指導、経営能率の向上、製品の優秀性助長等の施策を講じて、この健全な発達をはからねばならぬ。

かくして、中小企業振興の根本的考へ方は、自由放任をゆだねれば社会政策的考慮をもなして、第一義的に

は合理性の助長という経済政策的考慮を以て進むべきであらう。

二、行政機構の問題

(1) GHQ側の要求は、中小企業助成のための措置のスタートとして且つ根本的存点として、國家は中小企業に對して中立的立場にあってはならず、これを指導し育成するための行政機構をつくり、これに有能な構成員をあつて、これを要求してをり、振興措置具体化の前、この點の検討を政府として明確にしておく必要がある。

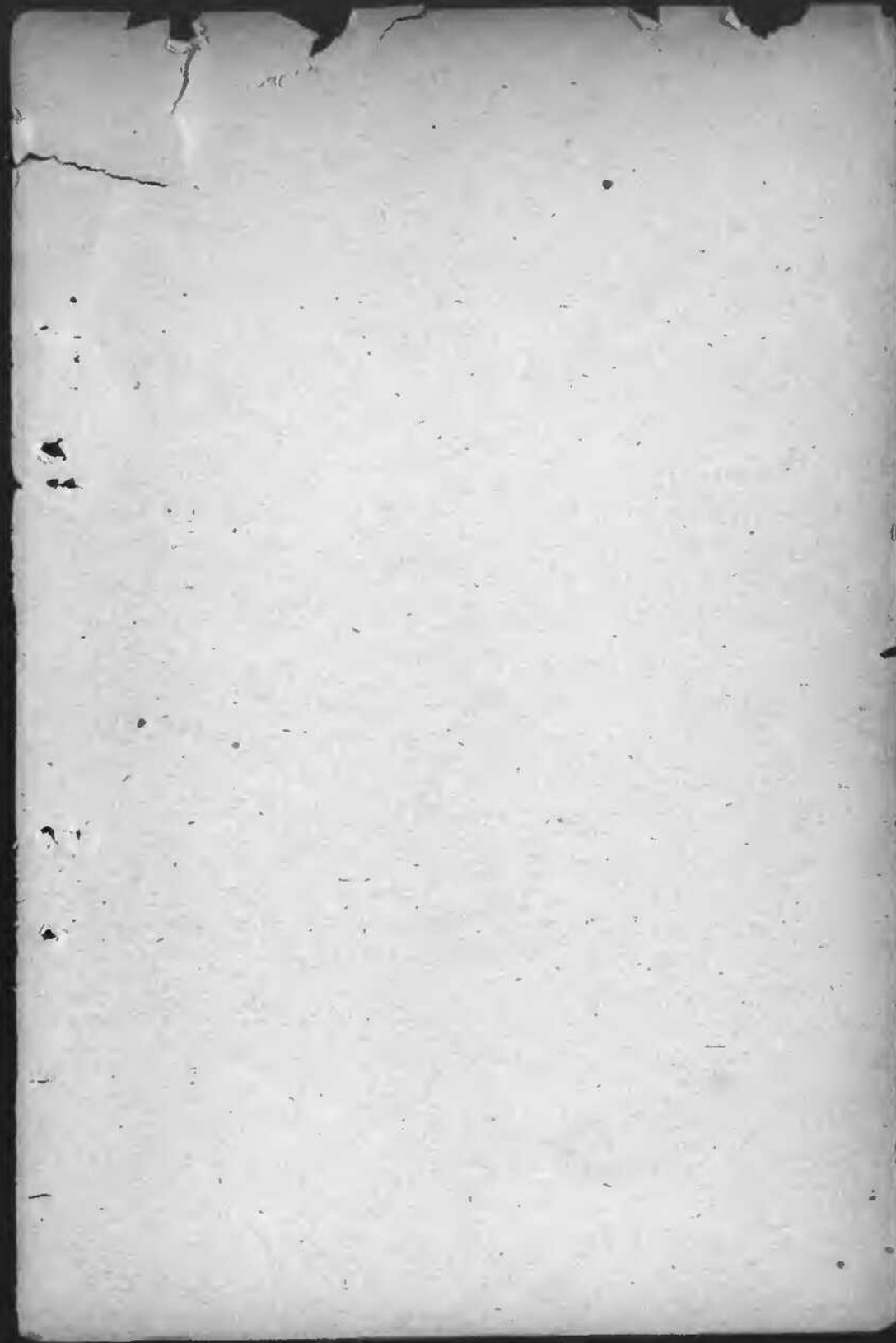
(2) 中小企業に對するウエイトは大きく、而も前述の如き考へ方を以て指導し合理化を助長することは極めて必

要ありこのため、現在のやうに、物質別に別れた行政機構のみを以てすることは問題であらう。
(2) しかし中小企業問題もつまるどころ日本経済全体の内
迄あり中小企業対策のウエイトも広い視野からきめ
らるべきであらうし又行政廳の増加は決して好ましい
傾向ではなく従つて現在の機構の改良によつて進むべ
きであらうか。

三、立法内容の問題

- (1) GPO 側は右に述べた如く機構の問題を要求すると共に、
これの法制化を主張してゐる。
- (2) 立法内容はかなり変化してきてをり、官制も法律によ
つて定められる状況からみれば、むしろ排すべきではない

- (3) 商工省案についてこれの検討を試みることにする。
が、いかなる英をいかなる程度に立法化するべきは大いに
に検討を要することである。



現物給與及企業間の物交に関する具体施策
—生活物資局関係—

(ニニ七七一六)
生活物資局

標記に対する意見

一、業種別賃銀水準に 現物給与を必要としない前提の下
に決定された以上 現物給与を許すというものを施策

として肯定することは矛盾である。

二、企業が統制物資であるその生産品又は生産のため原材
料を従業員に現物給与することは 現在法的には禁止

されたと有り 又それが至当である。

三、この際施米を出して 或る範囲内で許すという事の妥
当性は極めて乏しく 企業が その製品における差に

よつて、その構成員に対する給与を異にすることは、
事実問題として已むを得ない事情があるとしても、少
くとも法律乃至は行政上の政策として肯定すべきでは
ないと思はれる。

4. 実際問題として、現物給与が決定賃銀水準による原計
の赤字を補つてゐることとはあらうが、禁止すること
による問題の帰属は、賃銀水準決定にゆくべきであり、
現物給与許容の理由にはならない。

5. 従つて理論的には何ら許容の余地のないもの故、原
則として禁止することを経く願明した文で十分であり、
取締技術上更に考へらるる方法を甘んじ、
事実行はれることは已むを得ない。

6. 寧ろ現物物資の生産把握を強化することにより、企業主
の自由処分余地をなくすことが必要であり、この面
から指定生産資材割当規則による用途指定の義務づけ
が、唯一の具体政策である。
7. 更にこの際禁止の意味を闡明する方法として、運輸省
が職員に出す無料定期の廃止措置をどが併せとらるる
ことを考慮すべきである。
8. 或いは賃銀水準決定の時加味すべきである。
8. 結論として、取締の同進、生産把握の同進、官業にお
ける現物給与廃止という一つの宣傳の同進以外に政策
としてはかくべきではなく、従つて生活物資局として
は、うたう要を認めないと考へる。



日本國政府

司合部提身
関する件

企業再建整備法との関係に

(理、經、二二七二一)

一、本提案は企業再建整備法による企業の再建整備の實施を妨げ又は遅延するものであつてはならない。寧ろ本提案と再建整備法とは同一の窮極の目的に奉仕するものとして互に相補いその間に矛盾のないものとしたなければならない。

ニ従つて本提案に規定せられてゐる再編成の計画は整備計画の一内容として同計画中に記載することを要する。一そのためには整備計画の記載事項を修正することを要するであらう。一この点から企業再編成の計画書はH、O、L、Cが作成する原則一提案は企業が自発的に計画書を作成する場合も予想してゐる如くであるが明瞭でない。一は修正し、H、O、L、Cの指定する會社一以下指定會社という。一のうち整備計画中に本提案に基く再編成計画を記載して提出することとすることを要する。

尙特許會社以外の指定會社について、再建整備法第五十九條の

裏面白紙

日本國政府

二の規定による任意整備計画として提出するのが適当と思はれるが、この場合には尙整備計画以外再編成計画を認めなければならぬ。

又本提案には組合その他の団体或は個人の財力等も対象としているのであるものは再建整備法とは関係ないので別途考案を要する。

三本提案により頂度整備計画提出の段階に入つた再建整備計画を遅延せしめることなく進捗せしめるためには左の点の考案を要する。

(一) H、O、L、Cは十月初めから整備計画の審査を初め來年一月一杯に大体審査を完了したなければならぬ。現行の方法においても制限會社は一月末を予定している。一そのためには八月中旬には本提案に基づく法律のみならず所要の政令規則等も完備し、

九月中に所要の準備を整えることが必要であらう。
(二) 整備計画は当初の計画通り立案提出を進行せしめなければならぬ。従つて整備計画の審査方針は二日も早く司令部の瞭解を

(東京 888)

裏面白紙

日本國政府

得て、発表することを要する。

曰 H、O、L、O の受入体制の進捗とは關係なく既に提出になつた整備計画は現行の機構で審査をすることができるとする。ことを要する。殊に既に個々の H、O の諒解を得た解体案を内容とするものについて然り、

曰 曰と關聯して指定會社の指定は最も急を要すべく大体八月中には指定は終るといふのが理想であらう。個々の指定が若干遅れても少くともその基準は大至急決定することを要する。

曰 H、O、L、O も機構の整備を俟つことなく、速に指定會社とたることを予想される會社に対する指導、整備計画の下審査を開始することを必要とする。

(東京 382)

2/2

裏面白紙

日本國政府

四 H、O、L、O の権限と再建整備法の主務大臣の権限を調整し事務の分界を明らかにするため

三 H、O、L、O の所管大臣である内閣総理大臣を主務大臣に加える。

二 H、O、L、O の委員長及び委員を経済再建整備委員会に加える。一現在の再建整備委員会を改組すると共に

一 整備計画の記載事項を整理し、H、O、L、O の審査決定する事項一 解体、再編成等に關する事項と主務大臣の審査決定する事項一 解体、再編成以外の事項一 との区分を明らかにして、夫々所管の項目を處理することとする。但し、この場合においても第二會社の資産の出資計畫或は解散の場合の資産處分計畫等両方の所管にまたがるものがあるので、これが處理に留意を要する。

一 整備計畫の採出部数を追加する。

一 地方にて處理せらるべき會社中に指定會社があれば、これを中

裏面白紙

日本國政府

中央理に移す。

内以上を除くの外は、現行の再建整備法の整備計画の受理、審査認可の機構をそのまま活用する。

五その他留意すべき点として、

(一) 整備計画の認可との矛盾を排除するため、仮に整備計画の認可のあつた會社を後から指定することは避けることとする。万一かかることとなつた場合には、権力既に認可された整備計画と矛盾しない様に再編成計画を立てることとする。尚かかる場合には再整備計画の変更申請も必要であろう。

(二) H、O、L、Uの再編成計画に關聯しての命令處分の権限と現行の整備計画の変更認可との規定の調整を必要としよう。

(三) 現行の再建整備法に整備計画の実行の主務大臣による監督の規定を設けると共にこれとH、O、L、Uの権限との調整を必要としよう。

(東京 388)

裏面白紙

日本國政府

日本提案の分科會、兵隊の申立、訴訟の決定と再建築法の具

申立の決定との調整を必要としよう。

日本提案の清算管理人と特別管理人との關係の調整を必要としよ
う。

裏面白紙

産業団体の取扱に関する方針

(E三ヶB三)

10-4
216

- 一 臨時物資需給調整法に基いて、統制補助団体として指定されたもののその他の産業団体の取扱は、この方針に則するものとする。
- 二 指定統制補助団体（全国的協同組合を除く）以下同じとあり、別紙に掲げる「産業団体の構成基準」に該当し、且つこれを超えざるものは、指定の失効と同時に、本邦の産業団体としての性格を還元されるものとする。閉鎖機関には編入されざるものとする。指定統制補助団体であつて、その実体が別紙の基準と準しく、定款の形式も多少変更すれば足りるものについても同様と考へる。
- 三 指定統制補助団体以外の団体であつて、別紙の基準に該当し、且つこれを超えざるものは、直正を団体として、その存続を認めらるゝものとする。

閉鎖機関には編入しないものとする。

- 四 指定統制補助団体その他の団体であつて、別紙の基準に該当し、且つものは、解散するか又は閉鎖機関に編入されることも之を得ざるものとする。
- 五 前記(四)に依り還元されるべき産業団体、前記(四)に依り存続する産業団体、前記(四)に依り解散し又は閉鎖された場合と別紙に設立されるべき産業団体及び将来設立されるすべての産業団体は、別紙基準に基か存続し得ざるものとする。その基準を認めない限りにおいて、将来私的独占禁止法に抵触することなく、又閉鎖機関に編入されることもないとする。
- 六 主務大臣は、別紙の基準に基く産業団体については、これを如何なる統制的業務又はその補助業務をも従事させない。

(別紙)

産業団体の構成基準

新しく組織されるべき産業団体は、その基本的性格とあつて、従来の特
別団体的色彩を徹底的に拂拭する必要がある。それは、団体の定款に認
載された事業等の形式的な面のみならず活動の内容的を面も於ても必要
である。このためには、新しく要請されるべき団体請成の形式的基準を推定
するべく、その実質的基準は、私的独占禁止法の運用に換つて、ま
ものとする。

一、性 格

産業団体は、その基本的性格として、一、營利を目的としない団体
であることと要する。従つて団体設立の目的は、当該業界一般の福祉

及公当該業界の製品の消費者の福祉を増進することにかかるといふべきであ
る。その限りにおいては公益的性格をもち、社団法人にもなり得る。
そして、その設立は、業界の自由なる発意に基か行われねばならない。

二 会員

当該業界に所属する個人及び法人は、いづれも平等の資格に立って、加
入し得べきものとする。又その脱退も自由とする。

三 役員

役員は、總會を選任されたる理事長、理事、監事及び事務長を以て構成
される。そして、理事長と理事を以て理事会を構成し、これが總會
に於て決定された方針について、その実施の責任を任ずる。

四 總會

會の意思決定機關は、總會とし、すべての施策は、會員の二分の一を
定足数とする總會の議決を経なければならぬ。總會においては、各
一會員は平等に一票の議決権を有するが支取關係、結合關係にある會員
は、これを合して一票のみしか行使し得ない。又賦課金の徴収も、總會にお
いてのみ決定されるべきである。

五 事業

産業団体の事業は、商品又は役務の良質廉價を通じて消費者に奉仕し
業界の技術的向上と産業平和の助長に盡すために左の如き事業が擧げら
れる。

- (一) 業界から必要なる報告を徴すること。
- (二) 統計を作成し、調査を行うこと。

- 四 共同研究機關を設け、研究、実験を行うこと。
- 四 業界の向上に必要な立法を勸告すること。
- 五 雇傭条件を改善し、公正取引準則を設ける等、当該事業に從事するもの間の友好の増進に努めること。
- 六 その他業界全般の福祉の増進に努めること。

裏面白紙

経済第一四号

昭和三十三年七月二十五日

経済安定本部

中小企業振興対策委員会委員長

経済安定本部
財政金融局長殿

中小企業振興対策委員会設置に関する件

今般中小企業に関する基本的方法を案出し、各省具体的施策の実施を強
かに促進するため、六月二日の次官会議決定に基づき、当部に別紙要領の
通り委員会を設置し、第一回委員会を左記の通り開催の運びと致したる

に付録出席願付したる。

記

一日 時 七月三十日(水) 午前十時

一 場所 経済安定本部総務長官各邸

二 議題

1. 委員会の設立及びその後の経過に関する説明
2. 委員会今後の運営方針

| |
|-----|
| 22 |
| 725 |
| 3-8 |

220

中小企業振興対策委員会設置要領

國家經濟の再建と國民生活の安定とに依存する所大なる中小企業に關する基本的方策を策劃し、各省の具體的施策の實施を強力に促進するため、左により經濟安定本部に關係官吏からなる中小企業振興対策委員会を設置する。

一 目的 中小企業に關する基本的方策の立案及各省具體的施策實施の

促進

二 組織 委員長

經濟安定本部關係副長官

委員

官房長

生産局長

財政金融局長

委員

經濟安定本部労働局長

貿易局長

生活物資局長

商工省總務局長

生活物資局長

貿易振輸出局長

農林省總務局長

大藏省銀行局長

厚生省職業安定局長

經濟安定本部官房企劃課長

生産局副給課長

幹事

幹事

経済安定本部 財政局金融局産業金融課長

〃

労働局雇傭安定課長

〃

貿易局輸出課長

〃

生活物資局民生課長

〃

生活物資局日用品課長

〃

商工 省總務局總務課長

〃

財政課長

〃

生活物資局振興課長

〃

貿易總務局計出課長

〃

農林 省總務局總務課長

〃

大藏 省銀行局總務課長

幹事

厚生

省職業安定局庶務課長

三運管

中小工業対策協議会と緊密なる連絡を保ちつゝ、随時会合し差し当りは、さきに閣議決定をみた中小企業振興対策要綱の実施に関する具体策の考究を中心として協議するものとする。

備考

- 一 右要領は六月二日（木）次官会議にて決定した
- 二 要領第三項中における「具体策の考究」には、立法措置を含むものとする。

中小企業振興対策委員会設置要領(案)

(昭二二、一、一)
(経済安定本部)

國家經濟の再建と國民生活の安定とが依存する所大なる中
小企業に關する基本の方策を策劃し、各省の具體的施策の
実施を強力に促進するに、左により經濟安定本部に關係
官更からなる中小企業振興対策委員会を設置する。

一、目的 中小企業に關する基本の方策の立案及各省具體
的施策実施の促進

二、組織 委員長 經濟安定本部關係副長官
委員 官房長
生産局長
財政金融局長

委員

経済安定本部生活物資局長
労働局長
省総務局長

産業復興局長

貿易廳輸出局長

農林省総務局長

大藏省銀行局長

厚生省職業安定局長

官房企劃課長

生産局常務課長

財政廳金融局産業金融課長

貿易局輸出課長

生活物資局民生課長

幹事

経済安定本部官房企劃課長

生産局常務課長

財政廳金融局産業金融課長

貿易局輸出課長

生活物資局民生課長

幹事

経済安定本部生活物資局日用品課長

商工省総務局総務課長

産業復興局振興課長

財務課長

貿易廳総務局計画課長

農林省総務局総務課長

大藏省銀行局総務課長

厚生省職業安定局庶務課長

三、運 営

中小工業対策協議会と緊密なる連絡を保ち、随時合
し差し当りは、さきに関議決定を以て中小企業振興対策
要綱の実施に關する具体案の考究を中心として協議する

ものとする。

中小企業振興対策委員会設置要領

國家經濟の再建と國民生活の安定とが依存する所大なる中小企業に関する基本的方策を策定し、各省の具體的施策の實施を強力に促進するため、左により經濟安定本部に關係官吏からなる中小企業振興対策委員会を設置する。

一 目的 中小企業に関する基本的方策の立案及各省具體的施策實施の

促進

二 組織 委員長 經濟安定本部關係副長官

委員 官房長

〃 生産局長

〃 財政金融局長

委員 經濟安定本部労働局長

〃 貿易局長

〃 生活物資局長

〃 商工省總務局長

〃 生活物資局長

〃 貿易總輸出局長

〃 農林省總務局長

〃 大藏省銀行局長

〃 厚生省職業安定局長

幹事 經濟安定本部官房企劃課長

〃 生産局長

幹事 経済安定本部財政司金融局産業金融課長

“ 労働局雇傭安定課長

“ 貿易局輸出課長

“ 生活物資局民生課長

“ 生活物資局日用品課長

“ 商工 省總務局總務課長

“ 財政課長

“ 生活物資局振興課長

“ 貿易總務局計出課長

“ 農林 省總務局總務課長

“ 大藏 省銀行局總務課長

幹事 厚生 省職業安定局庶務課長

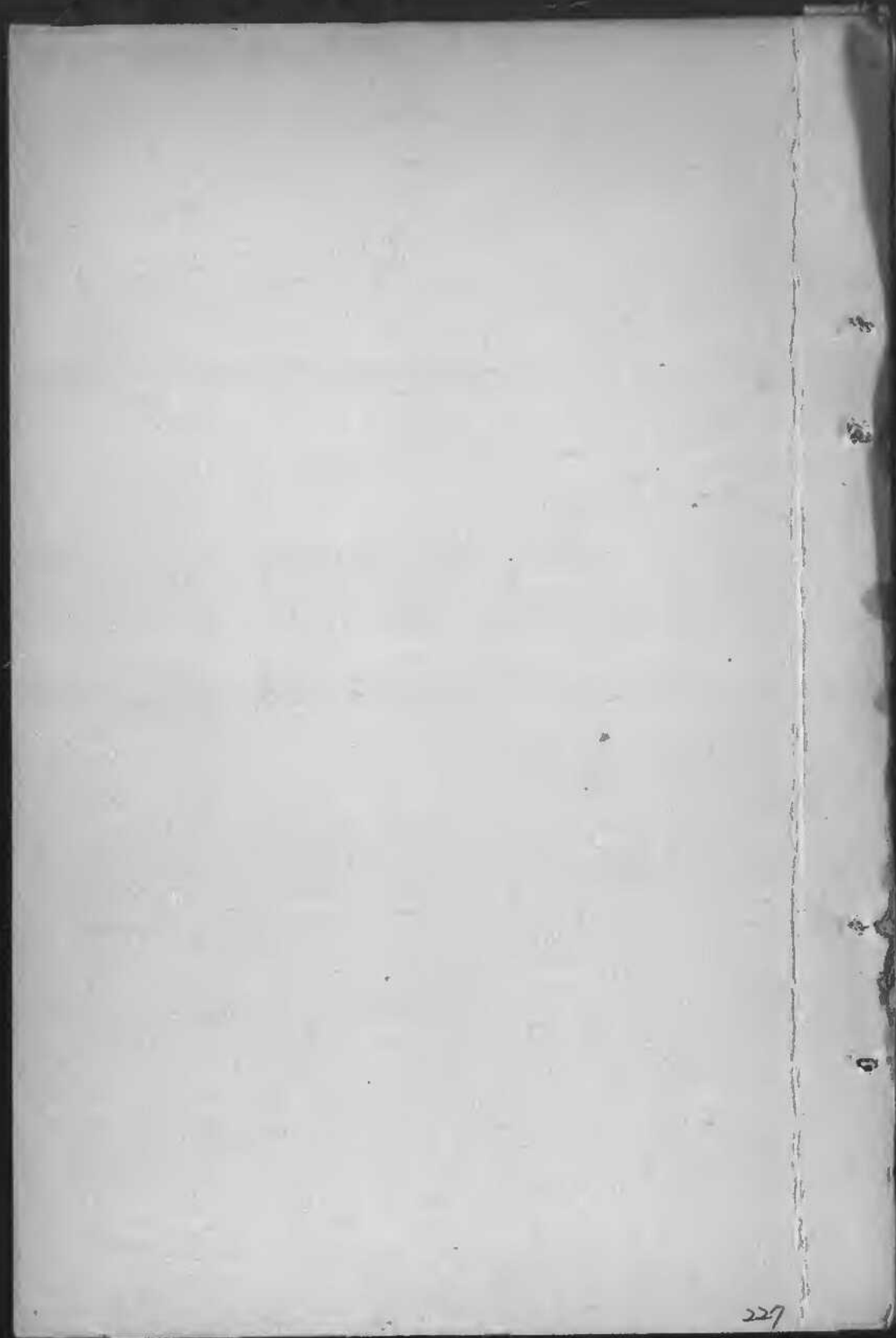
三運管

中小工業対策協議会と緊密なる連絡を保ちつゝ、隨時会合し差し当りは、さきに閣議決定をみた中小企業振興対策要綱の実施に関する具体案の考究を中心として協議するものとする。

備考

一 右要領は六月二日（木）次官会議にて決定した。

二 要領第三項中における「具体案の考究」には、立法措置を含むものとする。



227

